

第2期平戸市地域福祉計画

平戸市再犯防止推進計画

平戸市自殺対策計画

中間見直し版



令和6年3月

長崎県 平戸市

はじめに

近年、少子高齢化や家族形態の変化、生活不安の増大、犯罪や事件の深刻化などに伴い、福祉行政に求められる市民ニーズもますます多様化・複雑化し、「地域福祉」の重要性が高まっています。地域福祉をより充実させていくためには、行政や社会福祉協議会をはじめ、すべての市民、地域の各種団体がそれぞれの役割を分担し、協働することが重要となります。

このような中、平成30年度策定の第2期平戸市地域福祉計画を検証し、「平戸市未来創造羅針盤（第2次平戸市総合計画（後期基本計画）」、「福祉関連計画」等との整合性を図るとともに、社会福祉法の一部改正を踏まえて見直しを行いました。

また、関係機関・団体が一体となって安心・安全な地域づくりに寄与するために、再犯防止推進計画及び自殺対策計画を包含した計画となっております。

本計画は、「誰もが気軽に地域活動に参加する地域づくり」、「協力して支え合う関係づくり」、「生活を支える福祉サービスの基盤づくり」、「安心して暮らせる地域づくり」の4つの基本目標を掲げ「市民」、「地域」、「行政」等がそれぞれ協働して取り組むべき内容を取りまとめたものです。

計画の策定にあたっては、地域住民の方々の生の声をできる限り計画に反映するため、策定委員会の委員の公募や市民アンケートの実施、パブリックコメントの実施など、計画の策定段階から市民の皆様との協働による計画づくりを進めてまいりました。

今後は、本計画の基本理念であります「一人ひとりが生きがいをもってともに支え合う共生のまちづくり」を構築するため、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに作っていく「地域共生社会」の実現に向けた取り組みを進め、地域福祉のさらなる推進・充実に努めてまいります。

最後に、本計画の策定に多大なるご尽力を賜りました策定委員会委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力をいただきました多くの市民の皆様、関係団体の皆様にご心から感謝申し上げますとともに、今後もなお一層のご協力をお願い申し上げます。

令和6年3月

平戸市長 **黒田 成彦**

地域福祉計画とSDGs(持続可能な開発目標)の取組

SDGsとは「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略で、平成27年9月の国連サミットで採択され、令和12年を達成年限とし、経済・社会・環境などに係る17のゴールと169のターゲットから構成されています。

平戸市の上位計画である平戸市総合計画後期基本計画では、主要な施策ごとにSDGsの17のゴールと関連づけ、施策の展開に取り組んでいます。

本計画においても、平戸市総合計画後期基本計画に連動し、福祉に関する下記の10のゴールと関連づけ、SDGsゴールの達成に寄与することを念頭に置きながら、一体的な地域福祉の推進への取組を行います。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



目次

第1部 地域福祉計画

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の背景	1
2. 計画策定の目的	2
3. 計画の位置付け及び必要性	3
4. 計画の期間	4
5. 関連計画との関係	4
第2章 平戸市の地域を取り巻く現状	5
1. 地域福祉を取り巻く状況	5
(1) 人口	5
(2) 出生・死亡	8
(3) 世帯	9
(4) 障がい者等	10
(5) 介護	12
(6) 生活困窮者	13
第3章 計画の基本的な考え方	14
1. 基本理念	14
2. 基本目標	15
3. 計画の体系	16
第4章 施策の展開	17
基本目標Ⅰ 誰もが気軽に地域活動に参加する地域づくり	18
1 人権や福祉について学ぶ場をつくる	18
2 気軽に参加できる交流の場を広めていく	23
3 地域の活動や行事に参加しやすくする	25
4 ボランティア活動に参加しやすくする	27
基本目標Ⅱ 協力して支え合う関係づくり	30
1 福祉サービスの量や質の充実を図る	30
2 連携しながら相談支援を進める	34
3 包括的な支援の充実を図る	36
基本目標Ⅲ 生活を支える福祉サービスの基盤づくり	39
1 福祉サービスの情報をわかりやすく伝える	39
2 身近で気軽な相談支援を進める	44
3 相談支援の専門性や利便性を向上させる	46

基本目標Ⅳ 安心して暮らせる地域づくり	49
1 隣近所などでの身近な助け合いを進める	49
2 地域での組織的な支援を進める	52
3 災害時の避難に備える	57
第5章 計画の推進に向けて	60
1. 協働による計画の推進	60
(1) 住民の役割	60
(2) 地域の組織・団体の役割	60
(3) ボランティア団体の役割	60
(4) 福祉サービス事業者の役割	61
(5) 社会福祉協議会の役割	61
(6) 行政の役割	61
2. 計画の進行管理	61
第6章 再犯防止について（平戸市再犯防止推進計画）	62
1. 計画策定の背景	62
2. 位置づけ	62
3. 計画の期間	62
4. 対象者	63
5. 地域における再犯防止を取り巻く状況	63
6. 課題と取組	68
7. 計画の推進	70

第2部 平戸市自殺対策計画

1. 計画策定の背景	71
2. 位置づけ	71
3. 計画の期間	71
4. 平戸市の自殺の状況	72
5. 平戸市の自殺対策における取組	76
6. 計画の数値目標	81
7. 平戸市の自殺対策推進体制	83
資料編	84
(1) 平戸市地域福祉計画等策定委員会条例	84
(2) 平戸市地域福祉計画等策定委員会委員名簿	86
(3) 平戸市地域福祉計画等策定委員会開催状況	87
(4) 用語解説	88
(5) アンケート調査の概要	96

第1部 地域福祉計画

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景

近年、晩婚化や未婚化、共働き世帯の増加、経済・雇用環境の変化などにより、全国的に出生数は減少傾向となる一方で、医療の発達などによって平均寿命は延びており、少子高齢化が進行しています。

また、都市化・情報化の進展、個人の価値観や生活様式の多様化などから、人と人とのつながり・絆が弱まり、近隣住民との人間関係が希薄になるなど、お互いの顔が見えにくい状況が広がっています。こうした社会を背景に、虐待や孤立死、消費者被害トラブル、生活困窮、子どもの貧困といったさまざまな社会課題や生活課題が発生しています。

これら多様化する課題に対して、生活困窮者自立支援制度や介護保険制度をはじめとして福祉施策の創設・改正によって、さまざまな公的サービス（制度）が提供されていますが、必要なサービスや支援につながらないまま生活困窮に陥る人などもおり、すべての課題を同時に解決することは困難です。

一方、東日本大震災が発生し、家族や地域における支え合い・助け合いの大切さが認識されている中、令和2年に新型コロナウイルス感染症が発生・蔓延し、私たちがこれまで普通に行っていた生活行動や催しは感染症拡大防止の観点から自粛や中止を余儀なくされるなど、今までにない大きな試練・不安となりました。

このような状況においては、助け合いの基盤となる、人と人とのつながりが重要となり、地域住民が助け合いの意識を高め、互いに声を掛け合うことが“地域の絆づくり”に繋がることが改めて認識されました。

そのために、地域の人と人とのつながりを大切にし、他人を思いやり、だれもが安心して暮らしていくことができる地域共生社会を構築することが求められています。

そのほか国において、人口減少及び少子高齢化社会の到来や核家族・単身世帯の増加により社会構造が大きく変化していることを鑑み、複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、令和2年に社会福祉法を改正し、Ⅰ相談支援、Ⅱ参加支援、Ⅲ地域づくりを一体的に支援を行うよう重層的支援体制の整備が設けられました。

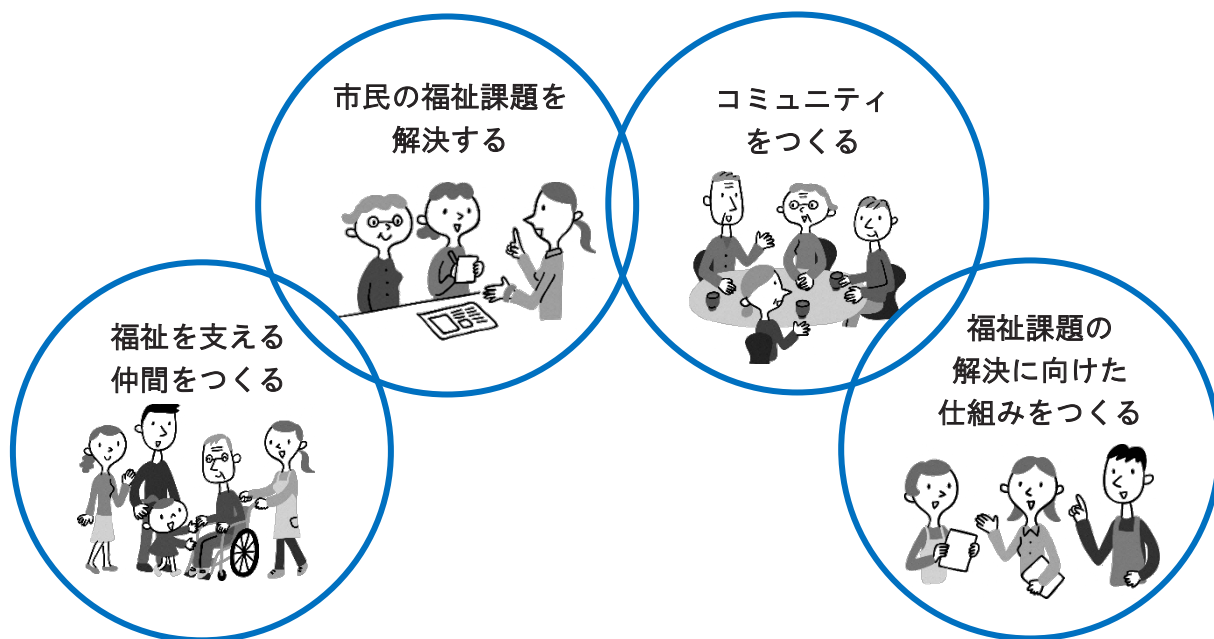
2. 計画策定の目的

今後、ますます「地域福祉」の重要性が高まるなか、平戸市においても、住み慣れた地域で、誰もが安心して暮らし続けることができるよう、地域のさまざまな人たちによる支え合いや助け合い、福祉サービスの充実などを目的とした「第2期平戸市地域福祉計画」を策定しています。

地域福祉とは「住みなれた地域社会のなかで、家族、近隣の人々、知人、友人などとの身近な方々との支え合いや助け合いなどの“つながり”を保ちながら、自分の持っている考えやアイデア、技術などを活かし、誰もが自分らしく、誇りをもって、安心して暮らし続けることができる地域社会を創っていくこと」をいいます。

本市の地域福祉をより充実させていくためには、行政や社会福祉協議会をはじめ、すべての市民、各種団体がそれぞれの役割を分担し、適切に協働することが必要です。そのため、計画策定段階から、市民、地域団体、社会福祉協議会、行政等の協働を推進し、今後も地域の課題を認識・共有しながら、改善に向けた取り組みを行います。

「地域福祉」の主な内容



少子高齢化や家族形態の変化にともない、一人ひとりが抱える生活課題も多様化しています。これらに対応するには、個人の努力や行政による福祉サービスだけでは十分でなく、地域に住む私たち自身が、身近にあるさまざまな福祉ニーズに目をむけ、地域全体で取り組むことが求められています。

3. 計画の位置付け及び必要性

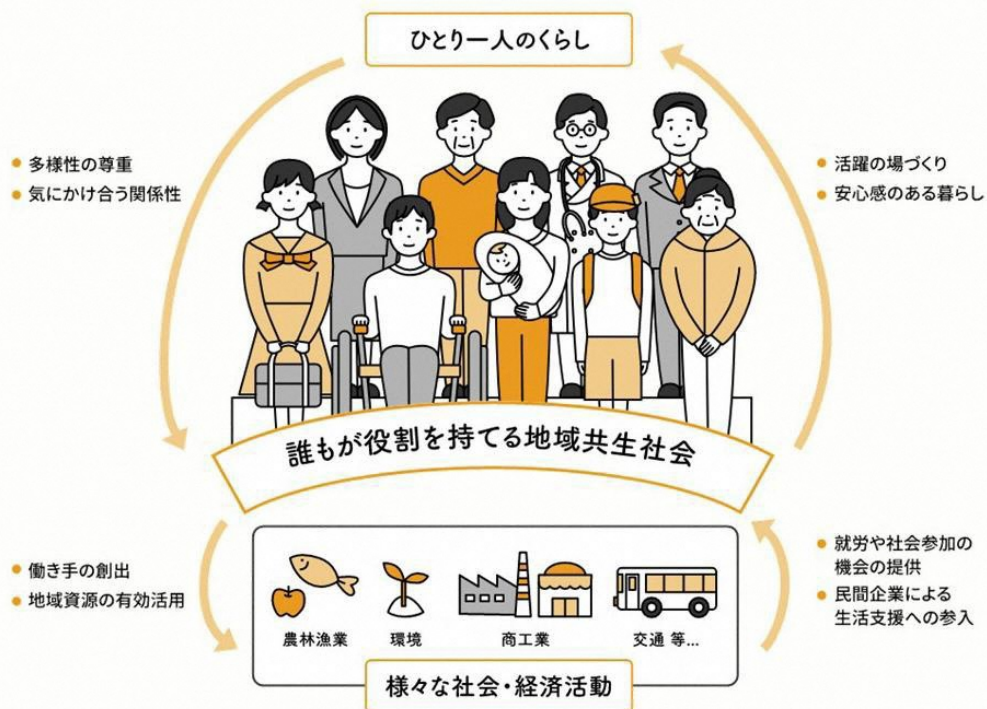
本計画は、平成 12 年6月に社会福祉事業法が社会福祉法に改正され、平成 15 年4月 1日から施行された同法第 107 条の規定を受け、平戸市として策定するもので、平成 20 年策定の前計画を検証し、本計画では「平戸市総合計画」を上位計画とし、これまでに策定され、実行されてきた各分野別の福祉計画との整合を図っています。

また、行政と社会福祉協議会が一体となり、地域福祉を軸として共に地域の生活・福祉課題を解決していくため、同法第 109 条に規定されている平戸市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」とともに、地域で支え合う仕組みを構築し、市民の地域福祉活動の創出や活動の活性化を図るなど、実効性を高める計画として策定しています。

平成 29 年6月には、地域包括ケアシステムの深化・推進を大きな柱の一つにした「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が公布されました。このなかで、社会福祉法の改正にあたっては、「地域共生社会」の実現に向けた取り組みの方向性が示されました。

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています。

具体的には、地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民や世帯が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握と関係機関との連携などによる解決が図られることをめざすことが明記されました。



出展：厚生労働省（地域共生社会のポータルサイト）

4. 計画の期間

本計画の計画期間は平成30年度から令和9年度までの10年間とし、社会状況の変化や関連計画との整合性を図るため、必要に応じて見直しを行います。

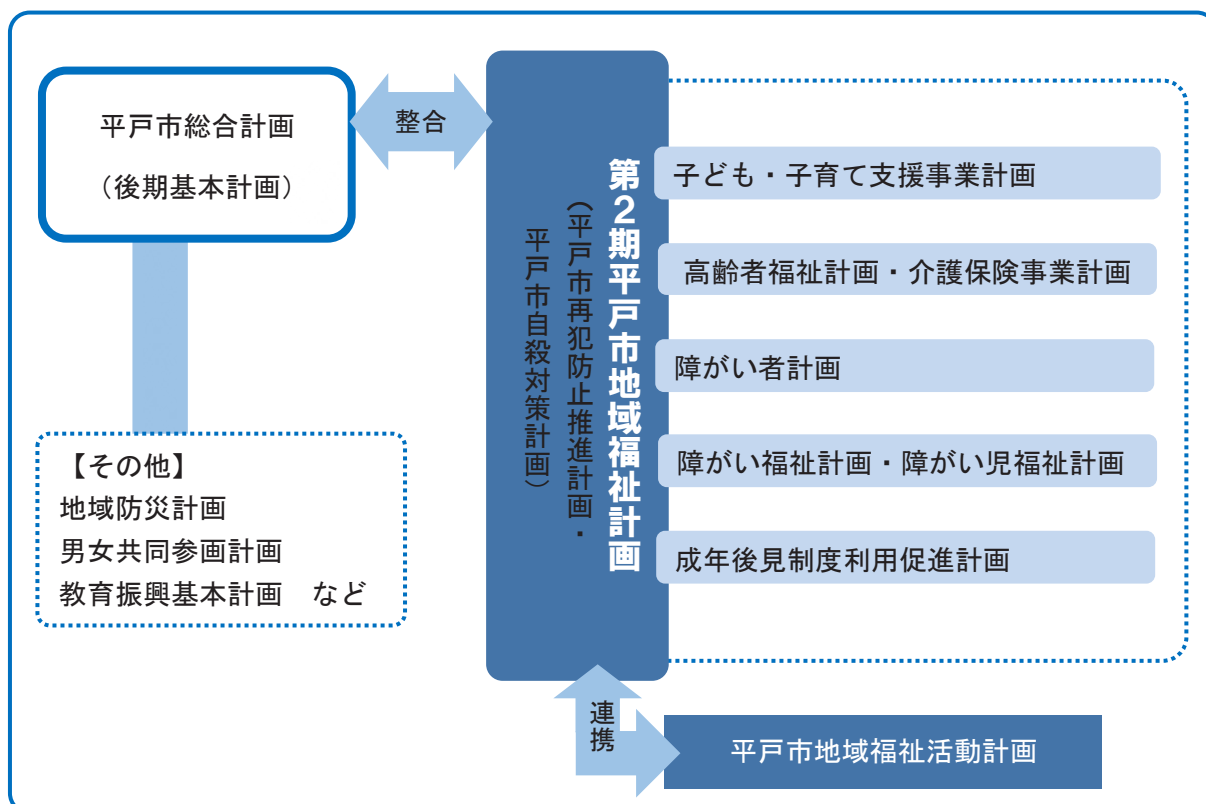
5. 関連計画との関係

本計画は「平戸市総合計画」のもと、地域の中で支え合い、安心して健やかに暮らせる医療と介護の充実した生活を送ることができるよう支援する「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、障がいのある人もない人も、一人ひとりが尊重され、誰もが心豊かに暮らせるよう支援する「障がい者計画」「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」、子育て中の家庭を行政や身近な地域で支える「子ども・子育て支援事業計画」等、その他の分野の個別計画を「地域」や「生活」といった視点で横断的に取りまとめ、総合化することで、市の地域福祉に必要な考え方や方向性、取り組み方法を集約し、地域の福祉力を高めていくものです。

なお、平戸市総合計画の後期基本計画の策定及び社会福祉法の一部改正により、令和5年度に平戸市地域福祉計画の見直しを行うとともに、平戸市再犯防止推進計画及び平戸市自殺対策計画を包含した計画を策定するものです。

また、地域福祉を推進する具体的な取り組みについては、平戸市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」との整合を図り、相互に連携・協力しながら進めていくものとします。

■総合計画及び分野別計画との関係



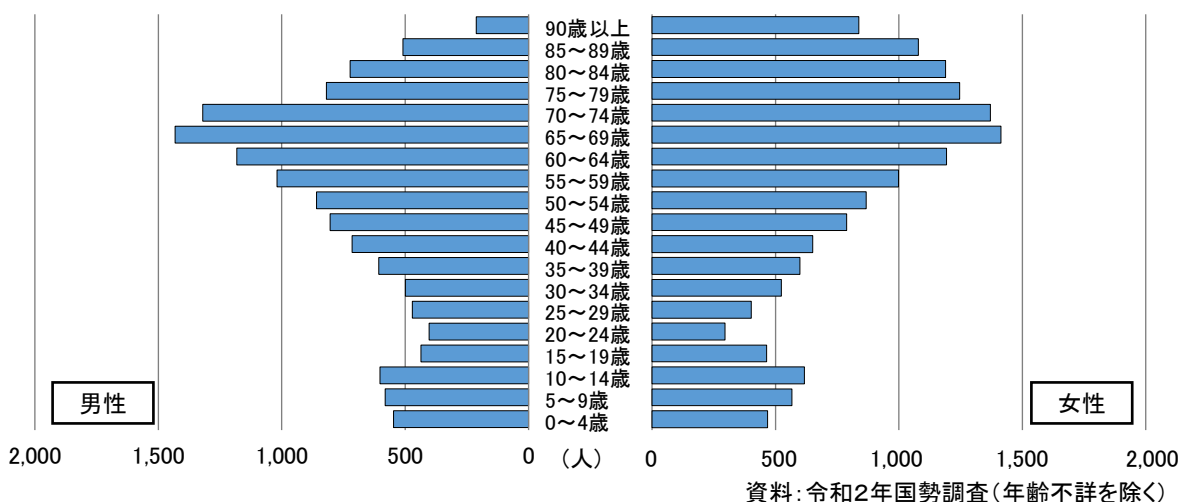
第2章 平戸市の地域を取り巻く現状

1. 地域福祉を取り巻く状況

(1) 人口

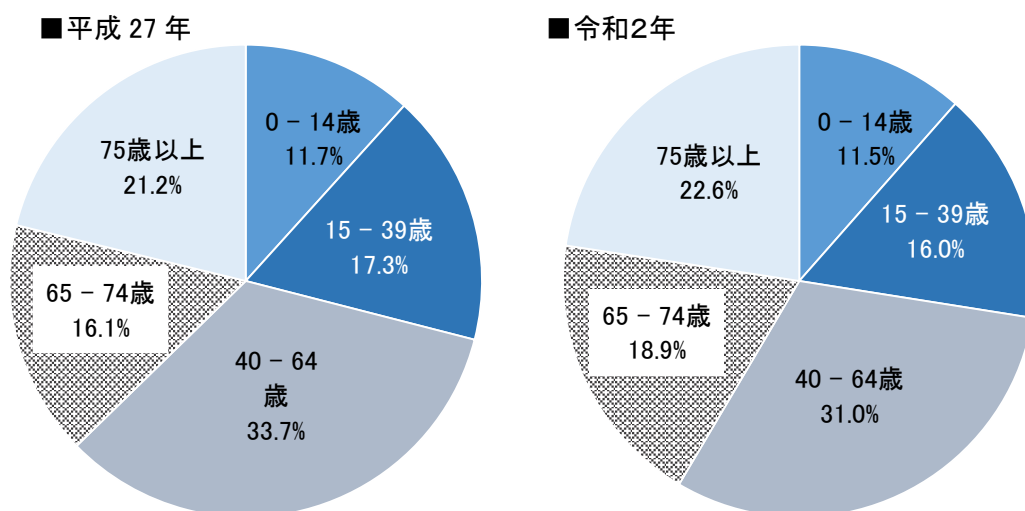
① 人口ピラミッド

平戸市の人口ピラミッドをみると、65歳～69歳層が最大となっており、その後はピラミッドは狭まっています。



② 年齢5区分別人口割合

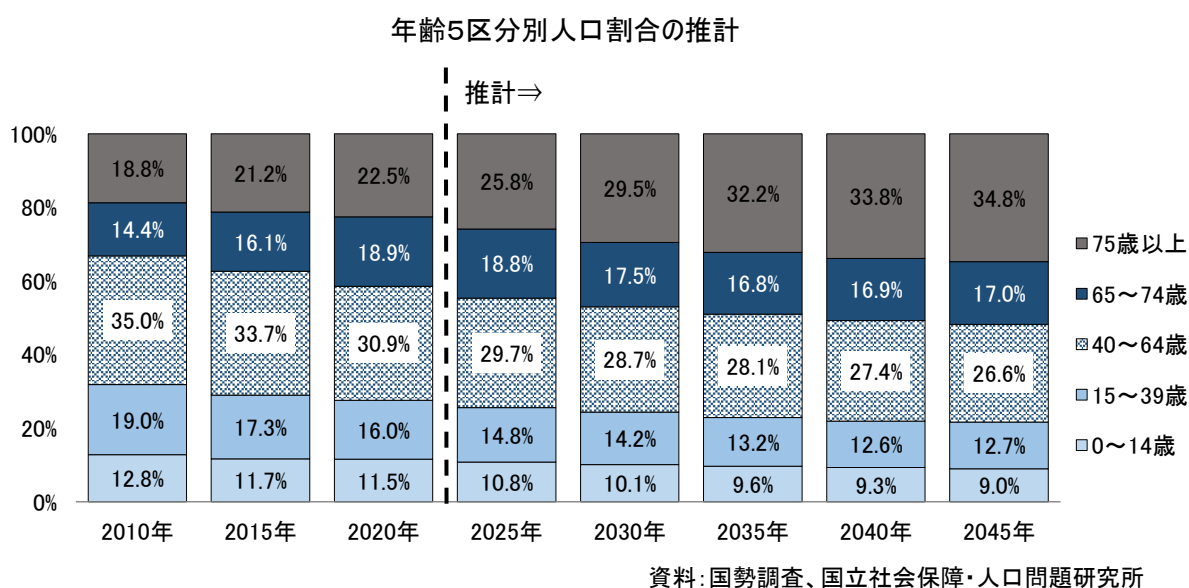
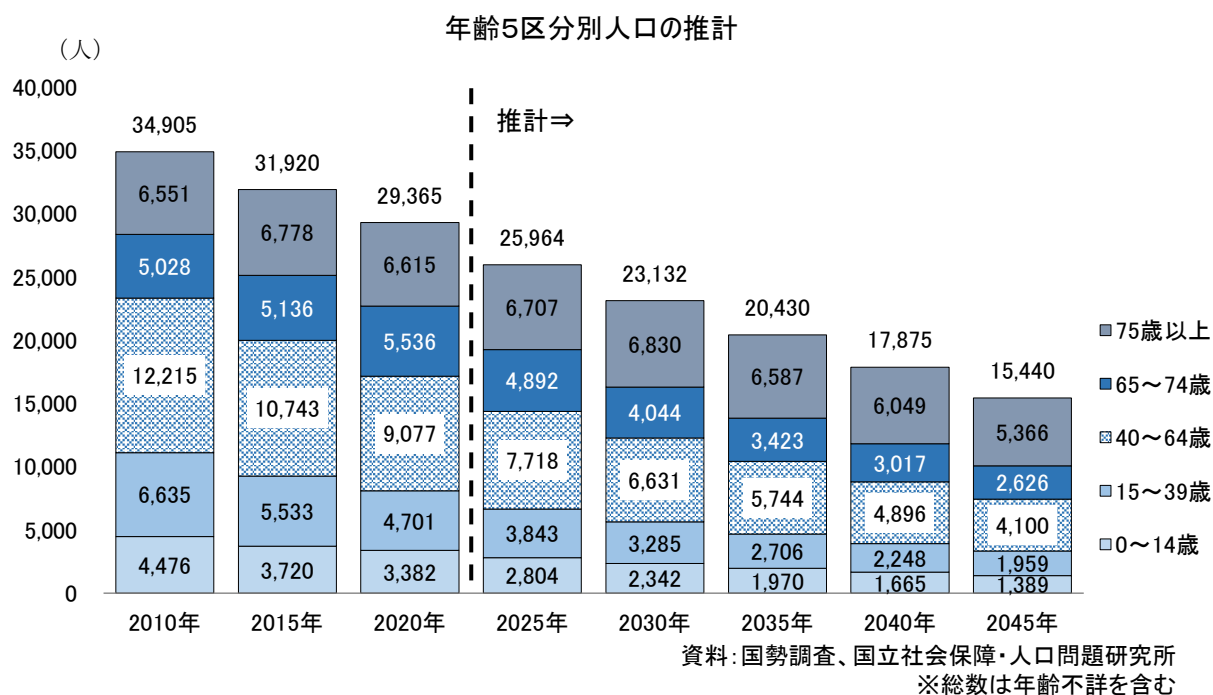
令和2年の年齢5区分別人口割合をみると、65-74歳（18.9%）、75歳以上（22.6%）の高齢者の割合が高くなっています。



③ 人口の推移

平戸市では2010年から2020年にかけて総人口が減少し続けており、今後も引き続き人口減少が予測されています。また、年齢5区分別にみると、2010年から2020年まで、0-14歳、15-39歳、40-64歳が減少する一方、65歳以上の高齢者人口は増加しています。

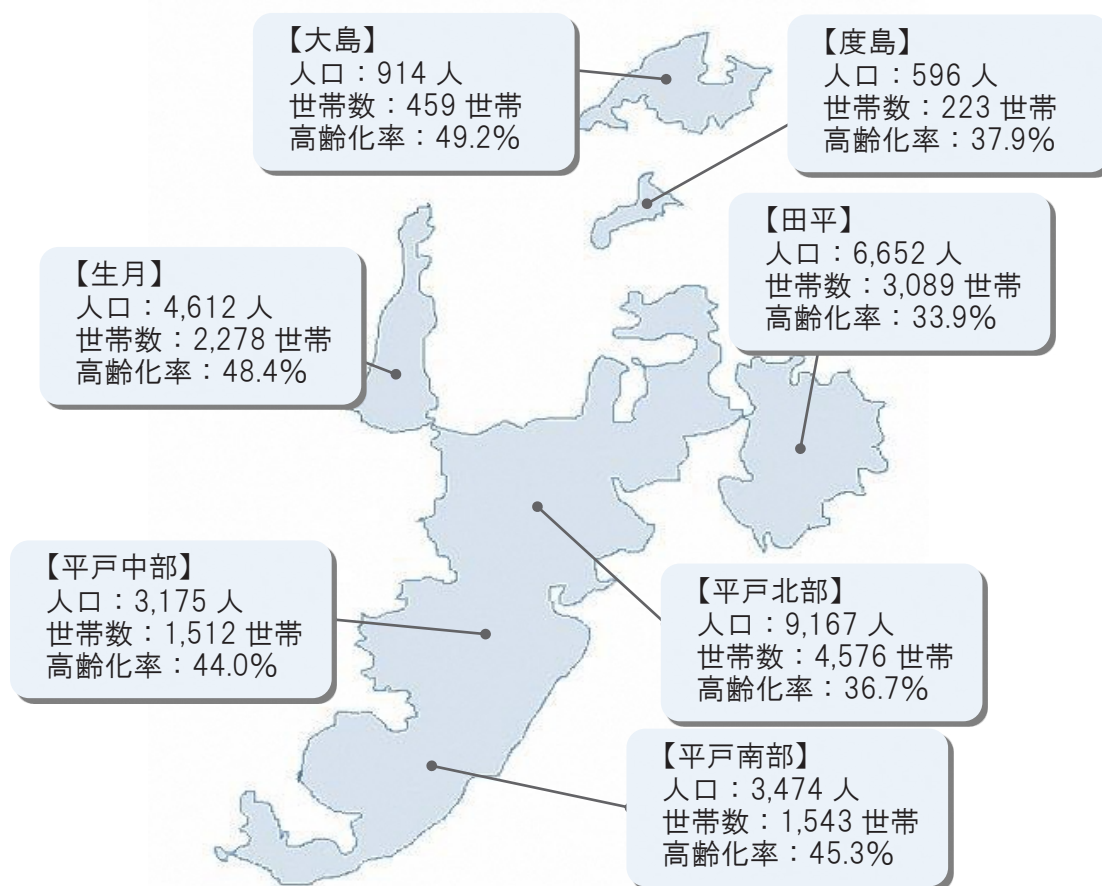
年齢5区分別人口割合で2010年と2020年を比較すると、年少人口（0-14歳）は1.3パーセントの減少に対し、高齢者人口（65-74歳、75歳以上）は8.2パーセント増加しており、今後も急速な少子高齢化が進むと推測されています。



④ 地区別人口の状況

地区別人口をみると、7地区に共通して少子高齢化は進行しており、特に大島地区（49.2%）、生月地区（48.4%）、平戸南部地区（45.3%）、平戸中部地区（44.0%）では高齢化率が40%を超えています。今後も高齢化は進行することが考えられますが、誰もが生涯にわたっていきいきと住み慣れた地域で過ごせるよう、地域のつながりを再構築し、地域で支える体制の整備が急務です。

また、今後はデジタル技術の活用による効率化の取り組みなどについても積極的に対応しながら、持続可能な支援体制の構築を図る必要があります。



	人口(人)			世帯数 (世帯)	高齢化率 (%)
	総人口	0 - 14 歳	15 - 64 歳		
平戸北部	9,167 (10,165)	1,085 (1,268)	4,691 (5,351)	3,391 (3,546)	4,576 (4,709) 36.7 (34.9)
平戸中部	3,175 (3,670)	307 (367)	1,469 (1,820)	1,399 (1,483)	1,512 (1,592) 44.0 (40.4)
平戸南部	3,474 (4,067)	370 (450)	1,530 (1,923)	1,574 (1,694)	1,543 (1,653) 45.3 (41.7)
生月	4,612 (5,571)	263 (435)	2,116 (2,691)	2,233 (2,445)	2,278 (2,416) 48.4 (43.9)
田平	6,652 (6,853)	959 (912)	3,437 (3,663)	2,256 (2,278)	3,089 (3,018) 33.9 (33.2)
大島	914 (1,097)	79 (92)	385 (485)	450 (520)	459 (521) 49.2 (47.4)
度島	596 (733)	62 (94)	308 (387)	226 (252)	223 (240) 37.9 (34.4)
計	28,590 (32,156)	3,125 (3,618)	13,936 (16,320)	11,529 (12,218)	13,680(14,149) 40.3 (38.0)

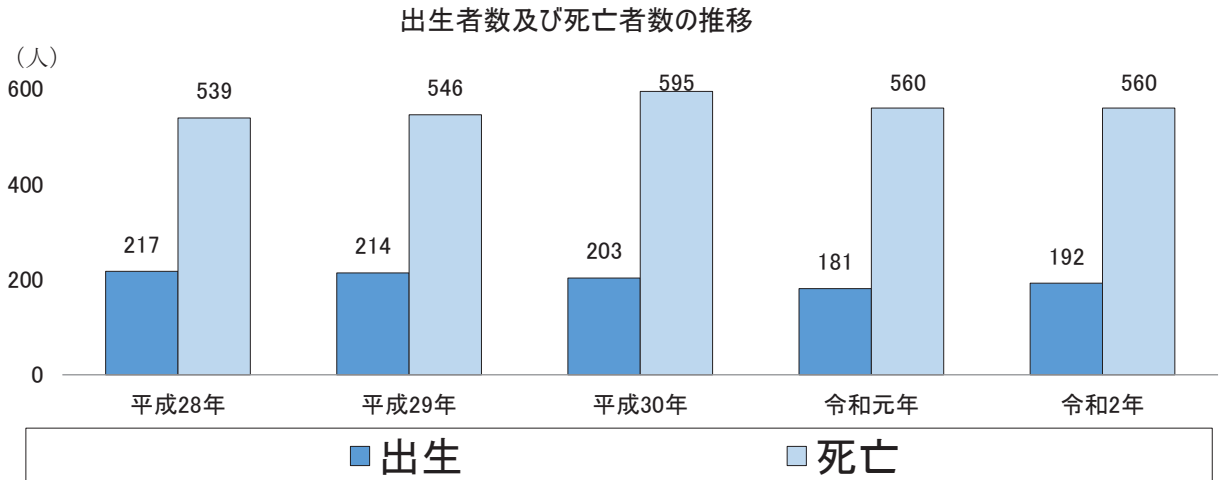
※()内は平成29年の数値

資料:平戸市(令和5年11月1日現在人口)

(2) 出生・死亡

① 自然動態人口（出生・死亡）の推移

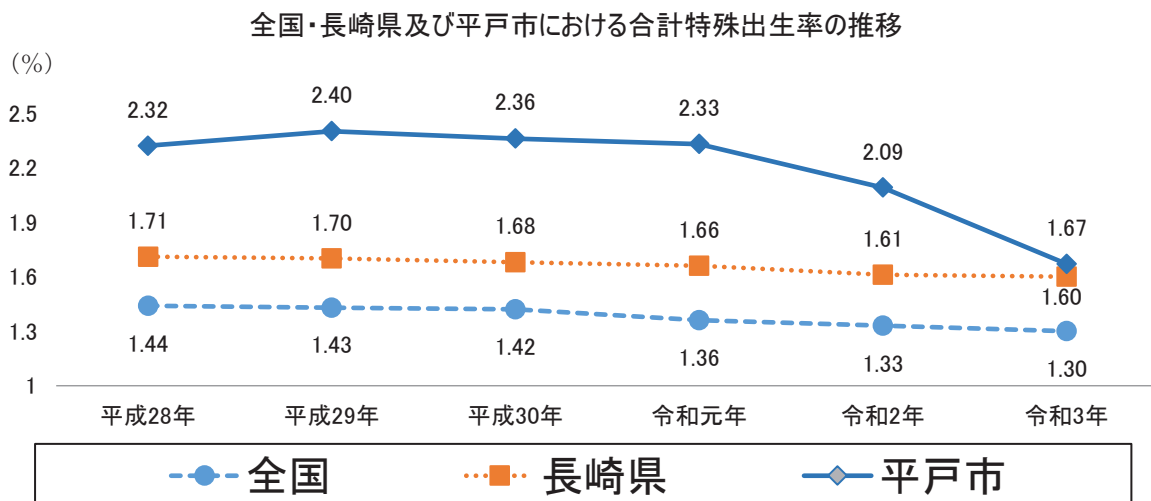
各年において、死亡者数が出生者数を上回っています。出生者数、死亡者数ともに増減を繰り返しながらも、平成30年以降はその差が350人以上と広がってきています。



資料:長崎県福祉保健課「衛生統計年報(人口動態編)」

② 合計特殊出生率の推移

平戸市の合計特殊出生率は、増減を繰り返しながらも、平成28年度以降は国、長崎県より高くなっています。令和3年では、国が1.30のところ、平戸市では平成29年の2.40をピークに年々減少し、令和3年では1.67となっています。



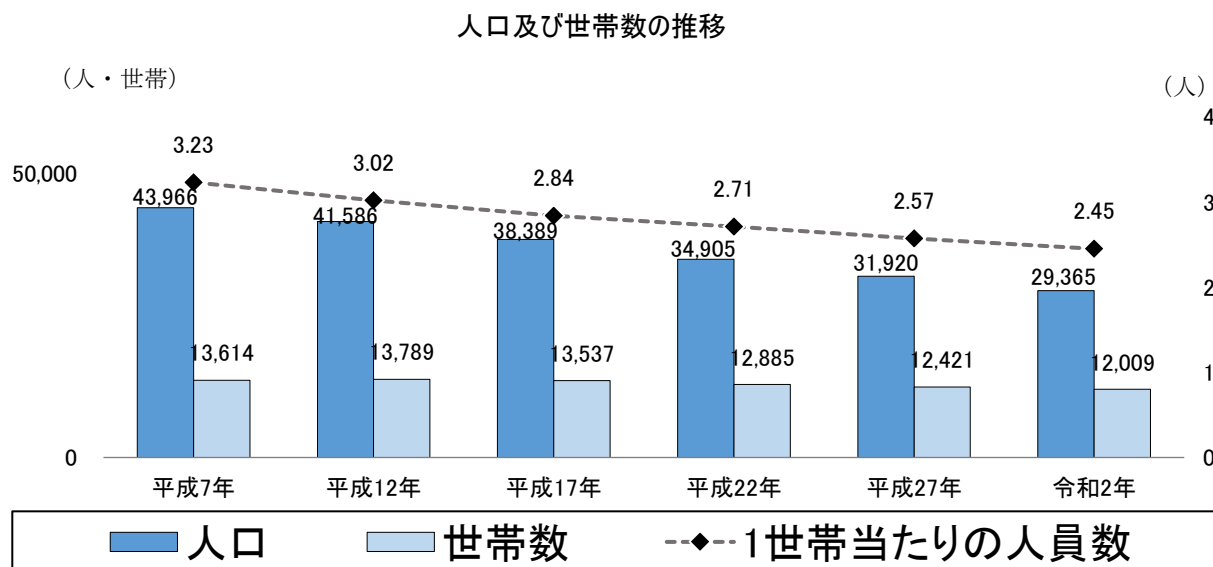
資料:国、県は、厚生労働省 人口動態調査
平戸市の数値は、衛生統計年報[人口動態編] 長崎県福祉保健課より引用

(3) 世帯

① 世帯数の推移と家族類型別構成率

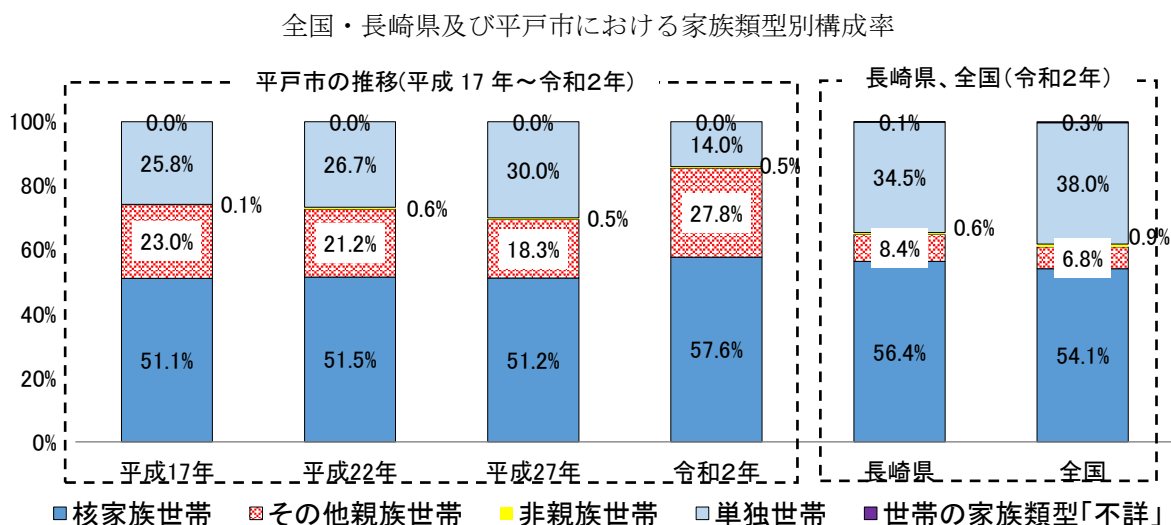
ア 人口と世帯数の推移

人口は減少傾向、世帯数は平成12年まで増加していたものの、それ以降は減少傾向にあります。また、1世帯あたりの人員数は令和2年で2.45人と減少し続けています。



イ 全国・長崎県・平戸市の世帯の家族類型別構成率

平戸市の世帯の家族類型は、祖父母との同居等の3世代世帯を含めた「その他親族世帯」の割合が27.8%（令和2年）と、全国・長崎県と比較して高くなっています。



(4) 障がい者等

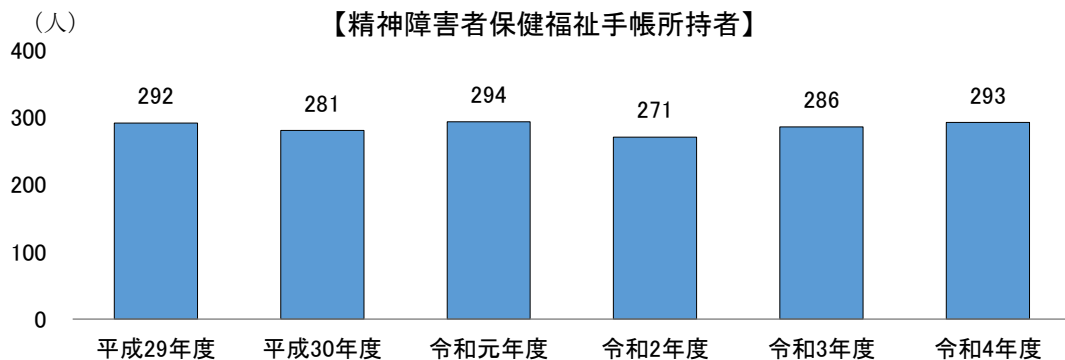
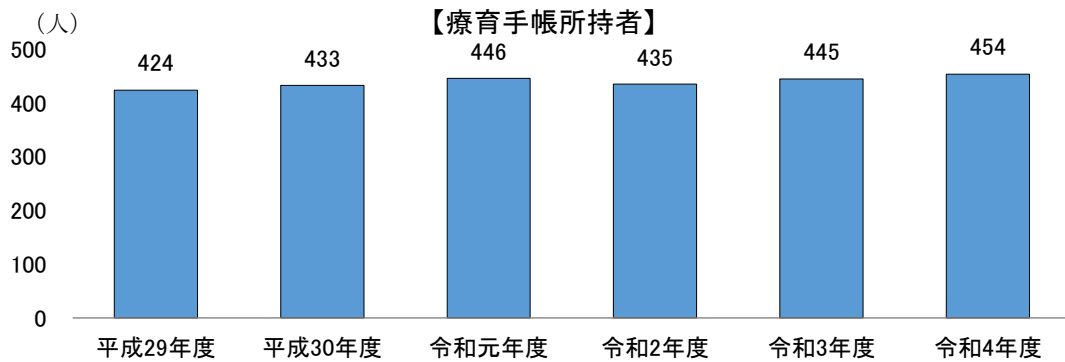
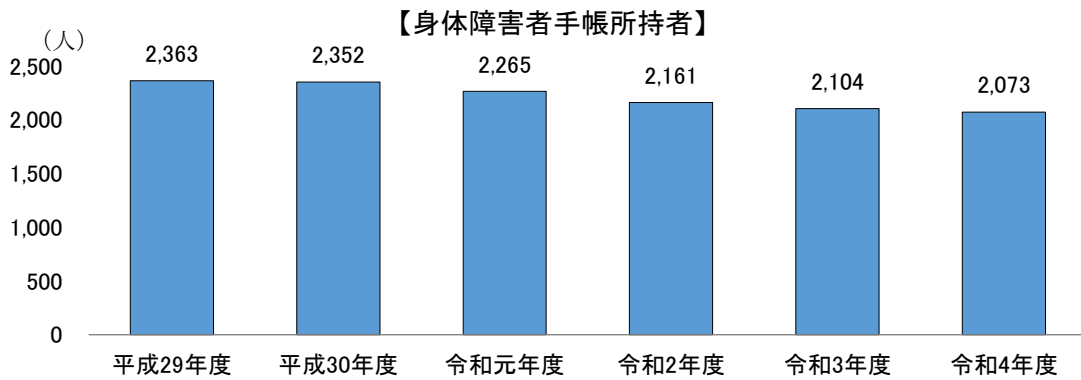
① 障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳の所持者数は、平成29年度の2,363人と令和4年度の2,073人を比較すると290人減少しており、減少傾向にあります。

療育手帳の所持者数は、平成29年度の424人と令和4年度の454人を比較すると30人増加しており、増加傾向にあります。

精神障害者保健福祉手帳の所持者は、ここ数年においては増加傾向にあります。

各障害者手帳所持者数の推移



資料:平戸市福祉課

② 難病患者の状況

ア 特定医療(指定難病)受給者の推移

平成 27 年 1 月に施行された「難病の患者に対する医療等に関する法律」では、医療費助成の対象とする疾患は新たに指定難病と呼ばれることとなりました。難病は、1) 発病の機構が明らかでなく、2) 治療方法が確立していない、3) 希少な疾患であって、4) 長期の療養を必要とするもの、という 4 つの条件を必要としています。指定難病にはさらに、5) 患者数が本邦において一定の人数(人口の約 0.1%程度)に達しないこと、6) 客観的な診断基準(またはそれに準ずるもの)が成立していること、という 2 条件が加わっています。

平成 25 年 4 月から、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)に定める障がい児・者の対象に難病等が加わり、障がい福祉サービス、相談支援等の対象となっています。

本市では、特定医療(指定難病)受給者は、令和 4 年度で 333 人となっています。患者数は、横ばい傾向にあります。

特定医療(指定難病)受給者の推移

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
受給者数(人)	328	339	354	335	333

※平成 26 年 12 月 31 日までは、特定疾患治療研究事業として対象疾患が 56 疾患だったものが、平成 27 年 1 月 1 日からは、法施行に伴い、指定難病として 110 疾病が対象となり、平成 27 年 7 月からは 306 疾病、平成 29 年 4 月からは 330 疾病、平成 30 年 4 月からは 331 疾患、令和元年 7 月 7 月からは 333 疾患、令和 3 年 11 月から対象疾患は 338 疾患が対象となっています。

資料:長崎県北保健所(各年 3 月 31 日現在)

イ 小児慢性特定疾病受給者の推移

子どもの慢性疾患のうち、小児がんなど特定の疾患については、治療期間が長く、医療費負担が高額となります。小児慢性特定疾患治療研究事業は、児童の健全育成を目的として、疾患の治療方法の確立と普及、患者家庭の医療費の負担軽減につながるよう、医療費の自己負担分を補助するものです。対象は 18 歳未満の児童等が対象です。(ただし、18 歳到達時点において本事業の対象になっており、かつ、18 歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合には、20 歳未満の者も対象とします。)

本市では、小児慢性特定疾病医療受給者は、令和 4 年度で 27 人となっています。

小児慢性特定疾病医療受給者の推移

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
受給者数(人)	26	29	32	29	27

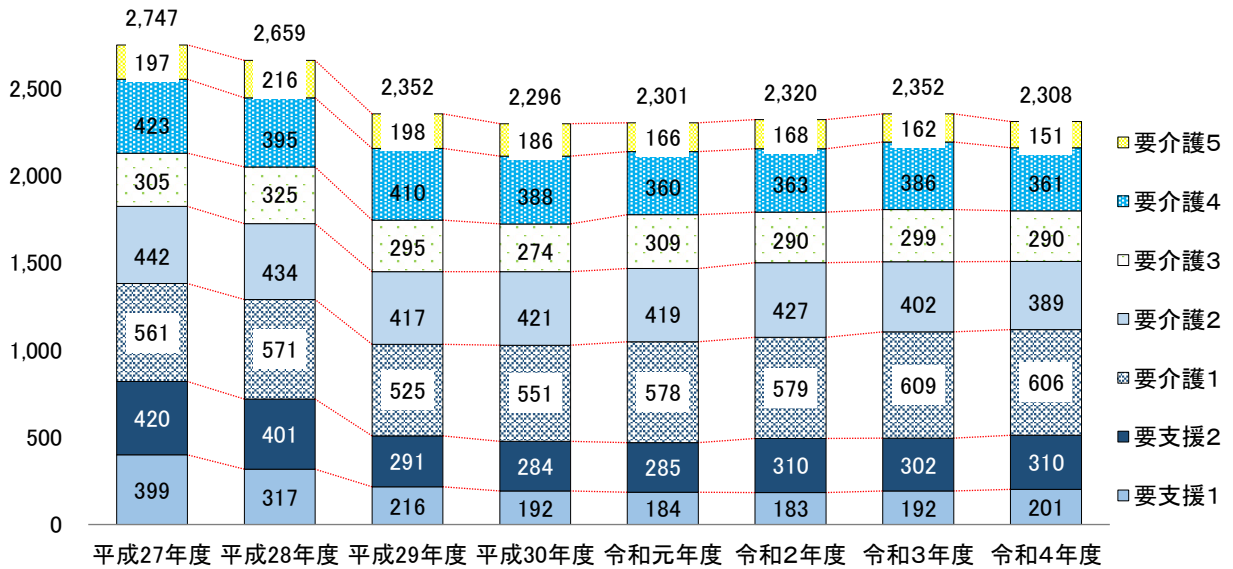
※令和 3 年 11 月、児童福祉法の一部改正により、対象疾患は 16 疾患群、788 疾患となっています

資料:長崎県北保健所(各年 3 月 31 日現在)

(5) 介護

① 要介護認定者数の推移

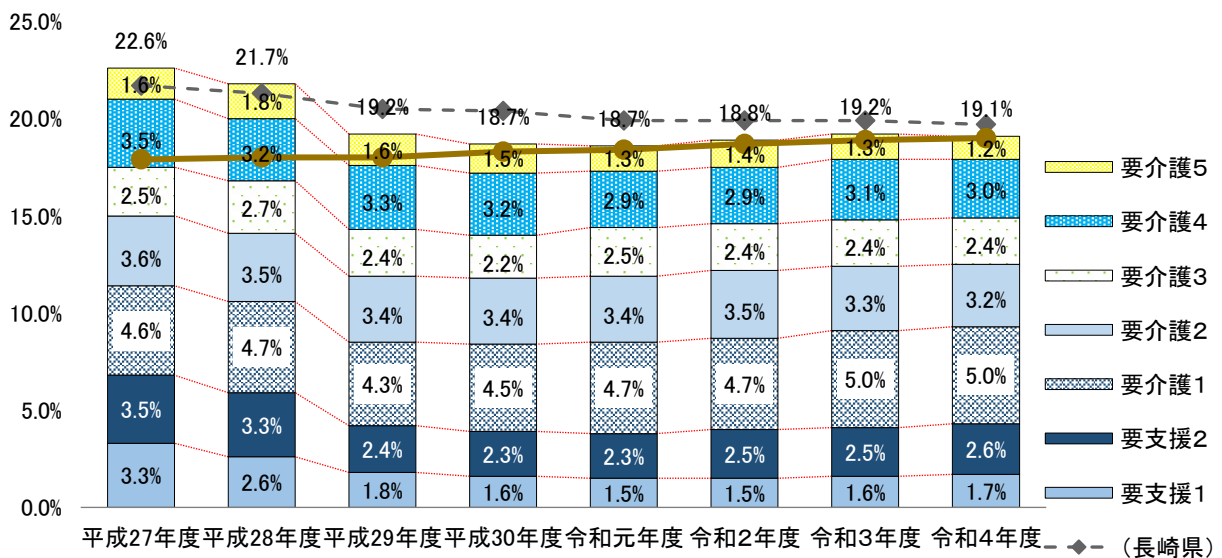
認定者総数は令和元年度から増加傾向で推移してきましたが、令和3年度の2,352人をピークに令和4年度は減少に転じています。要介護別にみると要介護1が多くなっています。



資料：地域包括ケア「見える化」システム

② 要介護認定率の推移

介護認定者率は平成27年度の22.6%をピークに介護予防等の効果により減少し、平成29年度以降は19%前後で推移しています。



資料：地域包括ケア「見える化」システム

(6) 生活困窮者

① 生活保護世帯数・人員数の推移

世帯数は平成 29 年度、平成 30 年度と徐々に上昇していましたが、令和 2 年度のコロナ禍を契機に世帯数及び人員は減少傾向となっています。

	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度	
	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員
平戸北部	95	113	98	121	106	130	94	113	85	97	84	99
平戸中部	34	37	34	39	32	38	24	28	22	25	21	25
平戸南部	44	55	46	55	41	50	36	46	42	50	40	47
生月	36	41	34	39	43	50	37	42	34	39	33	36
田平	95	119	99	123	87	104	83	101	81	100	78	93
大島	8	10	8	9	8	9	5	6	7	8	5	6
度島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
圏域以外	16	18	15	17	15	17	15	17	14	16	14	15
計	328	393	334	403	332	398	294	353	285	335	275	321

資料：平戸市

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

一人ひとりが生きがいをもって ともに支え合う共生のまちづくり

前計画では、「人と人・人と地域がともに支えあい、誰もが住み慣れた地域で暮らしていくことができる共生のまちづくり」の実現を目指し、基本理念を「ともに支えあい安心して暮らせるまちづくり」として、地域福祉を推進してきました。

国においては、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指すとしています。

第2期計画の見直しについては、令和5年6月に策定された「平戸市未来創造羅針盤（第2次平戸市総合計画（後期基本計画）」との整合性を図るとともに包括的な相談支援等を行うための重層的支援体制にかかる取り組みを明記し、さらには再犯防止推進計画及び自殺対策計画を包含し、市全体で福祉を推進していくために、「一人ひとりが生きがいをもって ともに支え合う共生のまちづくり」を基本理念のもと、より一層地域福祉のさらなる推進・充実に努めています。



2. 基本目標

市民一人ひとりが地域福祉に関する意識を高め、市民、事業者、行政などがそれぞれに望まれる役割を果たしながら、互いに連携・協力して地域福祉を推進していくために、基本理念の実現に向けた本計画の基本目標として、以下の4つを設定します。

I 誰もが気軽に地域活動に参加する地域づくり

誰もが地域福祉活動に参加できる地域をめざします。そのために、学びの機会を提供し、交流の場を充実させ、参加しやすい地域活動やボランティア活動の推進を図ることで、気軽に地域活動に参加できる環境づくりを進めます。

II 協力して支え合う関係づくり

誰もが連携しながら協力して支え合う地域をめざします。そのために、福祉サービスの提供体制の充実を図るとともに、地域福祉の充実のために社会福祉協議会や自治会、まちづくり運営協議会、関係する組織・団体がともに協力し合っていくことで、連携した支援ができる共生型の地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。

III 生活を支える福祉サービスの基盤づくり

誰もが必要なときに福祉サービスを利用できる地域をめざします。そのために、福祉に関する情報提供や相談支援を充実し、福祉サービスにつながる仕組みづくりを進めます。

IV 安心して暮らせる地域づくり

誰もが安心して安全に暮らせる地域をめざします。そのために、隣近所などでの身近な助け合いとともに、地域での組織的な支え合いの仕組みと環境を整えることで、地域において安心して暮らせる基盤づくりを進めます。

3. 計画の体系

基本理念	基本目標	取り組み
一人ひとりが生きがいをもって ともに支え合う共生のまちづくり	Ⅰ 誰もが気軽に地域活動に参加する地域づくり	1 人権や福祉について学ぶ場をつくる 2 気軽に参加できる交流の場を広めていく 3 地域の活動や行事に参加しやすくする 4 ボランティア活動に参加しやすくする
	Ⅱ 協力して支え合う関係づくり	1 福祉サービスの量や質の充実を図る 2 連携しながら相談支援を進める 3 包括的な支援の充実を図る
	Ⅲ サービスの基盤づくり	1 福祉サービスの情報をわかりやすく伝える 2 身近で気軽な相談支援を進める 3 相談支援の専門性や利便性を向上させる
	Ⅳ 安心して暮らせる地域づくり	1 隣近所などでの身近な助け合いを進める 2 地域での組織的な支援を進める 3 災害時の避難に備える

第4章 施策の展開

■「自助」「互助」「共助」「公助」の役割

「平戸市地域福祉計画」では、地域での支え合いや助け合いによる福祉に関する取り組みを示すこととなります。具体的には、住民一人ひとりの役割や隣近所などの身近なつながりで助け合うこと、地域の組織や団体が取り組むこと、社会福祉協議会が取り組むこと、市役所などの行政機関が取り組むことなど、地域社会を構成するそれぞれの立場での役割分担について描くこととなります。このことは、「自助」「互助」「共助」「公助」の視点で整理することができます。

人々が生活を営んでいる地域社会が、そこに住むすべての人たちにとって住みやすいところとなるためには、公的な制度による福祉サービスが整備される（公助）だけでなく、家族を含めた自らの行動（自助）や、隣近所の住民同士などの身近な人間関係のなかで、組織化されていないけれども、お互い様の気持ちで支え合い、助け合うこと（互助）も大切になります。

同時に、地域住民や地域活動・地域福祉活動を行う人たちや福祉サービス事業者などが地域において組織をつくり、それぞれが役割を担った活動（共助）は、家族機能の弱体化や近隣住民同士の関係性の希薄化などが指摘されるなか、その重要度がますます高まっています。

<地域福祉の向上に向けた4つの助け>

じじよ 自助	個人や家族による支え合い・助け合い （個人や最も身近な家族が解決にあたる）
ごじよ 互助	身近な人間関係のなかでの組織化を前提としないお互い様の気持ちによる支え合い・助け合い （隣近所の友人や知人、別居する家族が、お互いに支え合い、助け合う）
きょうじよ 共助	地域で暮らす人たちや地域活動・地域福祉活動を行う人たち、地域の施設・事業所などが組織化し、協働していくことによる支え合い・助け合い （「地域ぐるみ」で福祉活動に参画し、地域社会全体で支え合い、助け合う）
こうじよ 公助	保健・福祉・医療その他の関連する施策に基づき、行政機関が公的な福祉サービスを提供することや地域における福祉活動を支援することによる支え （行政でなければできないことは、行政が対応する）

基本目標Ⅰ 誰もが気軽に地域活動に参加する地域づくり

1 人権や福祉について学ぶ場をつくる

現状・課題

地域福祉の推進にあたっては、ノーマライゼーション（障がいのある人とない人とが平等に生活する社会を実現させる考え方）の意識や相互扶助の意識を醸成していくことが重要です。本市では、福祉に関心を持ち、思いやりや助け合いの精神についての理解を深めることができるよう、福祉や人権に関する講演会を開催するなど、学習機会の提供に努めています。

今後とも、ノーマライゼーションに対する啓発、教育さらには、子どもの頃からさまざまな社会体験やボランティア活動を通して人と人との交流、世代間との交流の機会を多く持つための支援等が必要です。

＜アンケート調査＞

■あなたは「福祉」のどのような分野に関心がありますか。

① 子どもに関する福祉

令和5年のアンケート調査において「とても関心がある」「やや関心がある」を合わせた『関心がある』と回答した人の割合は76.4%となっています。

平成29年のアンケート調査で『関心がある』と回答した人の割合は55.1%となっており、比較すると令和5年は21.3%高くなっています。

② 高齢者に関する福祉

令和5年のアンケート調査において「とても関心がある」「やや関心がある」を合わせた『関心がある』と回答した人の割合は87.5%となっています。

平成29年のアンケート調査で『関心がある』と回答した人の割合は75.8%となっており、比較すると令和5年は11.7%高くなっています。

③ 障がいのある人に関する福祉

令和5年のアンケート調査において「とても関心がある」「やや関心がある」を合わせた『関心がある』と回答した人の割合は79.5%となっています。

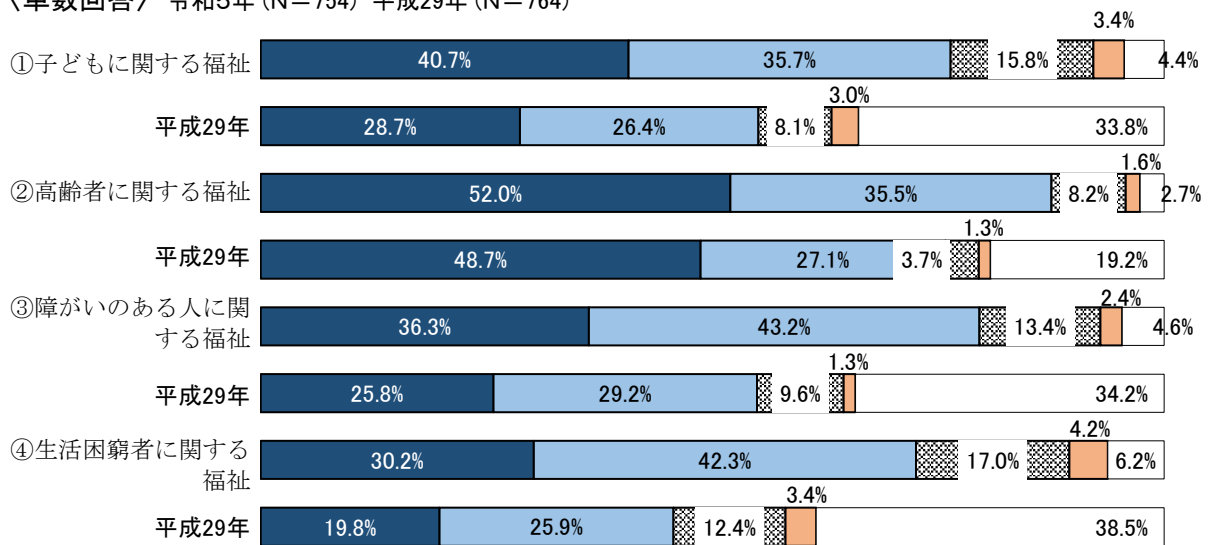
平成29年のアンケート調査で『関心がある』と回答した人の割合は55.0%となっており、比較すると令和5年は24.5%高くなっています。

④ 生活困窮者に関する福祉

令和5年のアンケート調査において「とても関心がある」「やや関心がある」を合わせた『関心がある』と回答した人の割合は72.5%となっています。

平成29年のアンケート調査で『関心がある』と回答した人の割合は45.7%となっており、比較すると令和5年は26.8%高くなっています。

〈単数回答〉 令和5年 (N=754) 平成29年 (N=764)

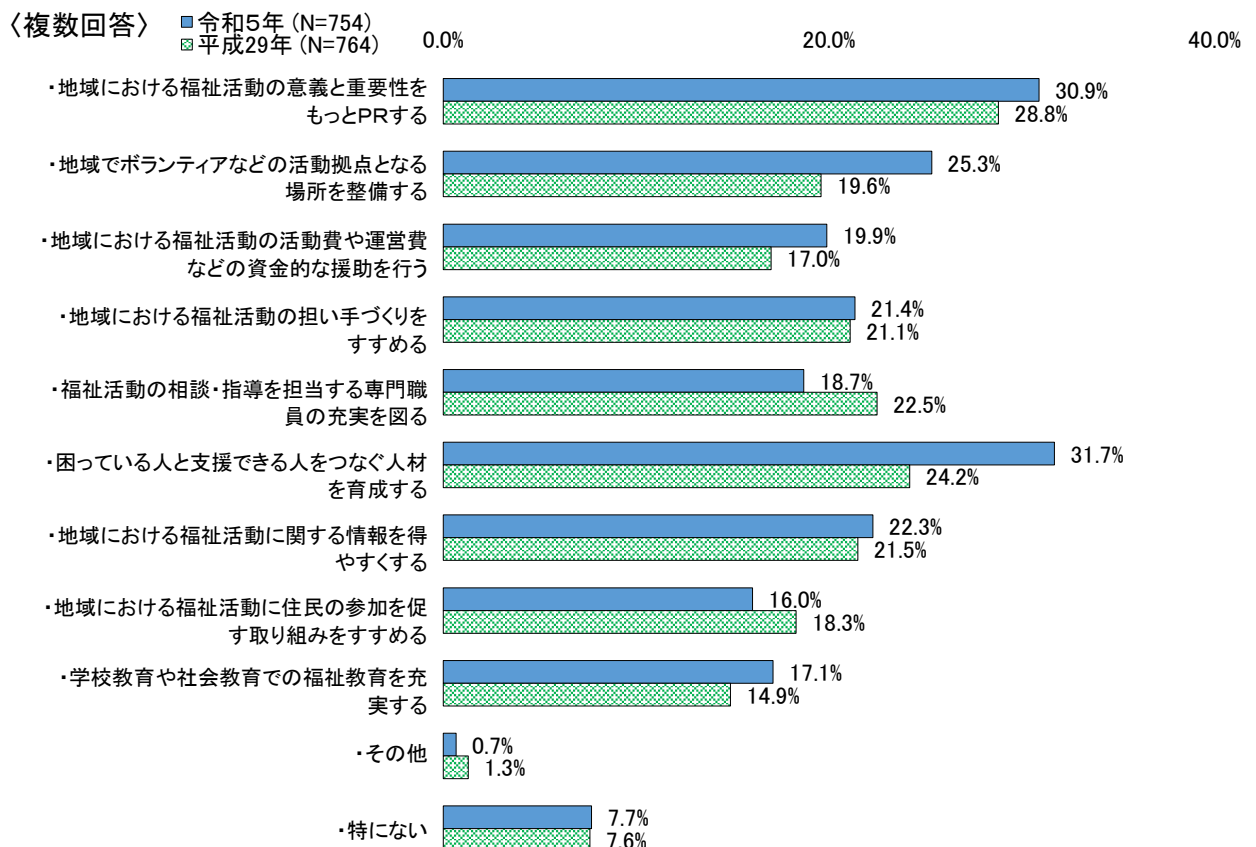


■とても関心がある □やや関心がある ▨あまり関心がない □まったく関心がない □不明・無回答

〈アンケート調査〉

■今後、地域における支え合いや助け合いの活動を活発にしていくことが大切になってきます。そのためには、どのようなことが重要だと思いますか。

「困っている人と支援できる人をつなぐ人材を育成する」が31.7%と最も高く、次いで「地域における福祉活動の意義と重要性をもっとPRする」30.9%、「地域でボランティアなどの活動拠点となる場所を整備する」が25.3%となっています。

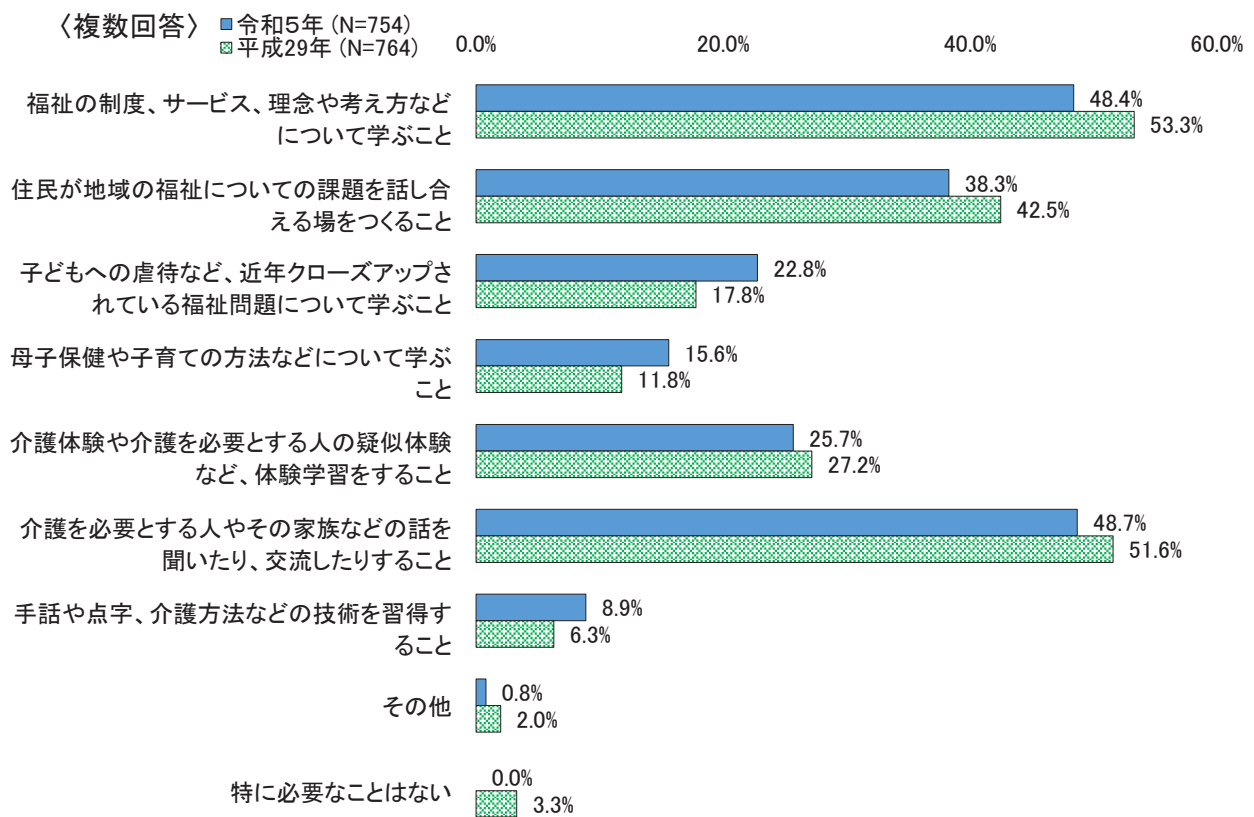


＜アンケート調査＞

■あなたは、住民が福祉について理解を深めるためには、どのような機会が必要だと思いますか。

「介護を必要とする人やその家族などの話を聞いたり、交流したりすること」が48.7%と最も高く、次いで「福祉の制度、サービス、理念や考え方などについて学ぶこと」が48.4%、「住民が地域の福祉についての課題を話し合える場をつくること」が38.3%となっています。

また、「子どもへの虐待など、近年クローズアップされている福祉問題について学ぶこと」「母子保健や子育ての方法などについて学ぶこと」の場をつくることが重要と思われます。



＜課題把握調査（福祉従事者からの意見）＞

- 障がいのある子どもに対し、周囲の理解が得られず冷たい視線を感じたりしている。
- 生活困窮者が地域で孤立しないための地域住民の理解、日常支援をするためのつながりが必要。
- 障がい者が地域で暮らすためには、近隣住民の理解が必要。行政、自治会・民生委員等の果たす役割が大きい。（再掲）



取り組みの方針

性別や年齢、障がいの有無、経済的な格差などに関係なく、誰もが同じ地域社会の一員として尊重される社会の実現をめざし、人権や福祉に関する学びの場及び福祉制度やサービス、育児や子育て不安の解消、介護や支援の方法などについて学びの場の充実を図ります。

取り組み内容

自助・互助（市民・地域の役割）



- 人権や福祉について理解を深めます。
- 人権や福祉についての学習会などに参加します。
- 福祉サービス、育児・子育て不安の解消、虐待防止、介護や支援の方法などに関する学習会などに参加します。
- 地域の資源や人材を活かしながら、人権及び福祉制度やサービス、育児や子育て不安の解消、介護や支援の方法などに関する学習会などを開催し、かつ、その継続に努めます。
- 認知症サポーター養成講座の開催を市へ依頼し、住民に参加を求めます。
- 保育所（園）・幼稚園・認定こども園や小中学校では、児童生徒のみならず、保護者を含め、福祉制度やサービス、育児・子育て不安の解消、介護や支援の方法などについて学ぶ機会に参加するよう努めます。
- 福祉制度やサービス、育児・子育て不安の解消、介護や支援の方法に関する学習会などに多くの参加者を募るため、その開催に関する情報伝達を工夫するとともに、会場で乳幼児などを預けることができるよう努めます。

共助（主に社会福祉協議会が進めること）

- 福祉への理解と関心を高める場づくりを進めます。
- 児童や生徒を対象とした福祉教育の充実を支援します。
- 住民の福祉への理解と関心を高める講座や学習会などを行います。
- 企業・PTA 等へ講座の開催を働きかけ、福祉への理解と関心を高めます。

公助（行政が進めること）



-
- 人権や福祉をテーマとした講演会などを開催します。
 - 各課で開催を予定している人権や福祉をテーマとした講演会などについて、工夫を凝らすことで、より充実した企画となるよう努めます。
 - 福祉制度やサービス、育児・子育て不安の解消、虐待防止、介護や支援の方法などに関する学習会や出前講座などを実施します。また、その開催に関する情報伝達を工夫するとともに、会場で乳幼児などを預けることができるよう努めます。
 - 地域や学校、住民が訪れる機会が多い事業所において、認知症サポーター養成講座の開催を進めます。



2 気軽に参加できる交流の場を広めていく

現状・課題

本市では、いきいきサロン・通いの場・子育てひろば・ソーシャルクラブ等、身近な地域で集える場があります。また、高齢者の健康づくりと交流を目的として各地域に「つどいの場」の設置を行なっています。今後もより身近な場所で子育て中の人や子どもたち、高齢者、障がい者、地域で暮らす様々な人たちが交流できる場の継続や充実が必要です。それに伴い新たな人材の確保や地域の事業者等の協力を得た交流の場づくりを考える必要があります。

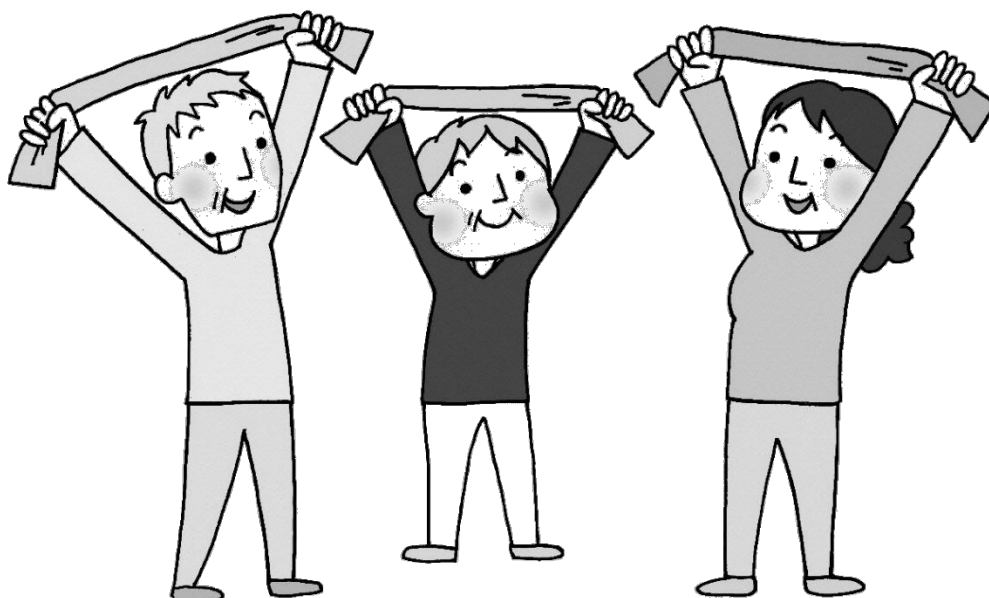
<課題把握調査（福祉従事者からの意見）>

- 三世代交流できるようなイベントの開催。社会参加の機会をつくる。
- 日頃から、イベントなどで住民同士の触れ合う機会を増やす。学校、保育園などとの交流。
- 学校も普通学級、特別支援学校と区別しており、障がい者との交流、家族同士の交流もないのが現状。



取り組みの方針

社会参加を促すため、地域において孤立もしくは孤立しがちな人たちが、身近なところで気軽に参加でき、ふれあいを深めることができる場や機会の創出を図ります。



取り組み内容

自助・互助（市民・地域の役割）



- 可能な範囲で、外出する機会を設けるよう心がけます。
- 自分や家族が興味関心のある交流の機会について、その情報の収集に努め、参加するよう心がけます。
- 地域で取り組む高齢者支援や子育て支援、障がい者支援のひろばなどに参加するよう心がけます。また、居場所づくりや運営については、誰もが参加できるよう活動内容を工夫するとともに、理解と協力を求めながら、ボランティアの確保に努めます。
- 自治会の公民館などを活用した身近なところで、気軽に集える機会を積極的に設けます。
- 子育て家族と高齢者など、異年齢・異世代で集い、それぞれの特徴を活かし、交流を深めることができる場や機会の充実を図ります。
- 高齢者をはじめ、参加する人たちが持つ経験や能力、特技や趣味を活かせるような交流の場や機会をつくり、充実を図ります。

共助（主に社会福祉協議会が進めること）

- 地域で住民が主体的に取り組む「サロン」などの支援を行い、多くの住民が利用できる拠点（場）づくりの推進を図ります。
- 子育てや家族介護等悩みを抱える方々が、その悩みを共有できる「拠点（場）」の充実を図ります。

公助（行政が進めること）



- 地域で取り組む交流の場や拠点づくりの活動を支援します。
- 子育て家族のふれあいや、障がいのある人同士や家族介護者などが、お互いに悩みを語り合い、交流を深めることができる場や機会をつくり、充実を図ります。
- 公共施設などのバリアフリー化を図っていくとともに、新設の公共施設については、障がいのある人などの意見を取り入れながら整備を進めます。

3 地域の活動や行事に参加しやすくする

現状・課題

これまで地域を支えていた婦人会、青年会及び老人会（クラブ）等の組織が、高齢化や人口減少により運営・維持が危ぶまれる状況になっています。アンケート結果からも「地域活動に参加したことがない」と回答した方の割合が高くなっており、地域行事への参加者が減少していることは大きな問題です。

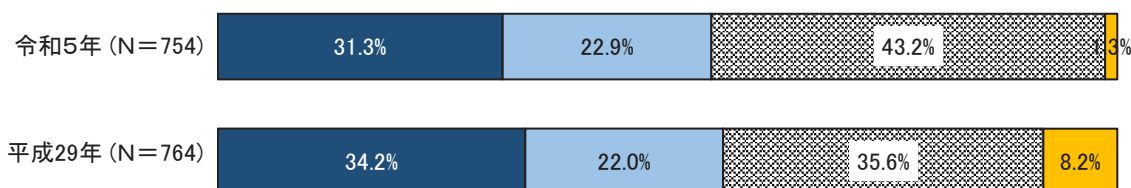
高齢化の進行とともに地域行事に参加できる人が限られてきており、行事の継続のため後継者育成は喫緊の課題となっています。そのため、自主的な行事の運営や参加者を増やす取り組みが必要です。

<アンケート調査>

■あなたは現在、行政区や子ども会、老人クラブ（老人会）の活動など、地域活動をしていますか。

「活動したことがない」が43.2%、「現在活動している」が31.3%、「過去に活動したことがあるが、現在は活動していない」が22.9%となっています。

<単数回答>



- 現在活動している
- 過去に活動したことがあるが、現在は活動していない
- ▨ 活動したことがない
- 不明・無回答

<課題把握調査（福祉従事者からの意見）>

- 地域での子育て支援の行事を増やしたり、保育園・幼稚園で家庭ではできないような体験活動をたくさん行う。
- 高齢者が多くなり、地域の行事や作業に出る人が少なくなっている。
- 障がいがある人との交流のための地域でのイベント参加をサポートできる体制が必要。イベントだけの参加ではなかなか障がい特性の部分が見えません。利用者と一緒に作業をしてみるボランティア実習、日常生活を知るためのグループホーム訪問なども最も良い手段だと思います。



取り組みの方針

自治会や地域の各種団体などが連携を深めながら、地域活動の活性化を図るとともに、誰もが気軽に参加することができる地域活動の充実をめざします。

取り組み内容

自助・互助（市民・地域の役割）



- 自治会や老人会、子ども会などの活動に関心を持ち、参加するよう心がけます。
- 地域の行事や地域活動への関心を深め、周囲にも声をかけながら、積極的に参加するよう心がけます。
- 子どもとともに地域の行事に参加するなど、親子で地域にふれあう機会を大切にします。
- 地域や自治会で行われている活動や行事、また、子ども会や老人会などの各種団体の意義について周知し、参加を促します。
- 地域の活動や行事については、普段あまりかかわりのない人同士が交流できる場にもなることから、多様なライフスタイルのあり方を尊重しながら、年齢や障がいのあるなしに関わらず、多くの人たちが参加できるよう工夫します。
- 誰もが参加しやすいような地域行事を企画し、地域全体の交流が広がる取り組みを行います。
- 転入してきた世帯に対して地域の活動や行事などを説明し、地域への関心を高めます。
- 地域活動の拠点となる自治会の公民館について、バリアフリー化に向けた改修などの検討を進めます。

共助（主に社会福祉協議会が進めること）

- 各地域で実施する福祉活動等を支援します。
- 地域の各福祉団体と連携を強化し、活動の充実を図ります。

公助（行政が進めること）



- 地域活動の担い手となる人たちにに向けた学習会や研修などの充実を図ります。
- 地域や自治会で行われている福祉に関する活動や行事について広く紹介します。
- 自治会や各種団体などの活動を支援します。
- 自治会加入の促進、もしくは加入の継続を図る取り組みを充実させます。
- 自助・互助・共助などによる地域福祉の重要性について、意識の醸成を図ります。

4 ボランティア活動に参加しやすくする

現状・課題

地域福祉活動推進のための新たな担い手づくりとして、地域に住んでいる一人ひとりのボランティア活動が重要となっています。アンケート結果において「参加したことがある」または「今後参加したい」と回答した人が50.4%で、活動している人と合わせると58.6%となっており、ボランティア活動に関心を持っている人が多い結果となっていますが、その一方で「今後も参加したくない」と回答した人が35.1%となっており、個人と地域のつながりが弱まっている現状は大きな問題です。

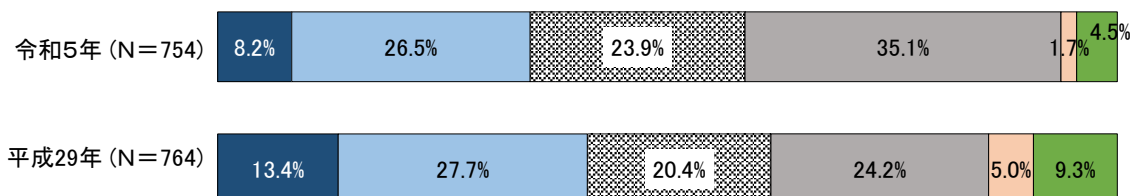
今後、ボランティア団体の活動を支援するとともに、ボランティアに対する意識の醸成や参加しやすい環境を整備する必要があります。

＜アンケート調査＞

■あなたは、個人的にボランティア活動に参加したことがありますか。

「まったく参加したことはなく、今後も参加したいとは思わない」が35.1%と最も高く、次いで「以前に参加したことがあるが、現在参加していない」が26.5%、「まったく参加したことはないが、今後参加したい」が23.9%となっています。

〈単数回答〉



- 現在参加している
- 以前に参加したことがあるが、現在参加していない
- まったく参加したことはないが、今後参加したい
- まったく参加したことはなく、今後も参加したいとは思わない
- その他
- 不明・無回答

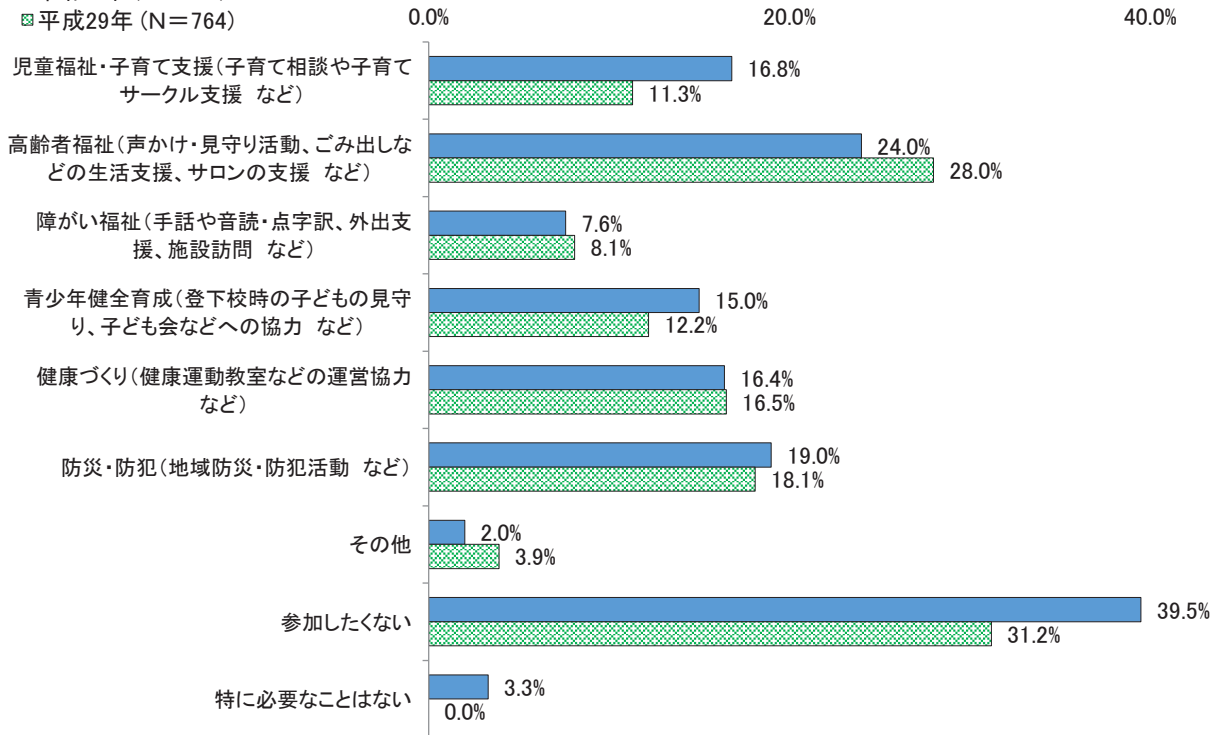
＜アンケート調査＞

■あなたは、今後、次のような福祉にかかわる地域活動やボランティア活動などに参加したいと思いますか。

「参加したくない」が39.5%と最も高く、次いで「高齢者福祉（声かけ・見守り活動、ごみ出しなどの生活支援、サロンの支援 など）」が24.0%、「防災・防犯（地域防災・防犯活動 など）」が19.0%となっています。

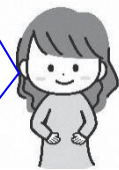
＜複数回答＞

■令和5年 (N=754)
■平成29年 (N=764)



＜課題把握調査（福祉従事者からの意見）＞

- 子育ての孤立化を解消していくため団塊世代のボランティアを募る。
- 行政が中心となり、ボランティア活動などを紹介する。
- ボランティア（例えば前期高齢者）で運営する軽費老人ホームをつくる。
- 高齢者は元気なので、まだまだボランティアやアルバイトができる。高齢者の得意なもの（しめ縄作り、門松など）を教えてもらいたい。



取り組みの方針

住民参加で取り組む福祉サービスの担い手を広く求めることのみならず、社会参加の機会づくりを図るために、住民がボランティア活動に参加しやすい環境づくりを進めます。

取り組み内容

自助・互助（市民・地域の役割）



- ボランティア活動に参加する気持ちを大切にします。
- 社会福祉協議会などで開催されているボランティア養成講座に積極的に参加します。
- 趣味や特技、経験を生かして、ボランティア活動に参加します。
- ボランティア団体では、活動の充実を図っていくため、活動内容の周知に努めるとともに、新規のメンバーを増やすための取り組みを進めます。
- ボランティア団体は、地域での学習会や交流の場において、ボランティアの派遣要請に対し、積極的に応じ、活躍の場を広げます。
- 地域で開催する学習会や交流の場において、ボランティア団体の活用を積極的に進めます。

共助（主に社会福祉協議会が進めること）

- 広報紙やホームページで「ボランティア」に関する情報提供を行い、活動の活性化を図ります。
- ボランティア活動を希望する人とボランティアを必要とする人のコーディネートを行います。
- ボランティアに関する講座（知識や技術の習得）を開催し、ボランティア活動への参加のきっかけづくりを進めます。
- 各ボランティア団体の情報交換や交流等連携強化を図ります。
- 地域課題の解決に向け、人材の育成を図ります。

公助（行政が進めること）



- ボランティア活動に参加している人の生の声を伝えるなど、ボランティア活動に関するさまざまな広報活動の充実を図ります。
- ボランティア育成の取り組みに対し支援を行います。
- 公共施設の利用に関して、ボランティア活動での利用が容易になるよう支援します。
- 福祉や介護に関する業務などの委託先として、NPO 法人やボランティア団体も含めるよう検討を進めます。

基本目標Ⅱ 協力して支え合う関係づくり

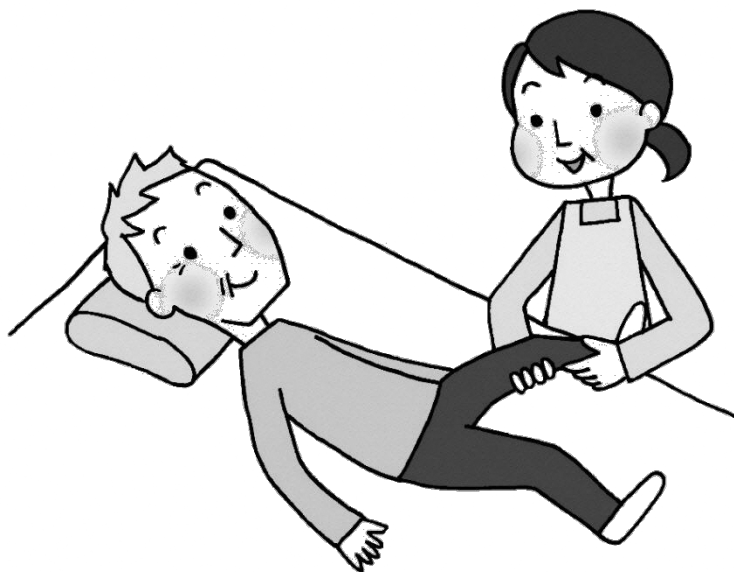
1 福祉サービスの量や質の充実を図る

現状・課題

本市においては、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「障がい者計画、障がい福祉計画・障がい児福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」等各個別計画により福祉施策が進められています。それぞれの施策が成果をあげていくためには、関係機関・団体との連携強化や、サービス事業者への情報提供など、サービス事業者の支援等に努める必要があります。

少子高齢化や都市圏への人口流出、核家族化などが進み、地域コミュニティが希薄になってきており、アンケート結果においても「住民がともに支え合い、助け合える地域づくりの推進」が大切だと回答した人が14.9%で、平成29年から6.4%減少しています。

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、福祉サービス及び福祉サービスに関する情報提供の充実や身近なところでの相談窓口を整備する必要があります。



＜アンケート調査＞

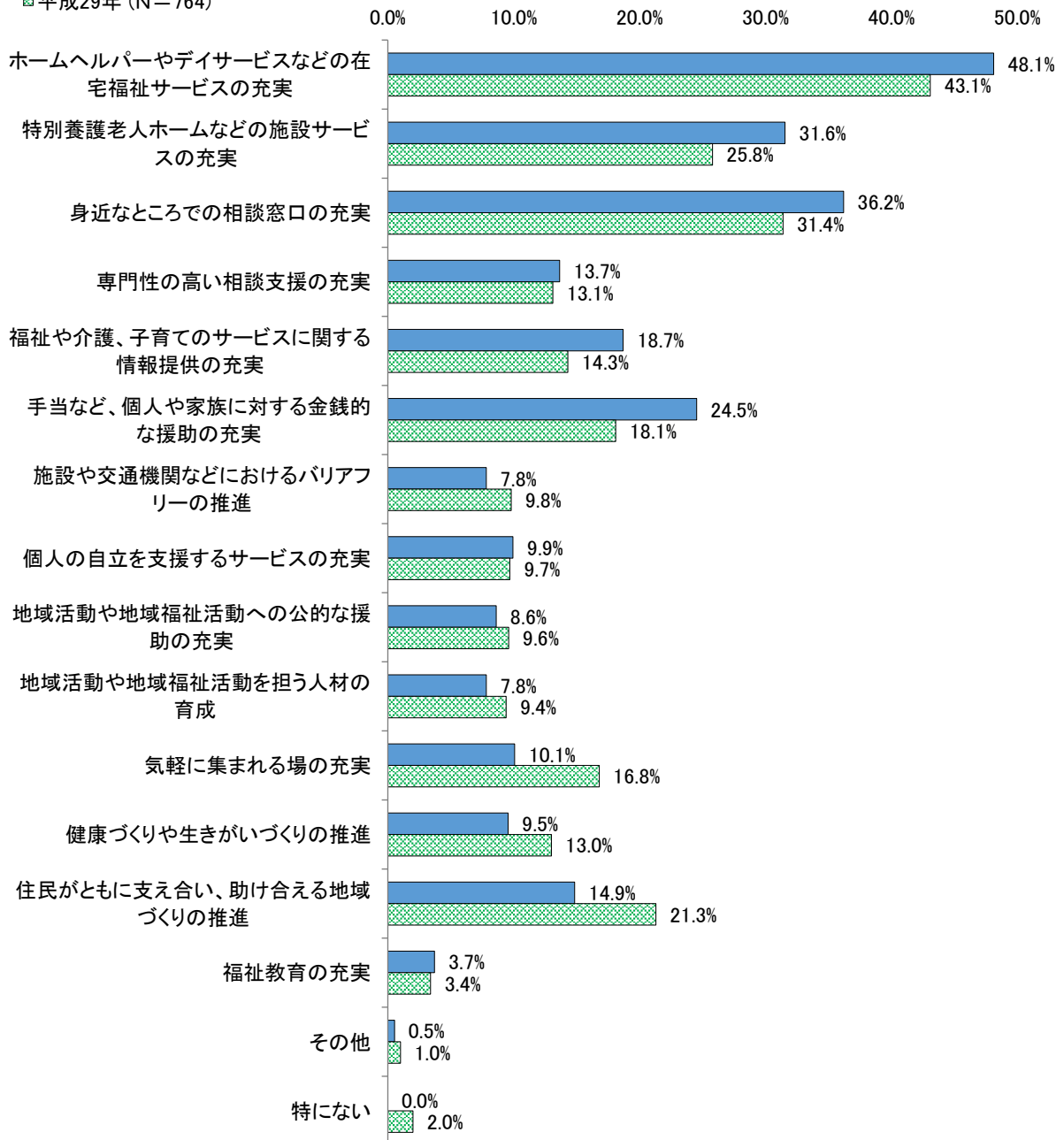
■住民が住み慣れた地域で、安心して暮らしていくためには、どのような福祉のあり方が大切だと思いますか。（○は3つまで）

「ホームヘルパーやデイサービスなどの在宅福祉サービスの充実」が48.1%と最も高く、次いで「身近なところでの相談窓口の充実」が36.2%、「特別養護老人ホームなどの施設サービスの充実」が31.6%となっています。

＜複数回答＞

■ 令和5年 (N=754)

■ 平成29年 (N=764)



<課題把握調査（福祉従事者からの意見）>

- 行政サービスをうまく利用できずにいる家庭もある。
- 支援、サービスを公表し、説明して理解を得る。
- 見守りサービス、介護施設の種類と数の充実。
- いろいろなサービスや制度はありますが、実際使う高齢者の方への理解や認知度は低い。
- 貧困、病気、介護など、窓口がバラバラですが、一人の人が抱える問題であることが多いので、縦割りではなく、トータルな視点から生活を支援してくれるサービスが必要だと思います。
- 行政サービスに限界があるということ。行政サービスを受けようと思っても受けられないケースがあること。
- 離島においても、同じ介護保険料金を払っているのだから、同じ条件でサービス利用できるようにしてほしい。



取り組みの方針

法や制度に定める支援や各種福祉サービスについて、必要とする市民に対し適切に対応できる体制づくりを進めることで、支援の量の確保と質の向上を図ります。

取り組み内容

自助・互助（市民・地域の役割）



- 福祉サービスを利用する際、わからないことは問い合わせ、説明を求めます。
- 福祉サービスに関する苦情がある場合には、苦情相談窓口などを活用します。
- 福祉サービスの適切な利用のため、成年後見制度や日常生活自立支援事業を必要に応じて活用するよう心がけます。
- 福祉サービス事業所での行事などに積極的に参加し、交流を深めながら、地域と事業所との信頼関係を築きます。

共助（主に社会福祉協議会が進めること）

- 誰もが住み慣れた地域で生活できるよう、福祉サービスの提供を図ります。
- 判断能力不十分な方々の権利擁護の推進に「日常生活自立支援事業」並びに「成年後見制度」の利用促進を図ります。
- 苦情には行政や運営適正化委員会と連携し、その解決に向けた支援を行います。

公助（行政が進めること）



- 各福祉・介護分野でのそれぞれの行政計画を進めることにより、サービスの質や量の充実を図ります。
- 住民からの求めに的確に対応していくため、西九州させぼ広域都市圏と連携しながら福祉サービスを継続的・安定的に推進します。
- 福祉サービス事業者に対し、福祉サービスの質の向上の必要性や取り組みについて啓発します。
- 交通弱者に対する買い物などの外出機会の拡大と社会参加の促進について、支援を行います。
- 福祉サービスの利用について、住民から苦情相談があった場合には、その解決に向けて適切に対応します。
- 成年後見制度や日常生活自立支援事業について、周知・啓発をするとともに、相談支援及び利用促進を図ります。
- 「子ども・子育て支援事業計画」を基に子育て中の家庭を行政や身近な地域で支える子育て支援を行います。
- 「こども家庭センター」を設置することで、母子保健・児童福祉の両機能の連携の協働を深め、子育てに困難を抱える家庭に対して、切れ目なく、もれなく対応します。
- 「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を基に地域の中で支え合い、安心して健やかに生活を送ることができるよう地域包括ケアシステムを推進し、高齢者を支援します。
- 「障がい者計画」、「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」を基に障がいのある人もない人も、一人ひとりが尊重され、誰もが心豊かに暮らせるよう支援します。
- 福祉サービスの利用については、一人ひとりの状態に配慮し広報誌やホームページやSNS等を活用し情報提供に努めます。
- 離島介護サービス支援事業を継続して行い、サービス利用を促進することで、サービス提供事業者の参入を促進し、離島と本土との格差是正を図ります。

2 連携しながら相談支援を進める

現状・課題

ひとり暮らしや寝たきり及び認知症等の高齢者、高齢者夫婦世帯、障がいのある人がいる世帯、あるいは子育て中の世帯等においては、さらなる不安や悩みを相談することができる相談窓口をより充実させることが重要です。

今後も、福祉をめぐる課題やニーズの多様化、複雑化が予想されるため、市の相談窓口や地域包括支援センター、障害者基幹相談支援センター、医療機関等の専門窓口、社会福祉協議会等と地域の身近な相談窓口とが連携し、相談支援体制を構築していくことが重要です。

<課題把握調査（福祉従事者からの意見）>

- 相談する機関に保健師や作業療法士の不足を感じるので増員も考えてほしい。これからの時代は、横の連携が必要。
- 困ったことを聞く、相談に乗るとは言いながら、自分で行けない人については行政が定期的に足を運んではどうか。



取り組みの方針

複雑かつ複合化した課題を抱える人や世帯などに対し、適切な福祉サービスに関する支援につながるように、行政と地域の相談支援機関等で情報共有や連携を強化しながら、支援体制の整備を進めます。



取り組み内容

自助・互助（市民・地域の役割）



- 自分や家族の力だけでは解決ができない課題を抱え込まず、専門的な相談窓口を利用するよう心がけます。
- 隣近所の人が複雑かつ複合化した課題を抱え込んでいたら、専門的な関係機関の相談窓口を利用するよう声をかけ合います。

共助（主に社会福祉協議会が進めること）

- 福祉課題を抱える世帯の相談に迅速に対応できるよう民生委員・児童委員をはじめ、地域の福祉関係者との相談支援体制の構築を進めます。
- 生活困窮世帯・低所得世帯等の相談に的確に応じ、生活福祉資金貸付事業の利用促進と自立支援を進めます。

公助（行政が進めること）



- 地域で活動している相談支援窓口のネットワークを構築し、情報交換や情報の共有を図りながら複雑かつ複合化した課題を抱える人や世帯の包括的な相談支援に応じていく重層的支援体制づくりを進めます。
- 生活に困窮する人や世帯にかかわる情報を関係機関内で共有することで、すみやかに相談支援につながるよう努めます。

3 包括的な支援の充実を図る

現状・課題

近年、介護疲れ、ストレス、希薄な人間関係や社会からの孤立などが要因で、児童や高齢者、障がいのある人への虐待が顕在化し、大きな社会問題にもなっており、早期発見、早期対応のためにも地域内の関係者が連携を強化し、包括的な支援を行う必要があります。

地域住民の抱える課題が複雑化・複合化する中、従来の支援体制では課題があり、属性を問わない包括的な支援体制を構築するため、重層的支援体制の整備を図る必要があります。

<アンケート調査>

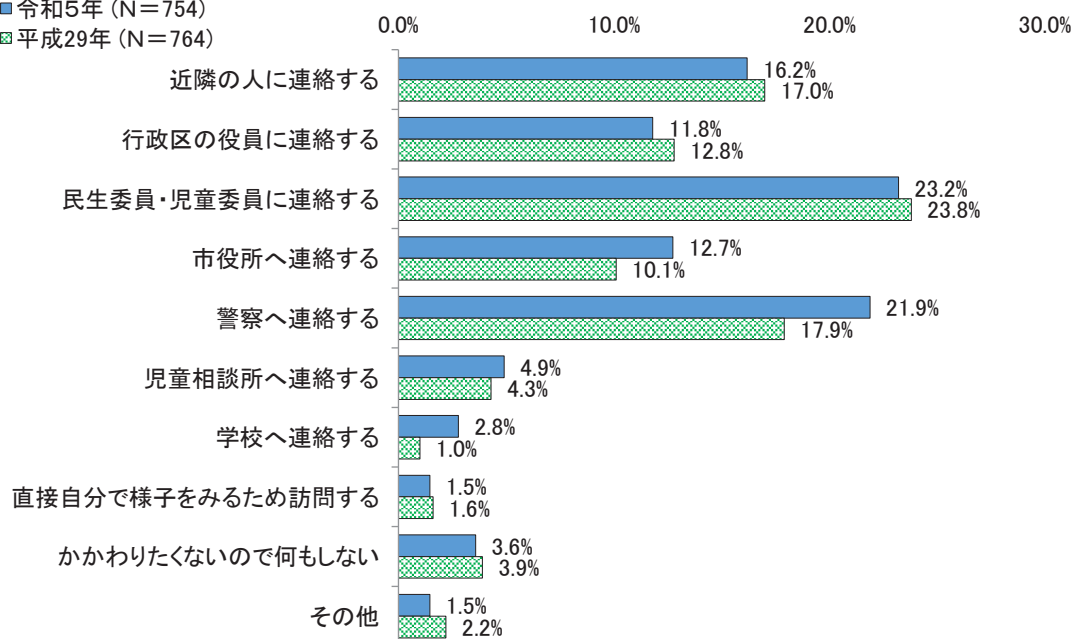
■もしあなたの周囲で、虐待が発生しているとあなた自身が感じたら、最初にどのように対応しますか。

「民生委員・児童委員に連絡する」が23.2%と最も高く、次いで「警察へ連絡する」が21.9%、「近隣の人に連絡する」が16.2%となっています。

<単数回答>

■令和5年(N=754)

■平成29年(N=764)



<課題把握調査（福祉従事者からの意見）>

- 高齢者については、地域包括支援センター等が中心となって地域住民と連携して生活を支援する。
- 町内会・民生委員・社会福祉協議会・地域包括支援センター・市等と情報の共有化や、連携した取り組みができるようにする。



取り組みの方針

複雑かつ複合化した課題を抱える人や世帯などにすみやかに対応し、適切な福祉に関する支援を進めるため、また、虐待の早期発見や防止とともに、きめ細かい支援を行っていくため、地域の組織や団体、関係機関や福祉サービス事業所の間で情報共有しながら、包括的な支援ができる重層的支援体制の充実を図ります。

取り組み内容

自助・互助（市民・地域の役割）



- 自分や家族の力だけでは解決ができない課題を抱え込まず、専門的な関係機関からの支援を求めるよう心がけます。
- 自分が、家族などから不適切な扱いを受けていると感じるときには、すみやかに民生委員・児童委員などに相談し、支援を求めます。
- 自分の周囲で、子どもや高齢者、障がいのある人などに対する虐待、もしくは虐待と思われるときには、支援につながるよう、警察や児童相談所、市の担当課へ、すみやかに連絡します。
- 隣近所の人々が複雑かつ複合化した課題を抱え込んでいたら、専門的な関係機関からの支援を求めるよう声をかけ合います。

共助（主に社会福祉協議会が進めること）

- 地域の団体・関係機関等と連携し、支援を必要とする世帯を地域全体で支援する組織体制の構築を目指します。
- 生活困窮世帯・低所得世帯等の課題解決に向け、関係機関と連携し就労支援等を行い、自立支援を推進します。
- フォーマルサービス（公的）では完結できない世帯のニーズを把握し、インフォーマルサービス（公的外）の開発等を行います。

公助（行政が進めること）



- 複雑かつ複合化した課題を抱える人や世帯の包括的な相談支援に依拠していく重層的支援体制の充実を図ります。
- 福祉サービス事業者や医療機関などの関係者が、認知症の人や福祉サービス利用者の支援のため、情報共有や連携を強化できるような仕組みづくりを進めます。
- 地域の組織や団体、事業所などの理解と協力、参加を求めながら、地域での生活を送るうえで支援を必要とする人や世帯の生活支援に関する体制づくりを進めます。
- 福祉サービスを必要とする高齢者やその家族へのきめ細かい対応のため、地域ケア会議など、支援に関係する組織・団体間の協議の場のさらなる機能充実を図ります。
- 支援を必要とする子どもやその家族へのきめ細かい対応のため、要保護児童対策地域協議会など、支援に関係する組織・団体間の協議の場のさらなる機能充実を図ります。
- こども家庭センターを設置し、こどもとその家庭の福祉に関する包括的な支援を切れ目なく、もれなく支援します。
- 福祉サービスを必要とする障がいのある人やその家族へのきめ細かい対応のため、自立支援協議会など、支援に関係する組織・団体間の協議の場のさらなる機能充実を図ります。
- 低所得などで生活に困窮する人や世帯に対しては、就労支援をはじめとする関係機関と連携を図りながら、複雑かつ複合化している課題の改善に向けた適切な支援を進めていきます。
- 各福祉分野の協議会やネットワークの横断的な連携を図り、情報交換や情報の共有を図ることで、複雑かつ複合化している課題の解決に努めます。
- 虐待問題に対応する相談や連絡の窓口の周知と機能充実を図ります。
- 地域からの虐待に関する連絡に対し、すみやかに対応できる体制づくりを行うとともに、きめ細かいケアや包括的な支援のさらなる充実を図ります。
- 虐待の加害者に対し、心理的なケアを含めた支援について、関係機関と連携しながら、取り組んでいきます。

基本目標Ⅲ 生活を支える福祉サービスの基盤づくり

1 福祉サービスの情報をわかりやすく伝える

現状・課題

本市では、福祉サービスなどの情報提供については、主に、広報誌や社協だより、ホームページ等を活用していますが、閉じこもりがちな高齢者や障がい者など、真に情報を必要とする人に情報が届いていない、認識されていないという現状があります。そのため、今後は情報を必要とする人にSNS等のインターネットでの情報発信を活用し確実に情報が届く仕組みを整えていく必要があります。

＜アンケート調査＞

■あなたは、現在、「福祉サービス」に関する情報を主にどこから（どのようにして）入手していますか。

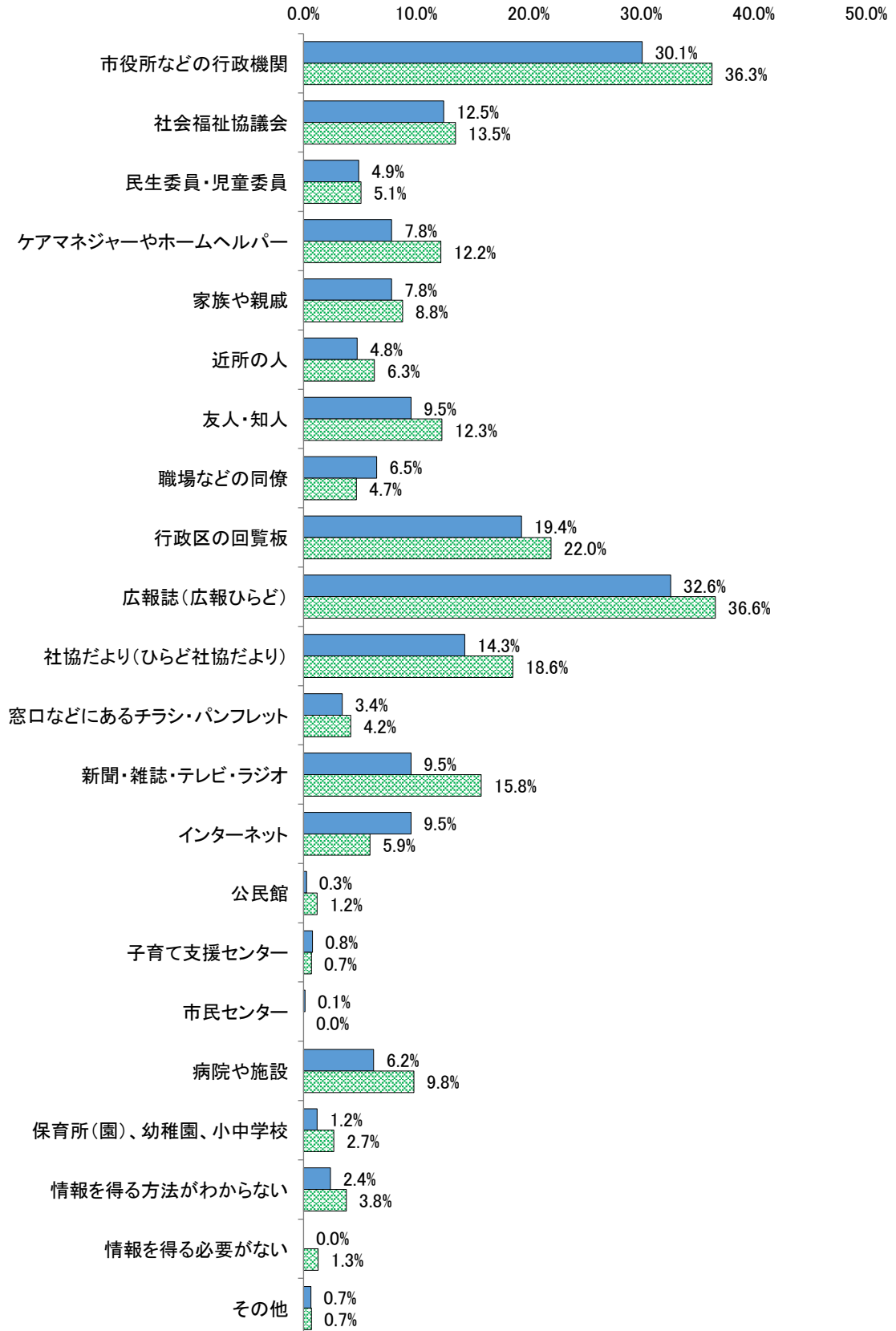
「広報誌(広報ひらど)」が32.6%と最も高く、次いで「市役所などの行政機関」が30.1%、「行政区の回覧板」が19.4%となっています。

現状としては、インターネットで情報収集している方が増えているため、今後はインターネットでの情報発信の仕組みづくりが必要となっています。

〈複数回答〉

■ 令和5年 (N=754)

■ 平成29年 (N=764)

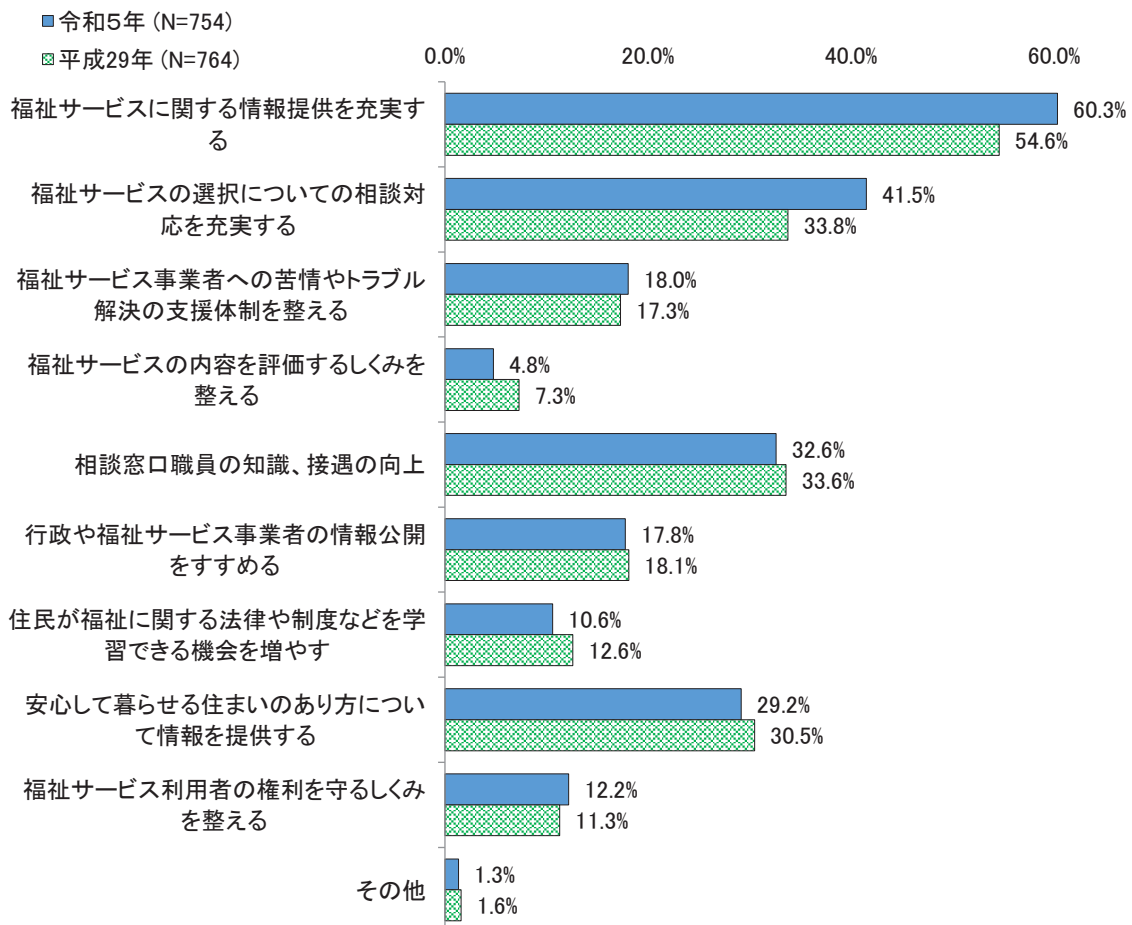


＜アンケート調査＞

■福祉サービス利用者が、自分に最適な福祉サービスを選び、安心して利用するため、市役所ではどのようなことに取り組む必要があると思いますか。

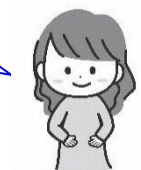
「福祉サービスに関する情報提供を充実する」が60.3%と最も高く、次いで「福祉サービスの選択についての相談対応を充実する」が41.5%、「相談窓口職員の知識、接遇の向上」が32.6%となっています。

＜複数回答＞



＜課題把握調査（福祉従事者からの意見）＞

- サービスの情報提供が必要。
- 社会制度で支える支援・救済する仕組み・取り組みがあってもわかりづらかったり、知らない人が多い。



取り組みの方針

福祉サービスを必要とする人が必要な情報をいつでも得られるような仕組みづくりを進めます。また、情報の入手が困難な人へのきめ細かい配慮など、わかりやすい情報を提供するための工夫と充実を図ります。

取り組み内容

自助・互助（市民・地域の役割）



- 広報誌や回覧板などをよく読み、福祉サービスについての知識を身につけます。
- 講演会や研修会などに参加するよう心がけます。
- どのような情報が必要なのかということを周囲に求めると同時に、積極的に発信します。
- チラシなど活用し、必要な福祉に関する情報を伝達します。
- 福祉サービスについて、情報交換や意見交換ができる場を設けます。
- 自治会や老人会、民生委員・児童委員などによる見守り活動のなかで、福祉サービスの情報を提供します。
- 民生委員・児童委員など、地域において相談支援に携わる人は、自らの役割について周知します。

共助（主に社会福祉協議会が進めること）

- 社会福祉協議会の役割や活動内容について幅広く周知します。
- 「社協だより」を発行し、福祉サービスの情報提供に努めます。
- ホームページ、SNS 等を活用し、リアルタイムに情報の提供に努めます。
- 様々なセミナー等の開催時に、福祉サービス等の情報提供を行います。
- 住民の相談（来所・電話等）の主訴を把握し、福祉サービスにつながるよう支援を行います。
- 情報の入手が困難な世帯には、訪問等アウトリーチ（足を運び支援する）を行い、必要な情報が必要な人に届くよう支援を行います。

公助（行政が進めること）



- 広報誌（広報ひらど）で、福祉サービスについての情報の提供の充実を図ります。
- 情報提供において、高齢者向けに文字を大きくしたり、障がいのある人向けに音訳したり、外国人向けにはふりがなを表示するなど、情報の受け手の特性に合わせた方法を工夫します。
- ホームページやパンフレットなどについては、見やすく読みやすくなるよう工夫するとともに、インターネットを活用しながら、福祉サービスについての情報を提供するように努めます。
- 福祉サービスの内容や利用の方法などの情報をわかりやすくまとめたチラシや冊子などを作成し、対象となる人に配布できるように努めます。
- 地域の組織や団体、保育所（園）・幼稚園、小中学校などを通じ、あらゆる機会を活用して、福祉に関する支援制度の周知に努めます。
- 情報の受け手の対象を絞り、確実かつ効率よく福祉サービスについての情報を提供するため、支援の提供や調整役となる福祉専門職や、個別福祉分野の協議会やネットワークを活用します。
- 情報提供を行う相談窓口では、手話や筆談などによるコミュニケーションの支援が行える体制を整えます。
- 情報窓口では、情報提供のみに留まることなく、必要なサービス利用につながるよう十分に配慮します。
- 情報の入手が困難と判断される高齢者や障がいのある人などには、その家族に対しても丁寧に説明するなど、情報が行き届くよう努めます。
- 福祉サービスに関する情報の入手や理解が困難と思われるところには、訪問相談支援を行うなど、きめ細かい情報の提供に努めます。

2 身近で気軽な相談支援を進める

現状・課題

地域においては、嘱託員や民生委員・児童委員、障害者相談員、利用者支援専門員等が設置されています。また各施設の従事者や高齢者支援センター、子育て支援拠点施設における子育てなんでも相談窓口のほか、保育所・学校等、より身近で相談支援する体制を整えていますが、なかなか相談やサービスに結びつかないケースも見受けられます。

今後も相談窓口の周知を図るとともに、より身近で気軽に相談できる場や機会を充実させる必要があります。

<課題把握調査（福祉従事者からの意見）>

- 気軽に相談できる窓口とかあればよい。
- より身近な相談窓口の設置。
- 相談するべきところがわからない人がいる。



取り組みの方針

民生委員・児童委員など、地域において相談支援に携わる人たちが、市民の身近で気軽な相談相手になれるように、また、市役所や社会福祉協議会の相談窓口、相談支援を行っている福祉サービス事業所など、地域の相談支援機関が、市民にとってより身近なものとなるように努めながら、相談支援の充実を図ります。



取り組み内容

自助・互助（市民・地域の役割）



- 困っているときには悩みをひとりで抱えこまず、地域において相談支援に携わる人たちや地域の相談支援機関などに気軽に相談します。
- 近所づきあいを大切にし、お互いに気軽に相談し合える関係を築きます。
- 隣近所の人困りごとで悩んでいたら、地域において相談支援に携わる人たちや地域の相談支援機関などに、気軽に話してみるよう声をかけ合います。

共助（主に社会福祉協議会が進めること）

- 相談者が身近に相談を行えるよう、プライバシーの保護等の環境整備やメール・FAX等による相談もあわせて行います。
- 民生委員・児童委員等住民の相談を身近に受ける方々の相談技法などの研修を行います。

公助（行政が進めること）



- 誰もが必要なときに気軽に相談できるよう、地域において相談支援に携わる人たちや地域の相談支援機関の周知を図ります。
- 相談支援が、市民にとってより身近なものとなるよう、地域へ出向き、相談対応を行います。
- 地域において相談支援に携わる人たちに対し、研修を行い、スキルアップを図ります。
- 市民が気軽に相談できる体制を整えます。

3 相談支援の専門性や利便性を向上させる

現状・課題

地域で誰もが安心して生活を送るためには、生活の中で様々な問題を抱えても、気軽に相談することができ、また、問題の深刻化を未然に防いで解決につなげることのできる体制づくりが重要となります。アンケート結果において「相談はしない」と回答した人が14.6%で、平成29年から11.5%も増加しています。

そのため、行政窓口や相談支援担当者の専門性を向上させる必要があります。また、近年では閉じこもりがちの人や相談をためらう人など、新たな課題を抱えた人への相談支援ができるような取り組みが必要とされています。

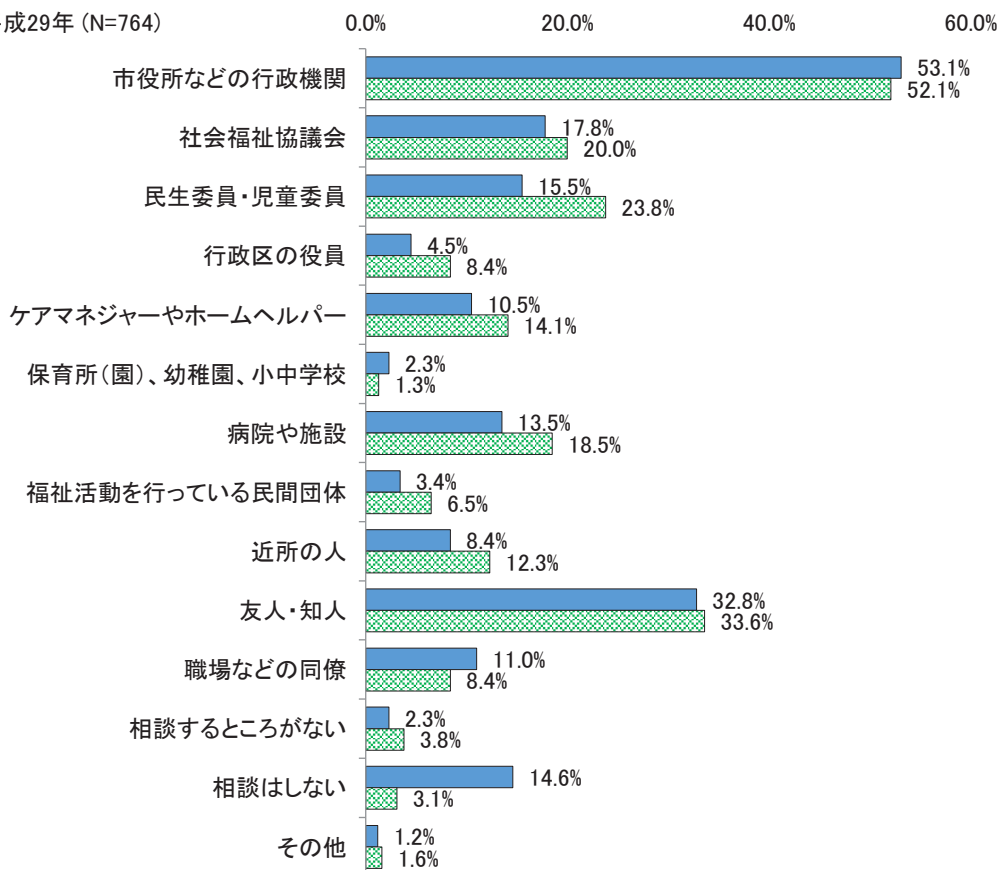
＜アンケート調査＞

■あなた自身やご家族が、生活上の困りごとを抱えた時、家族以外で、どこ（誰）に相談しますか。

「市役所などの行政機関」が53.1%と最も高く、次いで「友人・知人」が32.8%、「社会福祉協議会」が17.8%となっています。

〈複数回答〉

■ 令和5年 (N=754)
■ 平成29年 (N=764)



<課題把握調査（福祉従事者からの意見）>

- 子育ての段階で親身に相談に乗ってくれる人がいない。
- 家族以外で気軽に相談できる場所が必要。
- 急を要する事態発生時に相談する相手がいない。



取り組みの方針

困りごとを抱える人のさまざまなニーズに適切に対応することができるよう相談支援の専門性を向上させるとともに、丁寧できめ細かな相談窓口での対応を進めていくことで、相談者の利便性の向上を図ります。

取り組み内容

自助・互助（市民・地域の役割）



- 自分や家族だけで解決していくことが困難な悩みを抱えこまず、積極的に専門的な関係機関の相談窓口を利用するよう心がけます。
- 家族が困難な問題で悩んでいたら、専門的な関係機関の相談窓口を利用するよう、声をかけます。
- 必要に応じて、広報やホームページなどを利用して、専門的な関係機関の相談窓口に関する情報を収集します。
- 隣近所の人が子育てや福祉、介護などのことで悩んでいたり、困りごとを抱え込んでいたら、専門的な関係機関の相談窓口を利用するよう声をかけ合います。

共助（主に社会福祉協議会が進めること）

- 相談員の資質の向上を図り、より専門的な相談支援体制の強化に努めます。
- 出張相談等相談員が地域に出向き、住民の方々が身近に相談できるよう利便性の向上に努めます。
- 行政機関や専門機関等と情報の共有を図り、相談支援体制の強化を図ります。

公助（行政が進めること）



- 専門性の高い相談支援に対応するため、こども家庭センター、地域包括支援センター及び障害者基幹相談支援センターの専門職の配置の充実並びに相談支援体制の強化に努めます。また、専門の関係機関や団体との情報交換や連携を強化します。
- 高齢者支援センター、地域子育て支援拠点施設などを地域における相談支援の拠点として、その機能充実を図ります。
- 相談窓口担当職員の知識向上のため、研修などへの参加を促します。
- 相談者の利益を最優先に考え、必要と思われる福祉サービスを積極的に紹介し、相談者の自己選択・自己決定を促す丁寧な意思決定支援を実践します。
- どのようなことが、どこに行けば相談できるのかをわかりやすくするため、多岐にわたる各種相談窓口をコンパクトに整理しながら、周知を図ります。
- 相談窓口が複数箇所にもたがる等の複合化した課題に対しては専門職により包括的な相談対応を行います。
- 相談窓口を訪れることが難しい人に対しては、訪問や SNS、オンライン相談支援を行うなど、相談支援の利便性の向上に努めます。
- 障がいのある人が、障がいを理由とする制限によって、公的な制度・サービスの利用を妨げられたり、必要な情報を得られなかったりすることのないように、行政手続きにおける合理的配慮を行います。



基本目標Ⅳ 安心して暮らせる地域づくり

1 隣近所などでの身近な助け合いを進める

現状・課題

高齢化等により今後ますます支援が必要な人の増加が見込まれるなか、助け合い、支え合いの輪を広げるためには、地域や隣近所などでの日常の見守りが行われるとともに、安否確認等を通じて、孤独死や虐待等に関する問題の早期発見・解決を図ることが大切です。

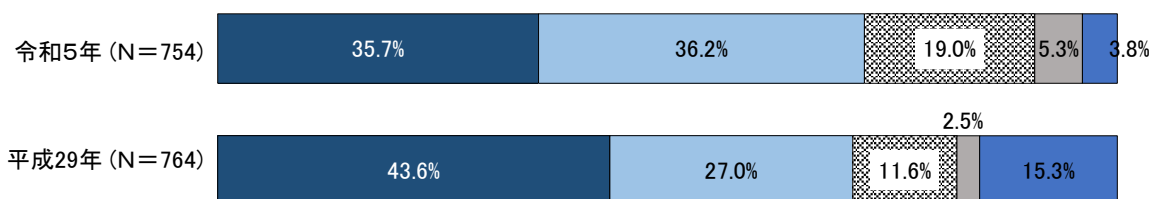
また、認知症高齢者や障がいのある人とその家族、ひきこもりで地域との接点を持っていない人なども、同じ地域に生きて、共に地域を支える大切な仲間であるということを再認識し、人口減による担い手の不足や地域とのつながりが弱くなっている現状を踏まえ、一人ひとりが孤立しない、助け合いの仕組みづくりを考える必要があります。

<アンケート調査>

■あなたは、普段近所の人とどの程度のつきあいをされていますか。

「たまに立ち話をする程度」が36.2%と最も高く、次いで「親しくおつきあいしているお宅がある」が35.7%、「会えばあいさつはするが、それ以上の話はしない」が19.0%となっています。

<単数回答>

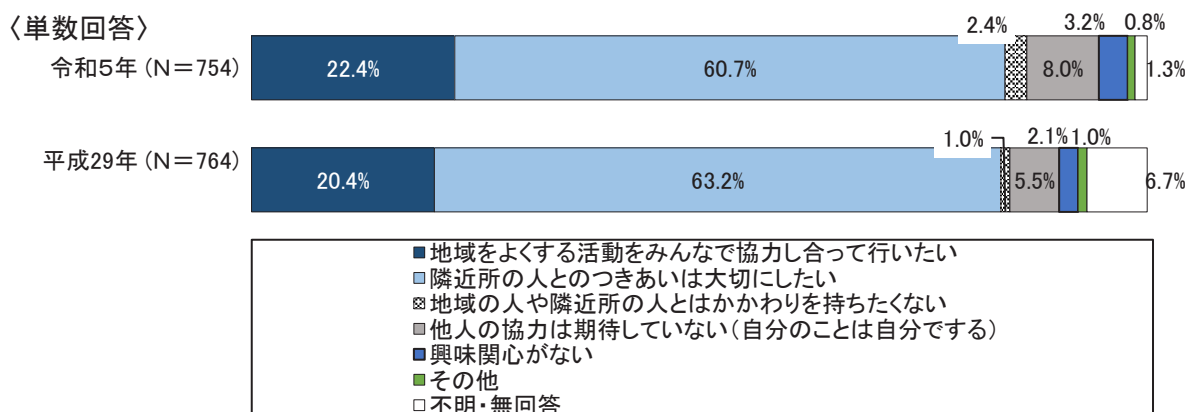


- 親しくおつきあいしているお宅がある
- たまに立ち話をする程度
- ▨会えばあいさつはするが、それ以上の話はしない
- つきあいがほとんどない
- 不明・無回答

＜アンケート調査＞

■ 地域での人と人のかかわりについて、あなたのお考えに近いものをお選びください。

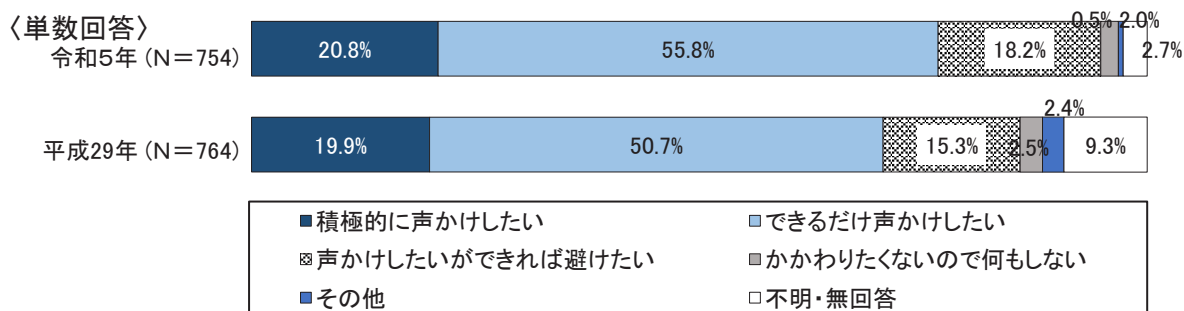
「隣近所の人とのつきあいは大切にしたい」が60.7%と最も高く、次いで「地域をよくする活動をみんなで協力し合って行いたい」が22.4%、「他人の協力は期待していない(自分のことは自分です)」が8.0%となっています。



＜アンケート調査＞

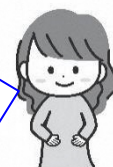
■ 認知症と思われる人がまちのなかで戸惑っている様子を見かけた時、あなた自身はどのように対応したいと思いますか。

「できるだけ声かけしたい」が55.8%と最も高く、次いで「積極的に声かけしたい」が20.8%、「声かけしたいができれば避けたい」が18.2%となっています。



＜課題把握調査（福祉従事者からの意見）＞

- 地域での子育て支援の行事を増やしたり、保育園・幼稚園で家庭ではできないような体験活動をたくさん行う。
- 地域やご近所などの細かいところでの集会所をつくり、話し合い、誰もが関わり合いのある関係をつくる。
- 近所間での連携が足りない。若い家族の方たち、高齢者家族への関心が薄い。地域での交流の機会を増やす。
- 考え方も多様化し、近所付き合いの難しさや、核家族等で孤独化している感じもある。



取り組みの方針

隣近所の人たちや地域の人たち同士のかかわりを深め、お互いに支え合い、助け合うことで、同じ地域で生活する誰もが、地域において孤立することなく、安心した暮らしとなることをめざします。

取り組み内容

自助・互助（市民・地域の役割）



- 積極的にあいさつや声かけをするなど、普段から近所づきあいや地域でのコミュニケーションを大切にします。
- 地域の活動や行事などに参加するよう心がけます。
- 自分ひとりではできないことは、隣近所の人たちに支援や手助けをお願いします。
- 認知症の家族に関する情報について、不慮の事故などを防ぐため、人権を尊重しながら、必要な範囲で隣近所、地域活動や福祉活動を行う人や団体、行政機関に提供します。
- 隣近所に気にかかる人がいたら、隣近所でお互いに協力し合いながら、見守りを心がけます。
- 困りごとが生じた場合には、隣近所のなかで、お互いに声をかけ合いながら、支え合い、助け合います。
- ごみ出し、買い物や通院などの外出といった日常生活の上でちょっとしたことが十分にできず、困っている人や家族に対し、隣近所で声をかけ合いながら、できる範囲で協力するなど、身近なところで支え合い、助け合います。
- 隣近所に暮らす認知症を抱える人や家族のことを隣近所の人たちの間で理解し合い、お互いに協力し合いながら支え合い、助け合います。

共助（主に社会福祉協議会が進めること）

- 地域において、互いに「支えあい」「助け合う」体制の啓発活動を行います。
- 住民同士が気軽に相談できる環境整備に努めます。

公助（行政が進めること）



- 隣近所の人たちや地域の人たち同士のかかわりを深め、お互いに支え合い、助け合うことの大切さを啓発します。
- 各種団体が行う世代間交流を推進します。

2 地域での組織的な支援を進める

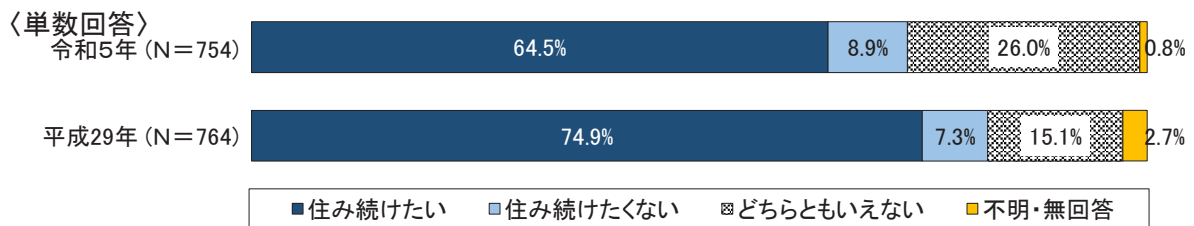
現状・課題

地域で活動できる若年層が減少し、高齢者の一人暮らしが増える中、限りある人材や資源で地域を支え合える仕組みが必要となります。身近な相談相手や簡単なお手伝い、買い物支援等の多くの課題の解決に向けて、一人ひとりができることから助け合い、地域ぐるみで考えていく必要があります。

<アンケート調査>

■あなたは、これからも現在住んでいるところに住み続けたいと思いますか。

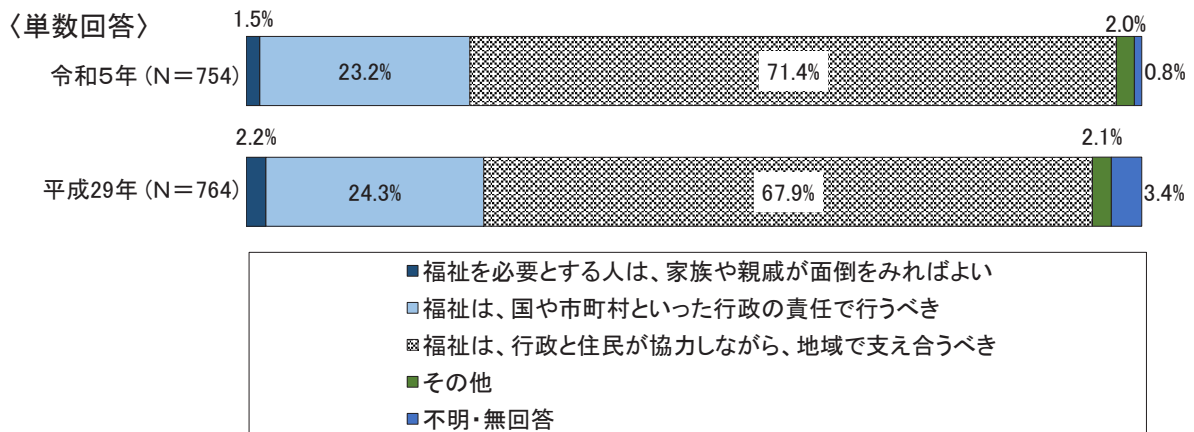
「住み続けたい」が64.5%、「どちらともいえない」が26.0%、「住み続けたくない」が8.9%となっています。



<アンケート調査>

■これからの「福祉」のあり方は、どのようであるべきだと思いますか。

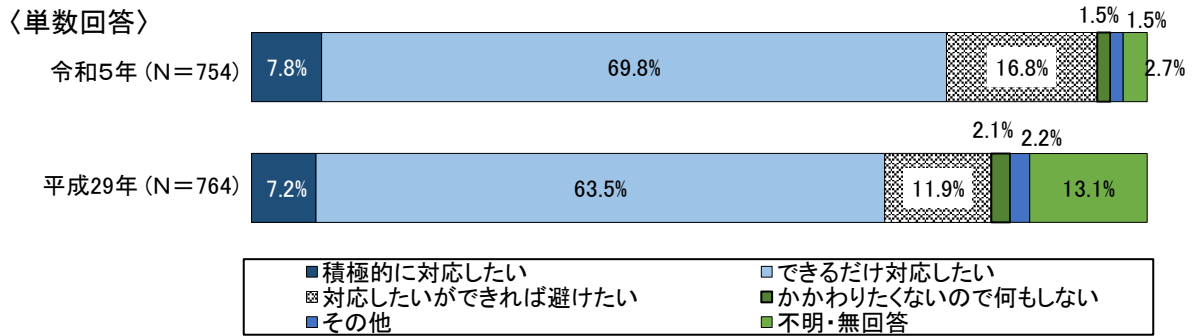
「福祉は、行政と住民が協力しながら、地域で支え合うべき」が71.4%と最も高く、次いで「福祉は、国や市町村といった行政の責任で行うべき」が23.2%、「福祉を必要とする人は、家族や親戚が面倒をみればよい」が1.5%となっています。



＜アンケート調査＞

■日々の暮らしのなかで困りごとを抱える人から助けを求められた時、あなた自身はどう対応したいと思いますか。

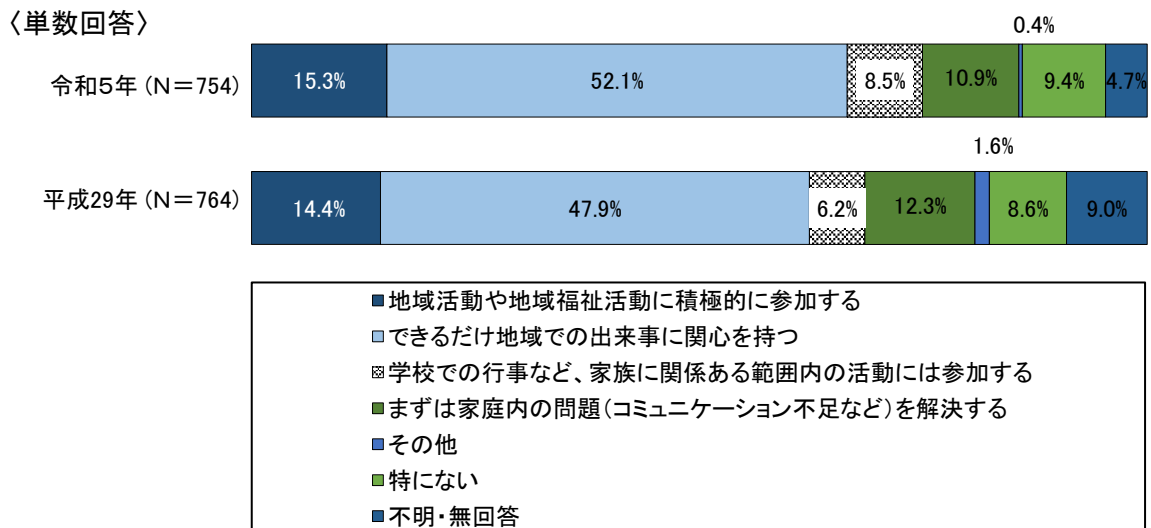
「できるだけ対応したい」が69.8%と最も高く、次いで「対応したいができれば避けたい」が16.8%、「積極的に対応したい」が7.8%となっています。



＜アンケート調査＞

■私たち一人ひとりが安心して地域のなかで暮らしていくために、住民のひとりとして、あなたはどのようなことができますか。

「できるだけ地域での出来事に関心を持つ」が52.1%と最も高く、次いで「地域活動や地域福祉活動に積極的に参加する」が15.3%、「まずは家庭内の問題（コミュニケーション不足など）を解決する」が10.9%となっています。



＜アンケート調査＞

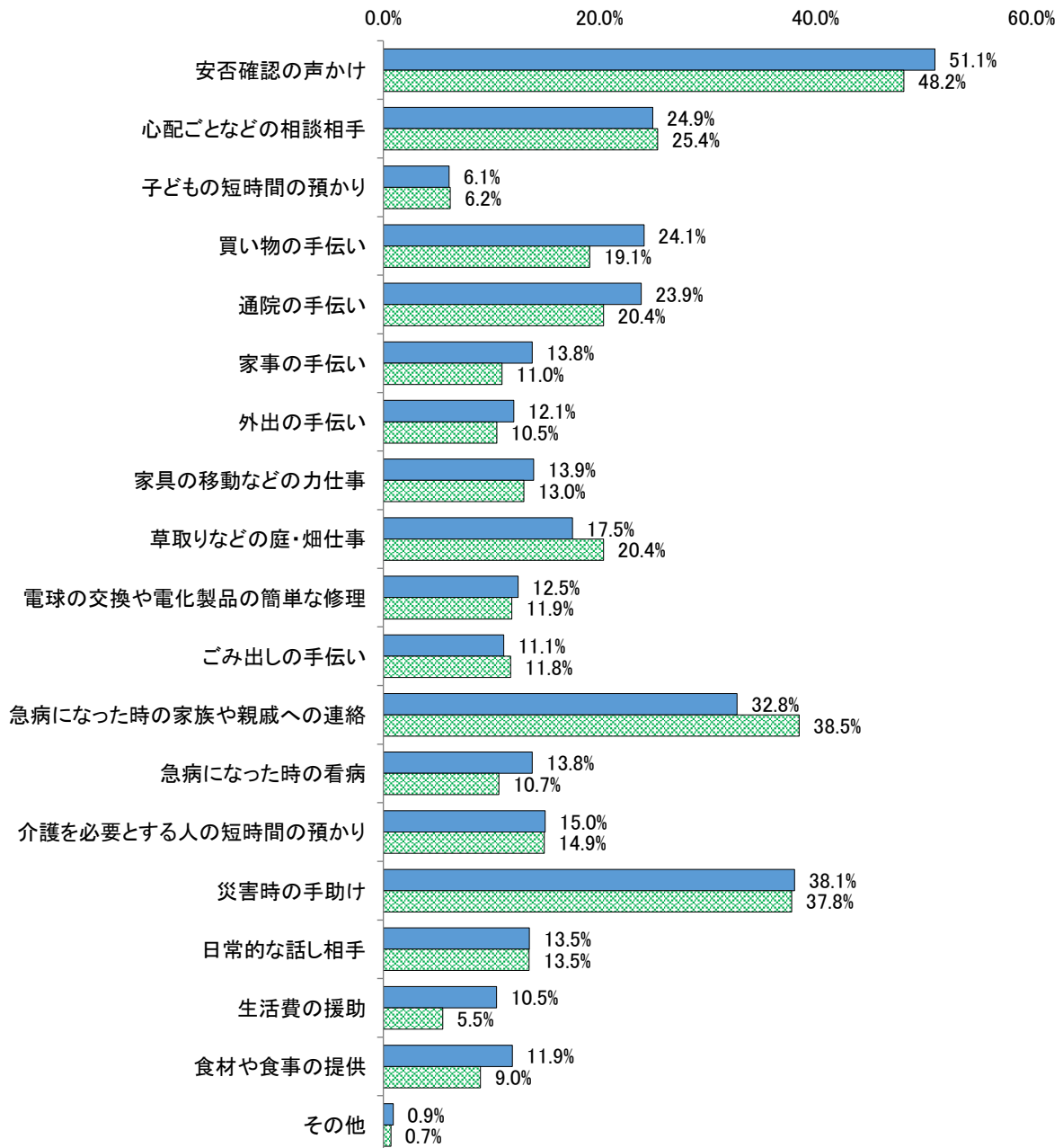
■あなたやご家族に助けが必要になった時、地域の人たちにどのような支援をしてほしいと思いますか。

「安否確認の声かけ」が51.1%と最も高く、次いで「災害時の手助け」が38.1%、「急病になった時の家族や親戚への連絡」が32.8%となっています。

＜複数回答＞

■ 令和5年 (N=754)

■ 平成29年 (N=764)

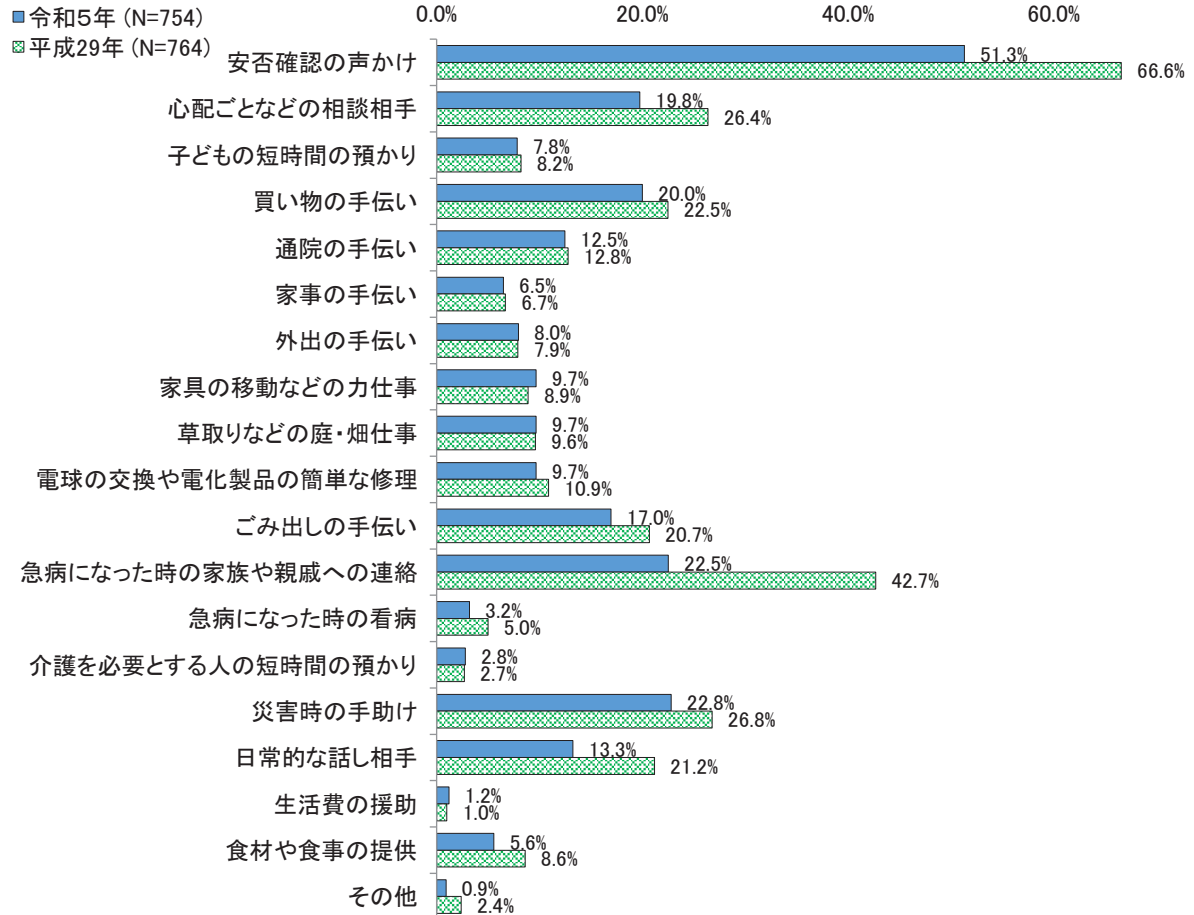


<アンケート調査>

■あなたの身近なところで、困っている人がいた場合、あなた自身はどのような支援ができますか。

「安否確認の声かけ」が51.3%と最も高く、次いで「災害時の手助け」が22.8%、「急病になった時の家族や親戚への連絡」が22.5%となっています。

<複数回答>



<課題把握調査（福祉従事者からの意見）>

- 生活困窮者が地域で孤立しないための地域住民の理解、日常支援をするためのつながりが必要。
- 保護世帯者の生活のあり方で、地域支援体制を充実させた方が良いのではないか。
- 障がい者が地域で暮らすためには、近隣住民への理解を求めなければならない。行政、自治会・民生委員等の果たす役割が大きい。
- 地域の施設や学校を利用した地域とのつながり、結びつきや輪を広げる活動を行う。
- 地域の見守り、声かけが必要。



取り組みの方針

地域とのかかわりが希薄になり、孤立しがちな生活となっている人や世帯、認知症高齢者、子育て世帯、障がいのある人、外国人などが安心して暮らせる支援の充実をめざし、地域での組織的な福祉活動を進めます。

取り組み内容

自助・互助（市民・地域の役割）



- 自治会や老人会、民生委員・児童委員などによる見守り活動について理解を示し、可能な限り協力するとともに、活動する人たちに対し否定的な姿勢でのぞむことなく、労いの気持ちと言葉かけを大切にします。
- 隣近所に気にかかる人がいたら、身近なつながりのなかで支援していくために、自治会や老人会、民生委員・児童委員などと協力し合います。

共助（主に社会福祉協議会が進めること）

- 「地域課題」を地域全体で解決できる仕組みづくりを推進します。
- 地域の中で、支援や見守りを必要とする方々への支援活動を推進します。

公助（行政が進めること）



- 地域福祉活動を進める際の課題となっている個人情報取り扱いについてのルールづくりを進めます。
- 自治会や老人会、民生委員・児童委員などによるひとり暮らし高齢者や高齢者がいる世帯、子育て世帯、障がいのある人、外国人など支援が必要な人や世帯の見守り活動を支援します。
- 事業者が、その事業活動を行いながら実施に努める見守り活動について、組織的な取り組みとなるよう関係者間で検討し、調整を図っていきます。
- 高齢者などの買い物支援について、商工会議所・商工会や販売店の事業者などの関係者に対し理解と協力を求める取り組みを進めます。

3 災害時の避難に備える

現状・課題

東日本大震災や熊本地震を機に、防災を含め地域全体の安心・安全なまちづくりに対する市民の意識が高まるとともに、自主防災組織等の地域コミュニティが果たす役割の重要性が地域で再認識されています。

地域の安心・安全をみんなで支えるためには、緊急時・災害時だけでなく平常時から、あらゆる主体が連携し合い、地域で相互に支え合う体制を構築することが重要です。また、避難行動要支援者支援制度などの各種制度が利用されるよう、制度の普及促進をより一層図る必要があります。

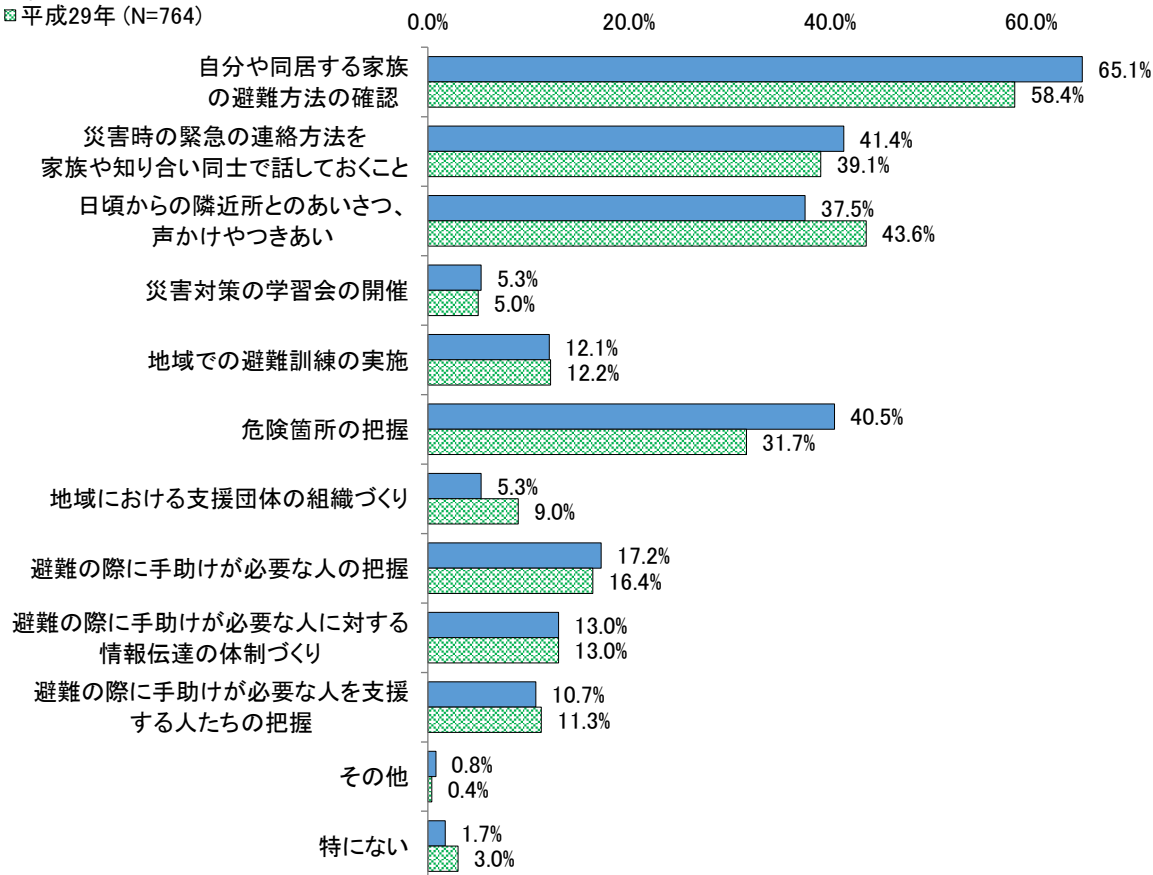
<アンケート調査>

■地震や台風などの災害時の備えとして、どのようなことが重要だと思いますか。

「自分や同居する家族の避難方法の確認」が65.1%と最も高く、次いで「災害時の緊急の連絡方法を家族や知り合い同士で話しておくこと」が41.4%、「危険箇所の把握」が40.5%となっています。

<複数回答>

■ 令和5年 (N=754)
■ 平成29年 (N=764)



<課題把握調査（福祉従事者からの意見）>

- 災害に強いまちづくりの実施。近隣同士の助け合い、支え合いのある地域社会を実現していく。
- 災害時の対応を家族でも日頃から話し合っておくようにする。
- 日頃から災害時を想定し、誰もが動けるまたは、役割を持って行動できるよう準備しておかねばならない。



取り組みの方針

日頃から、地域住民の協力により要支援者の把握を行い、支援体制の強化、防災知識の啓発等により防災に関する意識を高め、地域全体での支援のネットワークづくりを推進します。要支援者の避難支援など地域福祉に必要な個人情報については、ルールに沿って情報の共有化を図ります。

取り組み内容

自助・互助（市民・地域の役割）



- 災害時にすぐに避難できるよう、防災情報に注意を払い、防災用品、避難経路、避難場所や危険箇所などを確認しておきます。
- 市が実施する避難行動要支援者名簿の作成や活用などに関わる取り組みについて理解し、可能な限り協力します。
- 地域での防災や減災に関する取り組みに参加します。
- 災害時には、隣近所の助け合いが重要になるため、日頃から声をかけ合える関係づくりに努めます。

共助（主に社会福祉協議会が進めること）

- 大規模災害時を想定し「災害ボランティアセンター」の設置と関係機関・団体等と連携し訓練等を行うことにより、災害時の円滑なボランティアの受入体制を図ります。
- 災害時に緊急避難的に対応できる近隣等の社会福祉協議会と連携強化を図ります。

公助（行政が進めること）



-
- 避難場所や避難経路などについて周知します。
 - 自主防災組織活動の活性化を図るため、自主防災訓練などへの支援を行います。
 - 住民の防災意識を高めるよう、広報誌や講座などを通じて防災や減災についての情報提供や啓発の充実を図ります。
 - 避難行動要支援者名簿の作成や活用などに関わる取り組みについての理解と協力を求める取り組みを進めるとともに、順次個別避難計画の作成を進めます。
 - 災害時に必要となるさまざまな対応を想定して、避難準備情報などの伝達訓練や防災訓練を行います。
 - 災害時に一般避難所での生活が困難な高齢者や障がいのある人などの受け入れ先として、医療機関や福祉施設が十分に活用できるよう、施設側との連携・協議を深めます。

第5章 計画の推進に向けて

1. 協働による計画の推進

地域福祉活動の主役は地域に生活している住民一人ひとりです。住み慣れた地域で支え、助け合える地域社会を実現させていくためには、行政の取り組みだけでは不十分であり、住民との協働が不可欠となります。また、地域には多様な福祉ニーズが潜在しており、それらのニーズに対応していくためには、地域において活動するボランティア、関係機関・団体、福祉サービス事業者も地域福祉の重要な担い手となります。

計画を推進していくにあたっては、地域福祉を担う主体がお互いに連携をとり、それぞれの役割を果たしながら、協働して計画を推進していくことが大切です。

(1) 住民の役割

一人ひとりが福祉に対する意識や理解を深め、地域社会の構成員の一員であることを自覚することが大切です。

また、地域における福祉活動の担い手として、ボランティアなどの社会活動に積極的かつ主体的に参画することが期待されます。

特に、「団塊の世代」をはじめ、高齢者の人たちには、現役時代に培った知識や経験を活かしながら、地域における福祉活動の大切な担い手として、積極的に参画することが期待されます。

(2) 地域の組織・団体の役割

自治会及び民生委員・児童委員協議会、まちづくり運営協議会、老人会などは、これまでの活動実績からみても、地域における福祉活動を推進していくリーダー的な地域の組織・団体です。

地域における福祉課題に対しては、それぞれの地域の組織・団体が個々に活動するだけでなく、個々の組織・団体の特徴を活かし、お互いの連携を深めながら、その解決や改善に向けた活動を進めていくことが期待されます。

(3) ボランティア団体の役割

住民の福祉ニーズに対し、柔軟に対応しながら、その活動をより活発化するとともに、住民への福祉活動にとどまらず、活動内容の住民各層への広報や、行政への施策提言などを行うことが期待されます。

(4) 福祉サービス事業者の役割

福祉サービスの提供者として、その専門性を十分に発揮し、住民の福祉ニーズに応じたサービスの提供、利用者の視点に立った自立支援、サービスの質の確保、専門的知識を活かした福祉情報の提供などに、積極的に取り組んでいくことが大切です。

また、今後ますます多様化する福祉ニーズに対応するため、すでに実施している事業のさらなる充実や新たなサービスの創出、さらに、その人的、物的資源を活かしながら、住民が福祉活動へ参加するための支援などに取り組んでいくことが期待されます。

(5) 社会福祉協議会の役割

地域福祉の推進を担う団体として、法令制度に定める福祉サービスの提供にとどまらない住民の立場に立ったサービスの提供や、地域福祉活動の情報発信、地域における福祉活動の組織化を推進する役割を担っています。それを果たすために、本計画に基づき、地域住民のほか、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人などの社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、それぞれの地域の特性に応じた福祉活動を推進していくことが期待されます。

(6) 行政の役割

地域福祉の推進にあたり、行政には住民の福祉向上をめざして、各福祉施策を総合的に推進していく責務があります。それを果たすために、本計画に基づき、地域福祉を推進する関係機関、団体などの役割を踏まえながら、相互に連携・協力を図るとともに、住民の福祉ニーズの把握と、各地区の特性に配慮した福祉施策の推進に努めます。

2. 計画の進行管理

本計画に基づく地域福祉の取り組みを効果的かつ継続的に推進していくため、住民や福祉関係団体の代表、行政や学識経験者などにより構成する協議体を設置します。この協議体で地域福祉の進捗状況を評価し、必要に応じて、取り組みの見直しを行いながら、本計画の推進を図ります。

第6章 再犯防止について

(平戸市再犯防止推進計画)

1. 計画策定の背景

犯罪や非行をした人は、刑事司法手続きが離れた後、事件への反省を踏まえて地域社会で生活を立て直し、地域社会の一員として暮らしていきます。しかし中には、安定した仕事や住居がない人、薬物やアルコール等への依存のある人、高齢で身寄りがない人など地域社会で生活する上で様々な課題を抱えている人が多く存在します。そのような人の再犯を防止するためには、社会復帰以後、地域社会で孤立させないため特性に応じた効果的な処遇や支援が必要となります。

また国においては、再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進していく基本事項を示した「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下、「再犯防止推進法」という）が平成28年12月に制定されました。再犯防止推進法において地方公共団体における地方の状況に応じた施策の策定及び実施の責務が明示されるとともに、国の再犯防止推進計画を勘案した地方再犯防止推進計画の策定が努力義務とされました

令和4年度の国及び長崎県の再犯率は49%ほどとなっていますが、平戸警察署管内においては、刑法犯罪件数が22件で、うち再犯者は13件であり再犯率は59.1%となっています。

こうした現状を踏まえ、関係機関・団体が一体となって犯罪や非行をした人の社会復帰支援を促進し、犯罪や非行が少なく、安全・安心な地域づくりに寄与するため、平戸市地域福祉計画に包含し「平戸市再犯防止推進計画」を策定するものです。

2. 位置づけ

平戸市再犯防止推進計画は、再犯防止推進法第8条第1項に基づく「市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画」として位置付けます。

3. 計画の期間

本計画期間は、「第2期平戸市地域福祉計画」に合わせて、令和6年から令和9年までの4年間とします。なお、計画期間内でも社会情勢の変化や制度の見直し等、状況が変化した場合には、計画期間中においても必要な見直しを行うものとします。

4. 対象者

「犯罪をした者等」とは、再犯防止推進法第2条第1項において、「犯罪をした者又は非行少年若しくは非行少年であった者」と定義しており、刑務所等の矯正施設退所者だけでなく、保護観察対象者や刑の執行が猶予された人なども含みます。

5. 地域における再犯防止を取り巻く状況

① 犯罪発生状況

全国の刑法犯罪件数は年々減少しています。

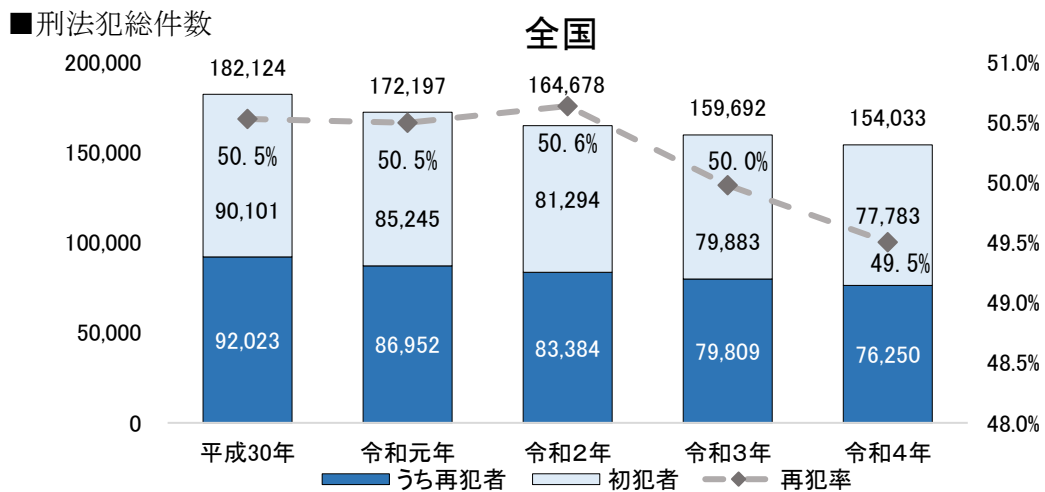
また長崎県における犯罪件数及び再犯者数は、前年と比較すると令和3年は増加していますが、その他の年は減少しています。

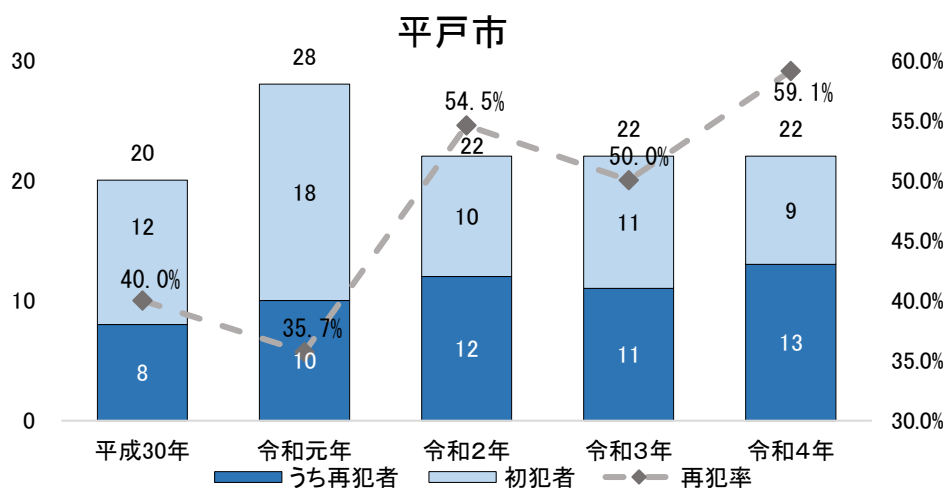
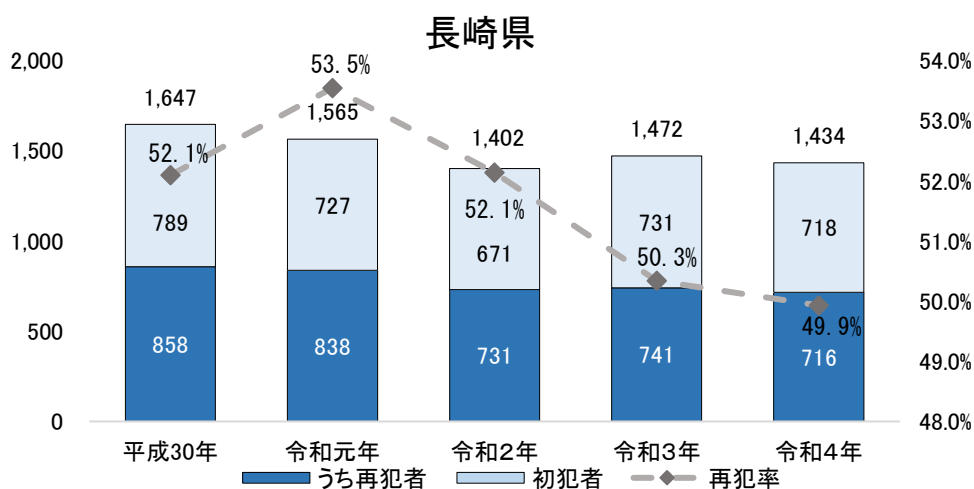
平戸警察署管内においては、令和2年度から令和4年度の刑法犯罪件数が各22件と横ばいとなっています。

② 再犯者

全国及び長崎県の再犯者数とも減少しており、令和4年の国の再犯率については49.5%、長崎県の再犯率は49.9%となっています。

平戸警察署管内においては、令和4年の再犯者数は13件であり、再犯率は59.1%となっています。





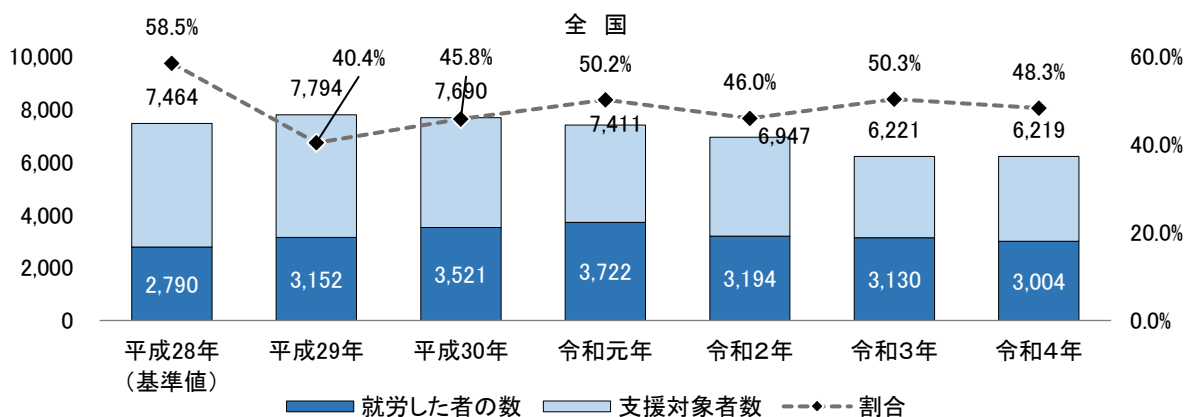
資料：法務省矯正局提供データを基に平戸市が作成

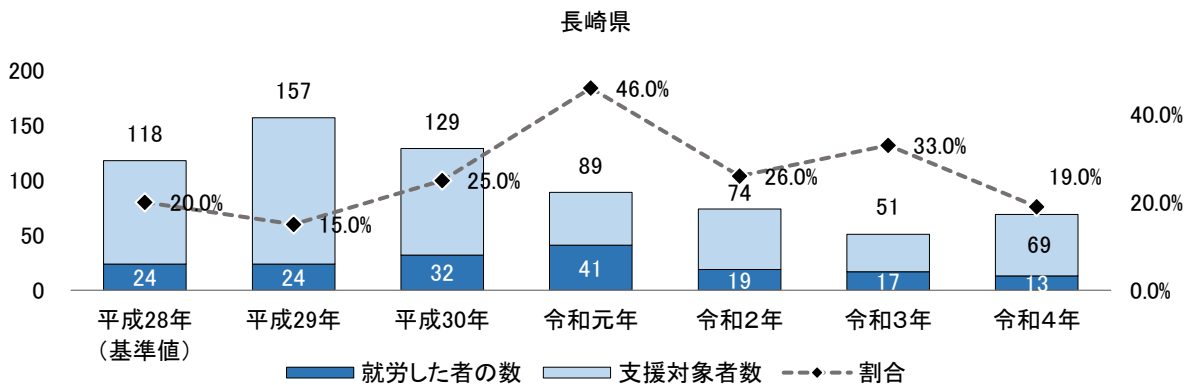
③ 出所者の就労状況

全国の刑務所出所者等総合的就労支援対策の対象者については、半数が就職している状況です。

長崎県においては、令和元年の46%がピークでしたが、以後は減少傾向にあります。

■ 刑務所出所者等総合的就労支援対策の対象者のうち、就職した者の数及びその割合

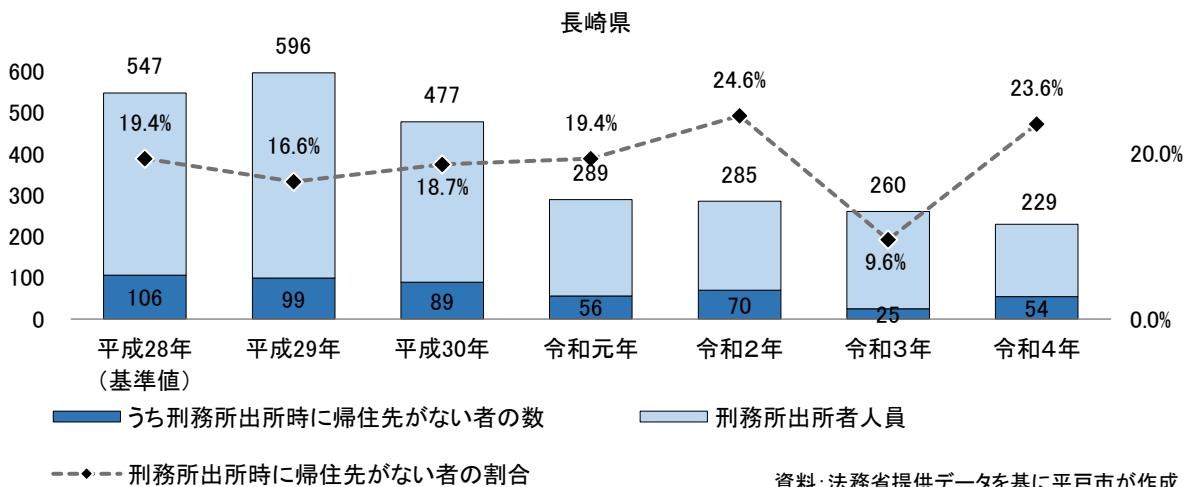
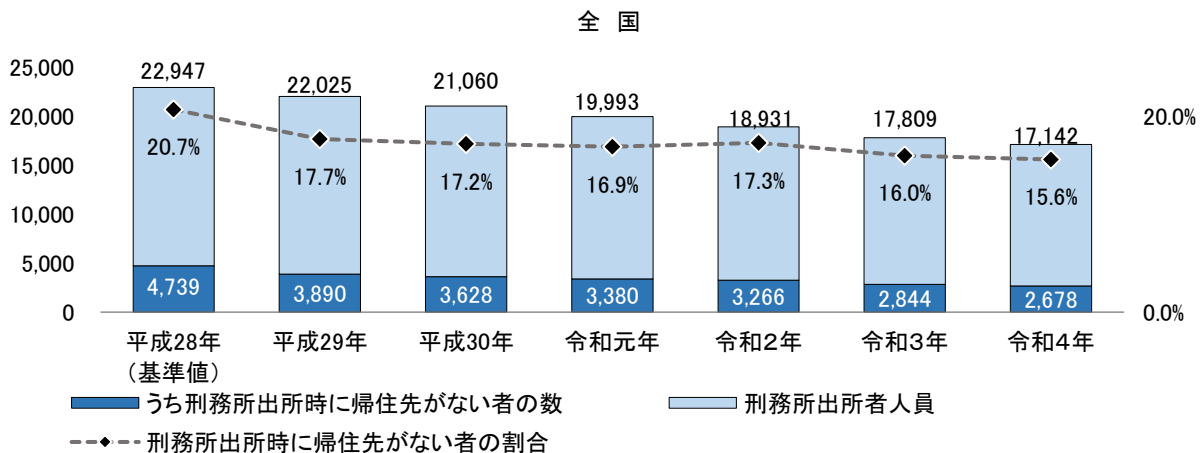




④ 出所者の帰住先

刑務所出所時に帰住先がない者の数及び帰住先がない者の割合は全国では平成28年以降減少傾向にあります。長崎県においては、令和4年は54人の出所後帰住先がない人がおり、割合は23.6%となっています。

■ 刑務所出所時に帰住先がない者（※）の数及び割合



※「帰住先がない者」とは、健全な社会生活を営む上で適切な帰住先を確保できないまま満期釈放により出所した者をいい、帰住先が不明の者や暴力団関係者のもとである者などを含む。

⑤ 再犯防止の取組への理解の促進

保護司会による社会を明るくする運動や更生保護女性会による地域で子どもたちの見守り活動などの運動を行うことで、地域の人々の再犯防止の取組への理解促進を図っている。

・「保護司」とは犯罪や非行をした人たちが再び罪を犯すことがないように、生活を見守り、様々な相談にのったり、指導を行い、その立ち直りを地域で支える民間ボランティアです。

更生を図るため生活上の助言や就労の援助、釈放後の帰住先の調査、引受人との話し合い、就職の確保、必要な受け入れ体勢を整えること等を行っています。

また、犯罪を予防するための地域活動にも取り組んでいます。

・「社会を明るくする運動」とはすべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。

「社会を明るくする運動」強化月間（7月）に合わせて、保護司会は市長に対して内閣総理大臣メッセージを伝達しています。

・「更生保護女性会」とは、女性の立場から、地域における犯罪予防の活動や子どもたちの健全育成のための子育て支援活動などを行う民間ボランティア団体です。

子どもたちの登下校時の声掛け運動、子育て支援や相談対応、非行防止の行事参加など様々な活動をしています。

＜アンケート調査＞

■保護司を知っていますか？（1つだけ選択）

「知っている」が295人、次いで「聞いたことはあるが、内容は知らない」が232人となっています。

	18 - 19 歳		20 歳代		30 歳代		40 歳代		
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
知っている	2	1	4	1	8	15	19	24	
聞いたことはあるが、内容は知らない	2	1	8	4	6	12	11	22	
知らない	5	6	10	13	15	19	18	8	
その他	0	0	0	1	0	0	0	0	
	50 歳代		60 歳代		70 歳代		80 歳以上		合計
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
知っている	21	34	37	61	19	21	16	12	295
聞いたことはあるが、内容は知らない	13	28	29	43	16	21	5	11	232
知らない	21	16	29	22	9	16	6	12	225
その他	0	0	0	0	0	0	0	1	2

<アンケート調査>

■ 「社会を明るくする運動」という言葉や内容を知っていますか。(N=754)

「知らない」が391人、次いで「聞いたことはあるが、内容は知らない」が260人となっており、86%を占めています。

	18-19歳		20歳代		30歳代		40歳代		
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
知っている	1	1	4	3	8	1	6	6	
聞いたことはあるが、内容は知らない	4	3	6	4	6	15	17	16	
知らない	4	4	12	12	15	30	25	32	
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	
	50歳代		60歳代		70歳代		80歳以上		合計
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
知っている	4	8	13	15	12	6	7	8	103
聞いたことはあるが、内容は知らない	17	21	33	42	18	34	9	15	260
知らない	34	49	49	69	14	18	11	13	391
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0

<アンケート調査>

■ 更生保護女性会を知っていますか。(1つだけ選択)

「知らない」が527人、次いで「聞いたことはあるが、内容は知らない」が155人となっており、90%を占めています。

	18-19歳		20歳代		30歳代		40歳代		
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
知っている	0	1	2	0	4	3	1	5	
聞いたことはあるが、内容は知らない	3	0	5	3	3	8	10	10	
知らない	6	7	15	16	22	35	37	39	
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	
	50歳代		60歳代		70歳代		80歳以上		合計
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
知っている	4	6	12	15	7	6	3	3	72
聞いたことはあるが、内容は知らない	8	13	16	30	9	16	11	10	155
知らない	43	59	67	81	28	36	13	23	527
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0

＜アンケート調査＞

■再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）について知っていますか。 （1つだけ選択）（N=754）

「知らない」が399人、次いで「言葉だけは知っている」が306人となっており、93%を占めています。

	18 - 19 歳		20 歳代		30 歳代		40 歳代		
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
言葉も内容も知っている	0	0	2	1	2	1	3	4	
言葉だけは知っている	6	4	10	4	10	14	15	20	
知らない	3	4	10	14	17	31	30	30	
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	
	50 歳代		60 歳代		70 歳代		80 歳以上		合計
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
言葉も内容も知っている	2	4	9	9	5	3	2	2	49
言葉だけは知っている	18	26	35	60	24	27	15	18	306
知らない	35	48	51	57	15	28	10	16	399
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0

6. 課題と取組

①就労の確保

現状・課題

国の第二次再犯防止推進計画によると、不安定な就労が再犯の要因となっているとされており、課題に対応するため、社会復帰後の自立や就労を見据えた職業訓練・刑務作業の実施等を更に充実させる必要があるとされています。

しかし、就労先確保後も人間関係のトラブル等から、離職してしまう者も少なくないため、就労継続の大前提となるコミュニケーション能力等の基本的な能力の強化等も継続的に必要となってきます。

取り組み内容

- ハローワークや就労支援センターなどの活用で様々な社会資源を活用して対象者に必要な支援を行います。
- 高齢者や生活困窮者、障がいのある方に対しては、福祉サービスの利用につなげるよう関係機関との連携に努めます。

②住居の確保

現状・課題

国の第二次再犯防止推進計画（令和5年3月）によると、満期釈放者のうちの約4割が適当な帰住先が確保されないまま刑務所を出所していることや、出所後、更生保護施設等に入所できても、その後の地域における定住先の確保が円滑に進まない場合があるなどの課題もあるとされています。

県内の刑務所出所時に帰住先がない者の割合は全国よりもやや高い傾向にあるため、犯罪をした人等の住居を確保するための支援に取り組んでいく必要があります。

取り組み内容

●住宅担当課や事業所と連携し、市営住宅や民間のアパートへ入居できるよう支援を行います。

③ 保健医療・福祉サービス利用の提供

現状・課題

高齢者の2年以内再入率は他の世代に比べて高く、また、知的障害のある受刑者については、一般に再犯に至るまでの期間が短いことなどが明らかとなっています。

国においては、これまで、必要とされる福祉的支援が行き届いていないことを背景として再犯に及び者がいることを踏まえ、矯正施設在所中の段階から、高齢者又は障がいのある者等に対して必要な指導を実施するなどして、福祉的支援についての理解の促進や動機付けを図ってきました。

しかしながら、高齢者や知的障がい、精神障がいのある者等、福祉的ニーズを抱える者をよりの確に把握していく必要があること、福祉的支援が必要であるにもかかわらず、本人が希望しないことを理由に支援が実施できない場合があり、これらの課題に対応した取組を更に進める必要があります。

取り組み内容

●高齢者や障がい者などの保健医療・福祉サービスを必要とする犯罪をした者等に対して、地域生活が可能となるように、適切に保健医療・福祉サービスにつなげることを目指します。

④ 関係機関・団体との連携の強化

現状・課題

犯罪をした者等に対して各種施策やサービスを円滑に提供するためには、地方公共団体と刑事司法関係機関、社会福祉施設を始めとした地域の関係機関・団体が緊密に連携することが重要であると考えられます。緊密な連携を図るためには、お互いの業務や提供可能なサービスの内容に関する情報共有が有効であると考えられています。

取り組み内容

- 更生保護に携わる団体の活動支援と、関係機関との連携を強化します。
- 社会を明るくする運動を推進するとともに、地域の理解の促進に努めます。

⑤ 関係機関と連携した適切な広報・未然防止活動

現状・課題

再犯防止及び犯罪を犯した者の社会復帰支援には、多くの関係機関や団体のかかわりが必要とされています。これらの関係者同士が緊密に連携し適切に相談・対応できる体制の構築が必要であると考えられています。

社会を明るくする運動、保護司、更生保護女性会の活動を通じ未然防止活動の推進が必要と考えられます。

取り組み内容

- 関係機関と連携しながら、青少年はもとより、市民を対象に薬物乱用未然防止・再犯防止に関する意識の向上及び正しい知識の普及啓発等を行います

7. 計画の推進

再犯の防止を推進するために、「平戸市地域福祉計画等策定委員会」において、再犯防止計画についての情報交換や課題共有、提言をいただき、各施策の具体的な内容を把握し、計画の見直しを図ります。

第2部 平戸市自殺対策計画

1. 計画策定の背景

自殺の背景には、精神保健上の問題だけではなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があります。自殺にいたる心理には、様々な悩みにより追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ることが知られています。そこには、社会とのつながりが薄れ、孤立にいたる過程も見られます。自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」です。

そのため、自殺対策は保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連機関との連携が図られ、「生きることの包括的な支援」として実施する必要があります。

2. 位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項に基づく「市町村自殺対策計画」であり、国の「自殺総合対策大綱」、県の「自殺対策推進計画」と整合性を図り、策定します。

3. 計画の期間

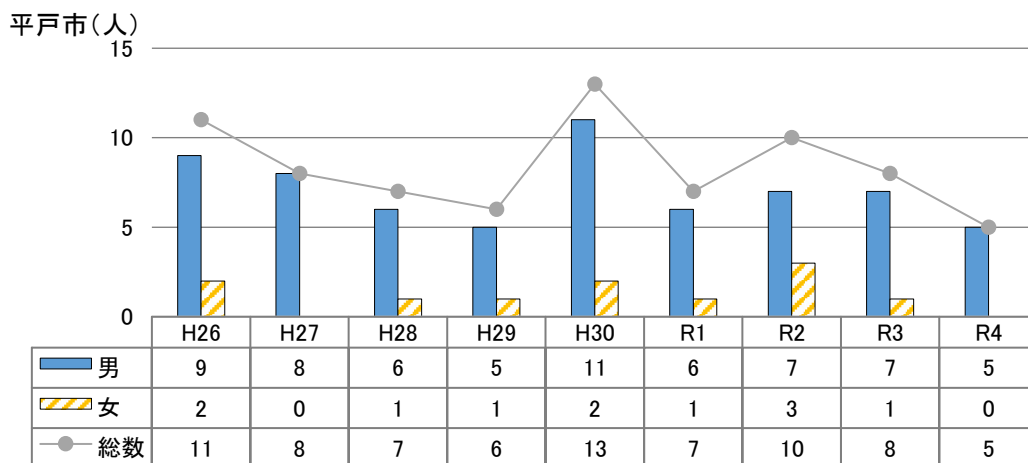
本計画期間は、「第2期平戸市地域福祉計画」に合わせて、令和6年度から令和9年度までの4年間とします。なお、計画期間内でも社会情勢の変化や制度の見直し等、状況が変化した場合には、計画期間中においても必要な見直しを行うものとします。

4. 平戸市の自殺の状況

① 自殺者数・自殺率の推移

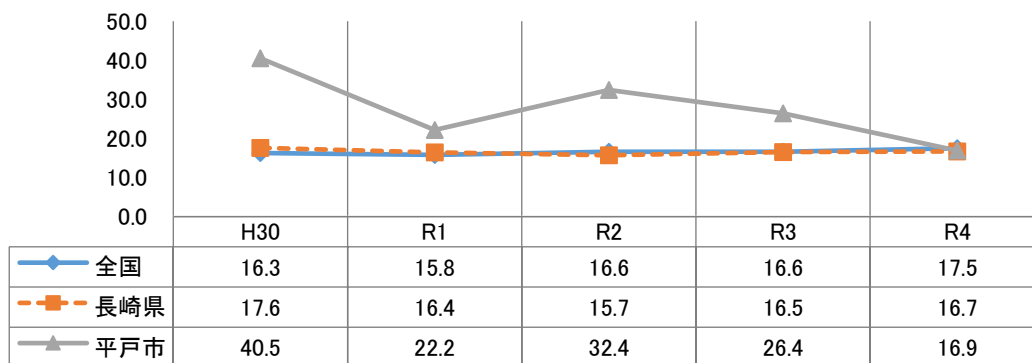
平戸市における自殺者数の推移をみると、平成 26 年の 11 人から、年々減少していましたが、平成 30 年に増加しており、その後は再び減少傾向になっています。

また、自殺率は国・県を上回っている状況です。



(資料：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料)

(自殺死亡率)



※自殺死亡率=人口10万人あたりの自殺者数

(資料：警察庁の自殺統計)

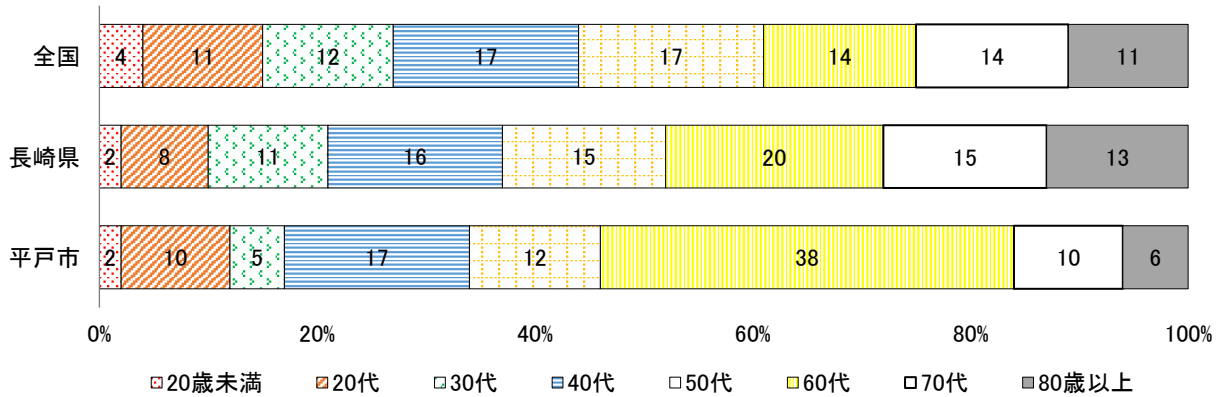
② 男女別・年代別の自殺者数

平成 30 年から令和 4 年の自殺者数 43 人を男女別でみると、男性は 36 人で女性の 7 人の約 5 倍となっています。男女別・年代別にみると、男性の 60 歳代が最も多い状況です。

	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上	合計
女	0	1	1	1	1	2	1	0	7
男	1	3	2	5	4	14	6	1	36

(資料：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料)

また、年代別自殺者の割合を国・県と比較したときに、平戸市は60歳代の自殺者の割合が、高くなっています。

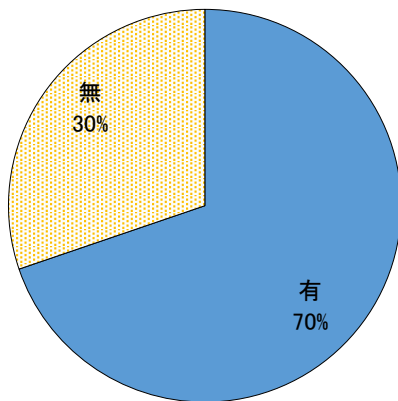


(資料：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料)

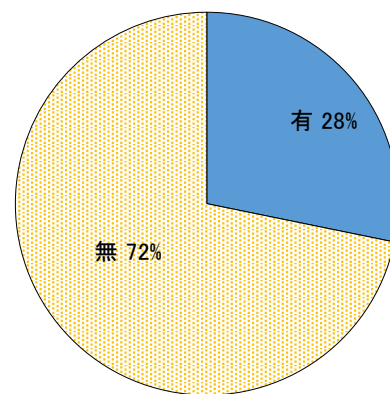
③ 同居人の有無・自殺未遂歴の有無

平成30年から令和4年の自殺者43人のうち30人(70%)が、「同居あり」でした。また、亡くなる前に自殺未遂の経験があった人は、11人(28%)でした。

同居人の有無



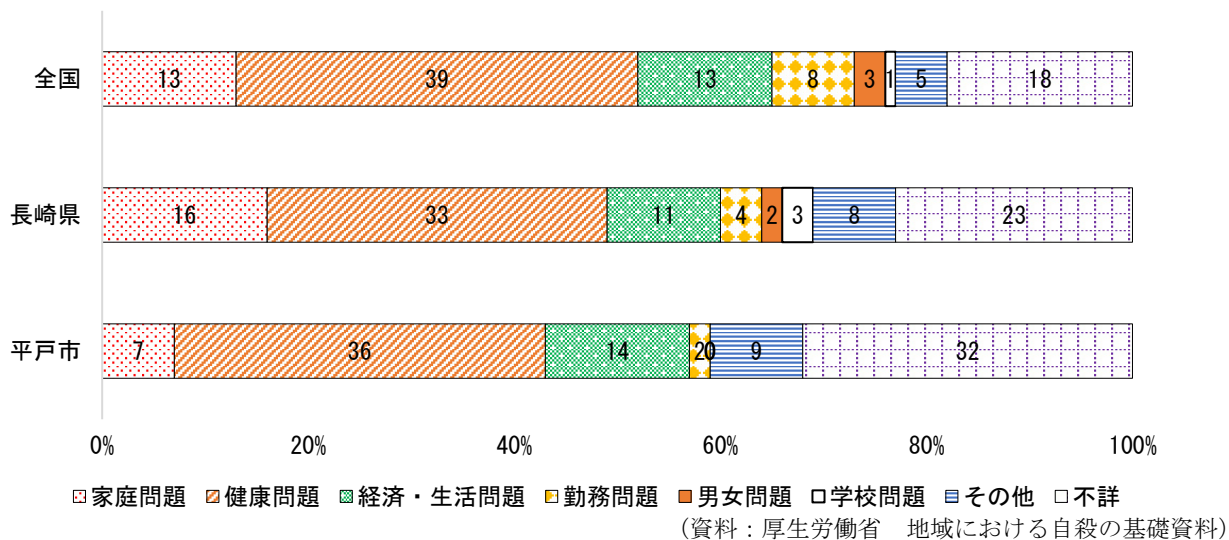
自殺未遂歴の有無



(資料：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料)

④ 自殺の原因・動機の割合

平成 25 年から平成 29 年の自殺の原因・動機は、健康問題、経済・生活問題を原因・動機とする割合が増える傾向があります。平戸市は、不詳の割合が高く、原因を単純化して比較することは難しい状況です。



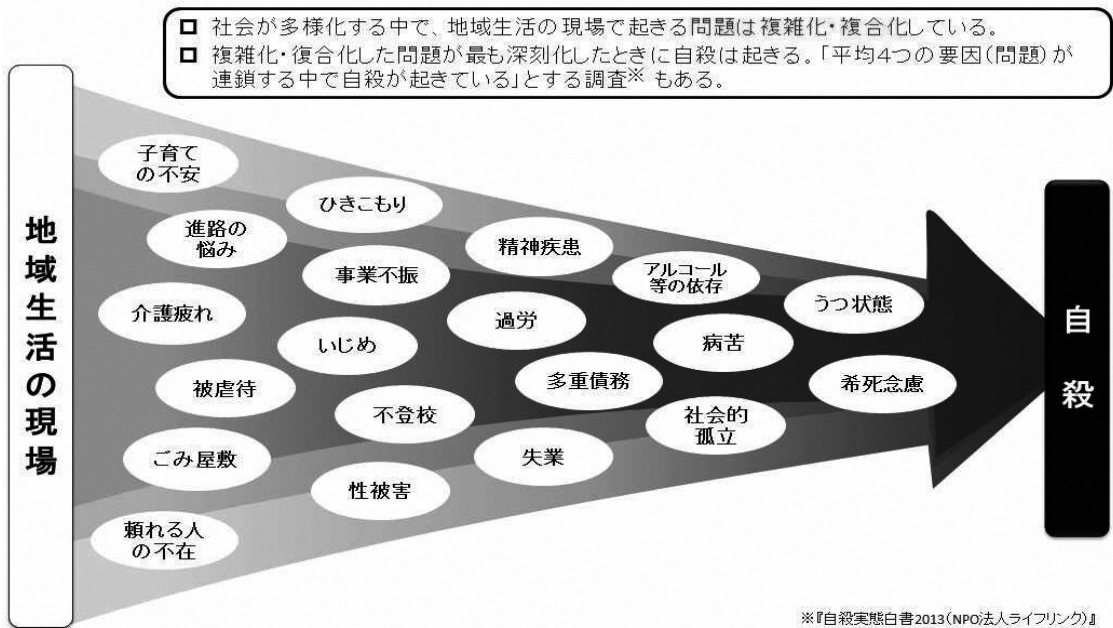
⑤ 主な自殺の特徴

自殺対策推進センターの分析から、平成 28 年から令和 2 年の 5 年間に於いて、性別・年代・職業・同居人の有無による自殺者数や自殺死亡率を比較し、上位 5 区分が平戸市の主な自殺の特徴として抽出されました。

上位 5 区分	自殺者数 5 年計	割合	自殺死亡率 (10 万対)	背景にある主な自殺の危機経路**
1 位：男性 60 歳以上 有職同居	8	18.6%	69.3	①【労働者】身体疾患＋介護疲れ→アルコール依存→うつ状態→自殺／②【自営業者】事業不振→借金＋介護疲れ→うつ状態→自殺
2 位：男性 40～59 歳 有職同居	8	18.6%	52.1	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み＋仕事の失敗→うつ状態→自殺
3 位：男性 60 歳以上 無職同居	5	11.6%	36.1	失業（退職）→生活苦＋介護の悩み（疲れ）＋身体疾患→自殺
4 位：男性 60 歳以上 無職独居	4	9.3%	146.9	失業（退職）＋死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
5 位：男性 40～59 歳 無職独居	3	7.0%	45.5	近隣関係の悩み＋家族間の不知死→うつ病→自殺

(資料：自殺総合対策推進センター 地域自殺実態プロフィール)

自殺の危機要因イメージ図(厚生労働省資料)



5. 平戸市の自殺対策における取組

【基本施策】

基本施策は、地域において自殺対策を推進する上で、欠かすことのできない基礎となる部分です。これらの施策を総合的に推進することで自殺対策の基盤を強化します。

(1) 地域におけるネットワークの強化

関係機関、民間団体、企業等が相互に連携・協働する仕組みを構築し、地域での居場所づくりや見守り支援の拡大を図ります。

事業・取組	内 容	関係部署
健康づくり推進協議会との連携	平戸市健康づくり計画の「こころの健康づくり」の推進を図ります。	健康ほけん課
社会福祉協議会との連携	社会福祉協議会の運営を支援し、連携を図ると共に福祉活動の円滑化を図ります。	福祉課
民生委員・児童委員との連携	民生委員・児童委員との連携を密にし、民生委員・児童委員活動の円滑化を図ります。	福祉課
高齢者見守りネットワーク事業	高齢者に対する見守りボランティアを確保し、地域での見守りを強化します。	長寿介護課
消費者安全確保地域協議会の設置	増加する高齢者等の消費者トラブルが増加しているため、高齢者見守りネットワークと連携し、高齢者の消費者被害を防ぎます。	長寿介護課 市民課
地域子育て支援ネットワークの強化	子育て団体、関係機関とのネットワークを推進し、地域子育て支援拠点事業を実施し、多様な情報発信と子育て支援の仕組みを整え、多面的な子育て支援を行います。	こども未来課

(2) 自殺対策を支える人材の育成

さまざまな悩みや生活上の困難を抱える人に対しての早期の「気づき」が重要であることから生きることを支える包括的な取組に関わる人材を養成します。

事業・取組	内 容	関係部署
市民や関係団体及び事業所を対象としたゲートキーパーの養成	ゲートキーパーを養成するための講座を実施します。	福祉課
消費生活相談員の配置・養成	消費生活相談員による、増加、深刻化する消費者トラブルの解消を図ります。	市民課

※ゲートキーパーとは、自殺の危険を示すサインに気づき適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと。

(3) 市民への啓発と周知

自殺やこころの健康等に関する正しい知識の普及啓発や各種相談窓口や生きがいづくりなどの情報提供を行います。

事業・取組	内 容	関係部署
福祉健康まつり開催事業	参加する市民に対し、自殺予防や相談機関を知らせるリーフレットを配布し、普及啓発を行います。	福祉課
障がい者相談員との連携	市が委託した、障がい者相談員による相談対応の強化を図ります。	福祉課
健康相談窓口	病気などの健康問題についての相談窓口の周知を行います。	健康ほけん課
出前講座（健康教育）	高齢者のこころの健康に関する健康教育を実施します。	長寿介護課
消費生活センターの開設	消費者トラブルについて窓口、巡回等において相談に応じることで市民の不安を解消し、安全な消費者市民社会の構築を目指します。	市民課

(4) 生きることの促進要因への支援

自殺のリスクを抱える可能性がある人、自殺未遂者、遺された人、様々な機会に悩んでいる人が安心して相談できる場所や機会を周知していきます。

事業・取組	内 容	関係部署
健康増進事業	地域住民の健康を保持するため、健康教育、健康相談、訪問指導、健(検)診を実施します。	健康ほけん課
健康づくり推進員との連携	地域住民の健康づくりを支援し、助け合い支えあう地域づくりを推進します。	健康ほけん課
地域活動支援センター事業	障がいのある人に創作活動や生産活動の機会を提供し、居場所づくり、やりがいづくりの機会を提供します。	福祉課
総合相談事業	地域包括支援センター及び6地区の高齢者支援センターにおいて、高齢者に身近な相談窓口を設置し、相談支援を実施します。	長寿介護課
母子及び父子に対する自立支援	母子・父子自立支援員を通じ、ひとり親支援(職業能力開発、養育支援、経済的支援)による生活安定の充実を図ります。	こども未来課
家庭児童相談	家庭相談員が、家庭からの相談に応じ、適切な相談・指導業務を行います。	こども未来課
産後ケア事業	産後の産婦の心身の状態に応じて、産婦人科等でデイケアやショートステイや助産師による訪問ケアを実施し、安心して子育てができるよう支援します。	こども未来課
伴走型相談支援事業	妊産婦のうつに関するスクリーニングの実施や家庭訪問等において把握した、妊娠期から子育て期の母親の不安や悩みに対する支援を行います。	こども未来課
乳児家庭全戸訪問事業	子育ての孤立化を防ぐため、生後4カ月までの乳児のいる家庭を全戸訪問し、不安や悩みを聴き、必要な情報を提供し、サービス提供につなげることにより、地域の中で子どもが健やかに成長できる環境整備を図ります。	こども未来課
養育支援訪問事業	支援の必要な家庭に対し、虐待防止を含め、保護者への訪問支援を通じて問題の深刻化を防止します。	こども未来課
利用者支援事業	子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行います。	こども未来課

(5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

困難やストレスに直面した児童・生徒が一人で抱え込まないように相談しやすい体制づくりを行います。

事業・取組	内 容	関係部署
若年層の自殺予防対策	市内の学校を対象にいじめや自殺に関する映画を上映し、若年層の心の健康づくりの支援を行います。	福祉課
地域子育て支援拠点事業	子どもやその保護者が互いに交流できる場所を開設し、子育ての相談、情報提供等を行う施設を支援します。	こども未来課
放課後児童健全育成事業	就業等により保護者が昼間家庭にいない小学生を放課後児童クラブを通じて状況把握を行い、必要な支援を行います。	こども未来課
生徒理解支援事業	中学生を対象に生徒一人一人の学級生活の状況を把握し、不登校、いじめ問題等の未然防止を行います。	学校教育課
いのちを見つめる教育週間	市内小中学校において、命の大切さに関する道徳の授業や学校行事を行います。	学校教育課
中学生への授業支援	成人年齢の引き下げに伴い、若年者の消費者トラブルの増加が懸念されるため、中学生を対象に消費についての授業支援を行います。	学校教育課 市民課

【重点施策】

重点施策は、地域の自殺実態を踏まえた、地域で優先的な課題に対する取組を行う部分です。

平戸市における自殺のハイリスク層は、「勤務・経営者」「高齢者」「生活困窮者」です。基本施策と合わせて効果的な取組を行います。

(1) 働く人たちの自殺対策の推進

健康で働き続けられる環境整備を行い、勤務問題による自殺リスクを減少させるため、企業や民間団体と連携しながら対策を行います。

事業・取組	内 容	関係部署
生活困窮者自立支援	就労支援員を配置し、生活困窮者に対し、相談等により早期の就労を図ります。	福祉課
職員研修事業	職員研修の1コマとして、メンタルヘルスに関する研修等を導入し、全庁的に推進します。	人事課
事業者へのよろず支援	中小企業等における経営上のあらゆる相談に関係機関と連携していきます。	商工物産課
中小企業振興対策事業	中小企業者の事業活動を支援します。	商工物産課
中小企業等設備投資関連支援事業	職場環境の改善に係る設備投資などを支援します。	商工物産課

(2) 高齢者の自殺対策の推進

高齢者は健康問題や家族問題など自殺につながる多くの問題を抱えやすいことから、認知症対策や独居高齢者、介護家族の支援等の対策を重点的に行いながら、高齢者が住みなれた地域で活躍しながら暮らし続けるための仕組みづくりを行います。

事業・取組	内 容	関係部署
老人クラブ活動等支援事業	老人クラブと連携し、地域で暮らす高齢者へ必要な支援を行います。	長寿介護課
ワンコインまごころサービス事業	高齢者等の「簡易な困りごと（買い物等）」に対するサービスを実施します。	長寿介護課
高齢者いきいきおでかけ支援事業	タクシーやバスを利用して移動する費用の一部を助成し、高齢者の外出機会の拡大と社会参加の促進を図ります。	長寿介護課
緊急通報装置貸与事業	単身高齢者及び重度障害者に対し、緊急通報システムを貸与し、安否確認及び緊急時の対応、日常生活の心配事・悩み事に対応します。	長寿介護課
認知症高齢者とその家族への支援	認知症カフェや認知症の人と家族のつどいを開催し、本人や家族と地域住民との交流を深め、認知症の理解を推進することにより、認知症になっても住み続けられる地域づくりを推進します。	長寿介護課
在宅寝たきり高齢者等介護見舞金支給事業	在宅寝たきり高齢者等を日常介護している人に対し、介護の労を労うとともに、高齢者の福祉の増進を図ります。	長寿介護課
高齢者地域ふれあい事業	地域においてボランティア団体を組織し、高齢者のふれあい活動に取り組んでいる団体に活動への支援を行います。	長寿介護課

(3) 生活困窮者への生きることの包括的な支援

複合的な課題を抱える生活困窮者の中には自殺リスクが多いことから、各種の税金や利用料金等に関する相談で個々の状況に合わせ、包括的な支援を行います。

事業・取組み	内 容	関係部署
生活困窮者自立支援事業（再掲）	生活保護に至る前の生活困窮者に対して、自立支援の強化を図ります。	福祉課
納税相談	市税の滞納者、納付困難者に対して、関係部署と連携を図り、様々な支援を行います。	税務課
ファイナンシャルプランナーによるサポート事業	様々な視点から、相談者の生活設計の見直しやアドバイスなどを行い、支援します。	税務課
日常生活自立支援事業	金銭管理に不安がある方などに対して、安心して暮らせるように支援します。	社会福祉協議会

6. 計画の数値目標

自殺総合対策大綱の「自殺対策の数値目標」では、当面の目標として国は「令和8年までに自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺死亡者数）を平成27年と比べて30%以上減少させる」としています。

国の定める基準を踏まえ、平戸市の当面の目標として、自殺対策の数値目標を4人としますが、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、自殺対策に取り組んでいきます。

平成27年（2015）年の自殺死亡率：23.7（人／人口10万人）

自殺者数 8人

令和4年（2022）年の自殺死亡率：16.9（人／人口10万人）

自殺者数 5人

令和9（2027）年の自殺死亡率：16.6（人／人口10万人）

目標 4人

(30%減少)

施策	指標	現状値 R4(2022)年	目標値 R9(2027)年	目標設定の考え方
地域におけるネットワークの強化	平戸市の自殺対策推進体制の各協議会等	各協議会等で実施	年1回以上	計画に基づく施策を着実に展開するため
自殺対策を支える人材の育成	ゲートキーパー養成講座受講者数	実施なし	180人	養成講座を年間2回開催 30人×2回×3年
市民への啓発と周知	イベントや広報等による情報発信の回数	年1回	年3回以上	福祉健康まつり以外のイベントや広報誌での周知徹底
生きることの促進要因への支援	子育て支援対策の充実	(2022年度) 47.1%	(2027年度) 55.0%	平戸市総合計画市民満足度アンケート
子ども・若者への支援	市内の学校を対象にいじめや自殺に関する映画の上映	年間1校	年間1校以上	市内高校生への上映会を実施する
働く人たちへの支援	企業誘致や雇用対策、就業環境	(2022年度) 16.8%	25.0%	平戸市総合計画市民満足度アンケート
高齢者への支援	元気な高齢者の割合	(2021年度) 80.9%	82.0%	平戸市総合計画やるばい指標
生活困窮者への支援	就労支援による新規就労・増収者数	(2021年度) 17人	20人	平戸市総合計画やるばい指標

7. 平戸市の自殺対策推進体制

1 自殺対策庁内連絡会

本計画の推進にあたっては、庁外の関係機関や関係団体等と連携を図るため、自殺対策庁内連絡会を設置し、地域福祉計画策定委員会等関係機関と連携し、自殺対策を総合的に推進します。

福祉課、健康ほけん課、長寿介護課、こども未来課、商工物産課、学校教育課など

2 平戸市健康づくり推進協議会

様々な関係者の知見を活かし、平戸市健康づくり計画の「こころの健康づくり」の取り組みを推進します。

3 要保護児童対策地域協議会

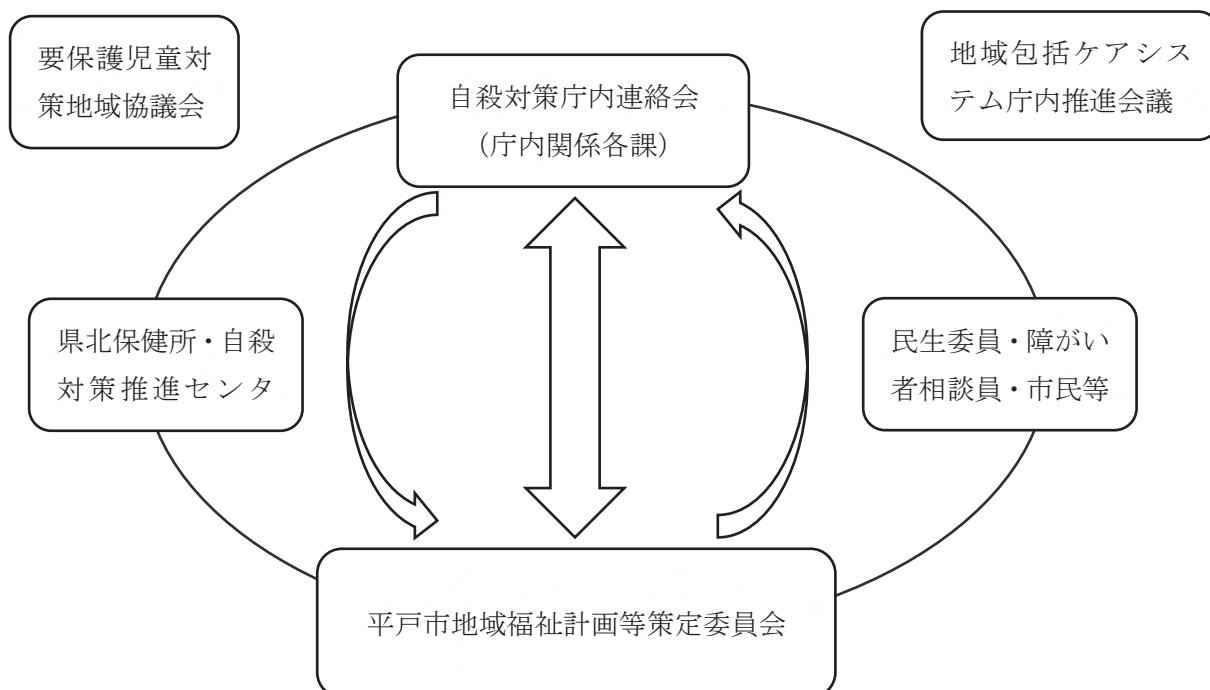
こども未来課、福祉課、学校教育課、児童相談所、学校、保育所、民生児童委員など

4 地域包括ケアシステム庁内推進会議

総務課、市民課、健康ほけん課、福祉課、長寿介護課、こども未来課、商工物産課、建設課、都市計画課、学校教育課、生涯学習課、消防、市民病院

5 地域包括支援センター運営協議会

長寿介護課、健康ほけん課、医師会、歯科医師会、社会福祉協議会、福祉施設、民生委員など



資料編

(1) 平戸市地域福祉計画等策定委員会条例

平戸市地域福祉計画等策定委員会条例

(設置)

第1条 平戸市における地域福祉の推進に関する計画として、平戸市地域福祉計画等を策定するため、平戸市地域福祉計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

- (1) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づく平戸市地域福祉計画に関する事項
- (2) 自殺対策基本法(平成18年法律第85号)第13条第2項の規定に基づく平戸市自殺対策計画に関する事項
- (3) 再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号)第8条第1項の規定に基づく平戸市再犯防止推進計画に関する事項
- (4) その他地域福祉に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 公共的団体等の代表者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 公募により選出された市民
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期等)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、これを主宰する。ただし、初めて委員会の会長の互選を行う場合においては、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(委員の報酬及び費用弁償)

第7条 委員の報酬及び費用弁償の支給については、平戸市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年平戸市条例第36号）別表に規定する「その他の委員」の額とする。

(守秘義務)

第8条 委員及び会議に出席した者は、公正かつ誠実に職務を遂行し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の事務は、福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(2) 平戸市地域福祉計画等策定委員会委員名簿

区分	氏名	所属団体名（職名）	備考
(1) 公共的団体等の代表者	宮 本 照 芳	平戸市社会福祉協議会会長	会長
	山 本 善 則	平戸市民生委員児童委員協議会連合会 副会長	副会長
	山 内 智 江	平戸市手をつなぐ育成会事務局	
	本 川 誠	生月町身体障害者福祉協会会長	
	石 田 康 臣	平戸市老人クラブ連合会会長	
	八 木 原 晋	平戸市母子寡婦福祉会中部代表	
	森 宮 子	特定非営利活動法人しあわせの木理事長	
	土 肥 輝 美	平戸市福祉施設連絡協議会会長	
	山 下 雅 巳	平戸市医師会副会長	
	末 永 利 津 子	平戸市食生活改善推進協議会代表	
	平 松 規 秀	平戸市PTA連合会副会長	
	岡 康 則	平戸市自治連合協議会会長	
	大 畑 祥 子	平戸防災ネットワーク	
	松 山 芳 弘	平戸商工会議所専務理事	
	中 島 康 子	長崎県県北保健所地域保健課長	
林 元	平戸警察署刑事生活安全課長		
(2) 学識経験を有する者	坂 本 雅 俊	長崎国際大学専攻長・教授	
(3) 公募により選出された市民	手 島 りつ子		
(4) その他市長が必要と認める者	今 川 亮 生	平戸・松浦地区保護司会平戸分区保護司	

(3) 平戸市地域福祉計画等策定委員会開催状況

開催日	策定経過
令和5年12月25日	第1回策定委員会 地域福祉計画策定にあたっての考え方 地域福祉計画策定スケジュール アンケート調査の実施について 地域福祉計画中間見直し版骨子（案）について
令和6年1月26日	第2回策定委員会 地域福祉計画中間見直し版（素案）について
令和6年3月25日	第3回策定委員会 地域福祉計画中間見直し版（素案）について

(4) 用語解説

【あ行】

●アウトリーチ

「外へ（out）手を伸ばす（reach）」という意味のアウトリーチは、社会福祉の分野で、支援機関が通常の枠を超えて手を差し伸べ、支援を届ける取り組みの意味で用いられてきた。困難を抱えながらも支援の必要を自覚していない、相談意欲がない、支援拠点に足を運ばない人の場合、従来の施設型支援から取りこぼされることが多い。アウトリーチはこうした潜在的なニーズとつながる手法として開発された。最近ではさまざまな分野でアウトリーチの取り組みが必要とされ、その意味は広がりを見せている。不登校や非行、ニート、引きこもりなどの若者への対応では、主に訪問支援をアウトリーチと言っている。子育て支援では、要支援家庭に対する保健師などの訪問支援は以前より行われてきたが、子育て環境の孤立化などを背景に、予防支援の重要性が認識されるようになり、誰もが立ち寄れる場を提供する地域子育て支援拠点事業もアウトリーチの一環とされる。

●運営適正化委員会

社会福祉法第 83 条に基づき、県社会福祉協議会に設置された公平・中立な第三者機関で、福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）の適正な運営を確保するための助言・勧告を行うほか、社会福祉法第 2 条に規定する社会福祉事業において提供されるサービスに係る処遇の内容に関する苦情、福祉サービス利用契約の締結、履行または解除に関する苦情を適切に解決するため、助言、相談、調査もしくは斡旋または県知事への通知を行う。

●NPO（法人）

NPO とは、Nonprofit Organization または Not-for-Profit Organization の略で、営利目的ではなく非営利な活動を行う団体、社会貢献活動や慈善活動を行う団体で、NPO 法人とは、特定非営利活動促進法に基づいて特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、同法の定めるところにより設立された法人。

【か行】

●介護保険制度

高齢化、要介護高齢者の増加、介護家族の負担増大、福祉サービスの不足、社会的入院・老人医療費の膨張などを背景に、介護の社会化を目的として平成 12 年から開始された社会保険方式による強制加入の制度。65 歳以上の人を第 1 号被保険者、40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者を第 2 号被保険者という。

●共同生活援助（グループホーム）

障害者総合支援法に基づく、障がいのある人に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行うサービス。グループホームとも呼ばれる。

●軽費老人ホーム（ケアハウス）

軽費老人ホームは、身寄りがない、または、家庭環境や経済状況などの理由により、家族との同居が困難な高齢者を「自治体の助成を受ける形」で、比較的低額な料金で入居できる福祉施設。

●こども家庭センター

児童虐待や少年非行、配偶者からの暴力（DV）など、複雑、深刻化する子どもや家庭の問題に対応するため、「児童相談所」「知的障害者更生相談所」「婦人相談所（配偶者暴力相談支援センター）」の機能を統合した、子どもと家庭に関する総合的な相談支援機関。

【さ行】

●災害ボランティアセンター

主に災害発生時、他地域からのボランティアや支援物資の受入れ、整理、調整など、ボランティア活動を効率よくすすめるための組織。

●再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）

再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、総合的かつ計画的に促進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的としている。

●サロン

互いに支えあって暮らしていける地域づくりのため、外出の機会が少ない高齢者や、子育て中の家族など、同じ地域で暮らす住民同士が定期的に集い、交流することで、地域の「憩いの場」となることをめざす場所。

●自主防災組織

住民一人ひとりが「自らの命は自ら守る」そして、「自らの地域は自ら守る」という考え方にたって、自主的に防災活動を行う組織で、初期消火、救出・救護、集団避難、給水・給食などの防災活動を行う団体（組織）のこと。

●児童委員

地域子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援などを行う者。また、一部の児童委員は、児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。

●社会福祉法

わが国における福祉サービスの基礎をなす法律。社会福祉の目的や理念、原則などを盛り込み、社会福祉事業の範囲や社会福祉協議会、福祉事務所、社会福祉主事、社会福祉法人など、社会福祉の基礎構造に関する規定とともに、市町村地域福祉計画などの作成その他の地域福祉の推進を図るための規定が定められている。

●社会福祉法人

社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立された法人。社会福祉事業の公共性から、その設立・運営に厳格な規定が定められている。なお、社会福祉事業とは、第一種社会福祉事業と第二種社会福祉事業に分けられる。

●重層的支援体制整備事業

令和3年度に社会福祉法の一部改正により「重層的支援体制整備事業」が創設された。介護、障がい、子ども、生活困窮の各分野において実施している相談体制では対応が難しい、複合化・複雑化した支援ニーズに対応するため、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施し、保活的な支援体制を構築する事業。

●障害者総合支援法

障がいのある人および障がいのある子どもが自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障がいのある人および障がいのある子どもの福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする法律。正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。旧法律名は障害者自立支援法。

●自立支援協議会

障がいのある人が地域で安心して生活できるよう支援し、自立と社会参加を図るため、一般相談支援事業および特定相談支援事業の適切な運営、ならびに地域の障がい福祉に関するシステムづくりについての中核的な役割を果たす定期的な協議の場。

●身体障害者手帳

身体障がいのある人が身体障害者福祉法に定める障がいに該当すると認められた場合に交付されるもの。身体障害者手帳の等級は重度から1級～6級に区分されているが、さらに障がいにより視覚、聴覚、音声・言語、肢体不自由、内部（呼吸器や心臓、腎臓、膀胱または直腸、小腸、免疫機能）などに分けられる。

●生活困窮者自立支援（制度）

生活困窮者の自立の促進を図ることを目的に、全国の福祉事務所設置自治体が実施主体となって、官民協働による地域の支援体制を構築し、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に関し包括的な事業の実施を定めた生活困窮者自立支援法に基づく制度。

●生活福祉資金貸付（制度）

社会福祉協議会による低所得者、障がいのある人または高齢者世帯に対し、資金の貸付けと必要な援助指導を行うことで、その経済的自立および生活意欲の助長を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的としたもので、資金の貸付については、資金の種類ごとに、要件、限度額などそれぞれの用途に応じて実施されている。

●生活保護

資産や能力などすべてを活用してもなお生活に困窮する人（世帯）に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度。

●精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのある人の自立と社会参加の促進を図ることを目的とし交付される手帳。障がいの程度により、1級、2級、3級とされている。市町村が窓口であり、2年ごとに精神障がいの状態について都道府県知事の認可を受けなければならない。

●成年後見制度

知的障がい、精神障がい、認知症などにより、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結などを代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、これらの人を不利益から守る制度。

【た行】

●地域ケア会議

介護保険サービスの利用者か否かにかかわらず、支援が必要な高齢者などを対象に効果的なサービス提供をするために、地域ケアの総合調整などを行う会議。

●地域子育て支援拠点施設

育児不安についての相談・指導、子育てサークルへの支援、育児通信の発行、育児講座、その他地域の実情に応じた事業を行い、地域の子育て家庭に対する支援を行う拠点の一つ。

●地域包括ケアシステム

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、また、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制として、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるケアシステム。

●地域包括支援センター

平成17年の介護保険制度改正によって創設された。その事業内容は、介護予防ケアマネジメントを保健師、総合相談・支援事業を社会福祉士、包括的・継続的ケアマネジメント事業を主任介護支援専門員と、3職種が業務分担することになる。センターはこの3職種が連携して、所管地域内の居宅介護支援事業所の介護支援専門員を支援し、関係機関のネットワークづくりや住民活動をサポートすることで、地域包括ケアの実現をめざすものである。

●デイサービス（通所介護）

介護保険法に基づく、介護老人福祉施設などに通い、入浴・排泄・食事などの介護、生活などについての相談・助言、健康状態の確認、その他の必要な日常生活上の世話や機能訓練を行うサービス。

●出前講座

市が行っている仕事のなかで、知りたい・聞きたいと思っている内容を講座メニューのなかから選んでもらい、市内に在住・在勤・在学のグループ・団体のもとへ職員が出向き、説明するもの。

●特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）

介護保険法に基づく、65歳以上の人であって、身体上または精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な人を入所させる施設。

【な行】

●西九州させぼ広域都市圏

平成 31 年 4 月、佐世保市を連携中枢都市として、平戸市、松浦市、西海市、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、新上五島町、伊万里市、有田町の 11 の自治体が県境を越えて「西九州させぼ広域都市圏」を形成し、令和 2 年 4 月に佐々町が加わり、近隣の市町と連携して、行政サービスにかかる費用を節減するなど、スケールメリットを生かした取り組みを進めるための枠組み。

●日常生活自立支援事業

認知症の高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人などで、判断能力が不十分なため、日常生活に困っている人が安心して自立した地域生活が送れるよう、相談、福祉サービスの利用援助および日常的な金銭管理などを行うもので、契約締結後、生活支援員が生活支援計画に基づき、定期的な支援を行う。

●認知症

個人のそれまでに発達した知能が、脳の後天性障がいにより持続的かつ比較的短期間のうちに低下し、日常生活に支障をきたすようになること。大きく、脳血管性のものとアルツハイマー病に区別される。

●認知症サポーター養成講座

講師であるキャラバン・メイトと市が協働で行うもので、地域や職域・学校などで認知症の基礎知識について、また、認知症サポーター（認知症を正しく理解してもらい、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者）として何ができるかなどについて学ぶ。

●認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

介護保険法に基づく、認知症高齢者の症状の進行予防・改善を図るため、共同生活をしながら入浴・食事・排泄などの介護や機能訓練を行うサービス。

【は行】

●パブリックコメント

（国民・住民・市民など）公衆の意見。特に「パブリックコメント手続」における意見公募に対し寄せられた意見を指す。日本では、意見公募の手続そのものを指す言葉としても用いられる。パブコメと略されることも多い。パブリックコメント手続（制度）とは、行政が政策、制度などを決定する際に、公衆（国民、都道府県民、市町村民など）の意見を聞いて、それを考慮しながら最終決定を行う仕組みのこと。

●避難行動要支援者（名簿）

平成 25 年の災害対策基本法の一部改正により、高齢者、障がいのある人、乳幼児などの防災施策において特に配慮を要する人（要配慮者）のうち、災害発生時の避難などに特に支援を要する人。また、同法では、避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務付けることが規定された。

●ボランティアセンター

ボランティア活動に関する相談窓口、活動協力・補助、活動拠点・作業場の提供、講演会・ワークショップ開催、ボランティアネットワーク拠点としての活動などを行なう組織。

【ま行】

●民生委員

民生委員法に基づき、厚生労働大臣が委嘱し、児童福祉法に定める児童委員も兼ねている。職務は、地域住民の生活状態の把握、要援助者の自立への相談援助・助言、社会福祉事業者または社会福祉活動者との密接な連携・活動支援、福祉事務所その他の関係行政機関の業務への協力など。

【や行】

●要保護児童対策地域協議会

児童福祉法に基づき、虐待を受けた子どもをはじめとする要保護児童などに関する情報の交換や支援を行うために協議を行う場。

【ら行】

●療育手帳

児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された人に対して交付される手帳。交付により知的障がいのある人に対する一貫した指導、相談を行うとともに各種の援護措置を受けやすくすることを目的としている。障がいの程度は、A判定が重度、B判定が中度・軽度となっている。

●利用者支援専門員（子育て支援コーディネーター）

保護者のニーズを把握し、当事者の目線たって、最適な子育て支援に係る施設や事業等を提案して円滑な利用の手助けをする。

●利用者支援事業

子育て家庭や妊産婦が教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うと共に、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業。

基本型（利用者支援専門員を配置し、「当事者の目線に立った、寄り添い型の支援」と「地域における、子育て支援のネットワークに基づく支援」を行う。）と子ども家庭センター型（母子保健と児童福祉両方の機能を一体的にもち、支援する。）、特定型がある。

(5) アンケート調査の概要

1. 調査の目的

本調査は、「第2期平戸市地域福祉計画」の策定にあたり、市内にお住まいの方々の福祉観、地域活動への参加状況などの実態を把握するとともに、市民の方々のご意見やご提言を広くお聞きし、同計画に反映していくことを目的に実施しました。

2. 調査の概要

平成 29 年

- 調査地域 : 平戸市全域
調査対象者 : 平戸市在住の 18 歳以上から地区別、性別、年齢別の割合を加味した層化抽出法により 2,000 名を抽出
調査期間 : 平成 29 年 9 月 1 日～10 月 23 日
調査方法 : 郵送による配布・回収

配布数 (A)	回収票数 (B)	回収率 $\frac{(B)}{(A)}$
2,000	764	38.2%

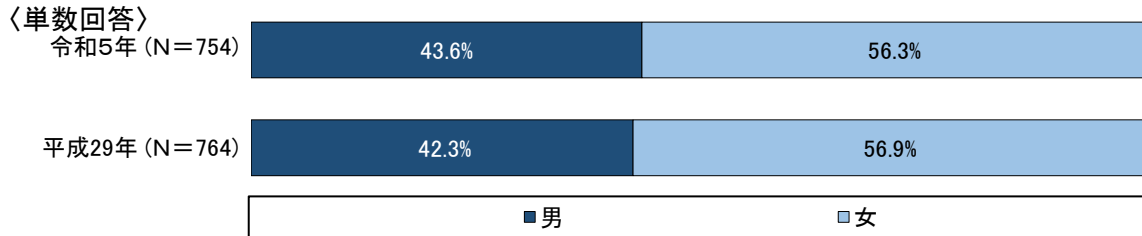
令和 5 年

- 調査地域 : 平戸市全域
調査対象者 : 平戸市在住の 18 歳以上から地区別、性別、年齢別の割合を加味した層化抽出法により 2,000 名を抽出
調査期間 : 令和 5 年 9 月 27 日～10 月 18 日
調査方法 : 郵送により配布 インターネット及び郵送回収

配布数 (A)	回収票数 (B)	回収率 $\frac{(B)}{(A)}$
2,000	754	37.7%

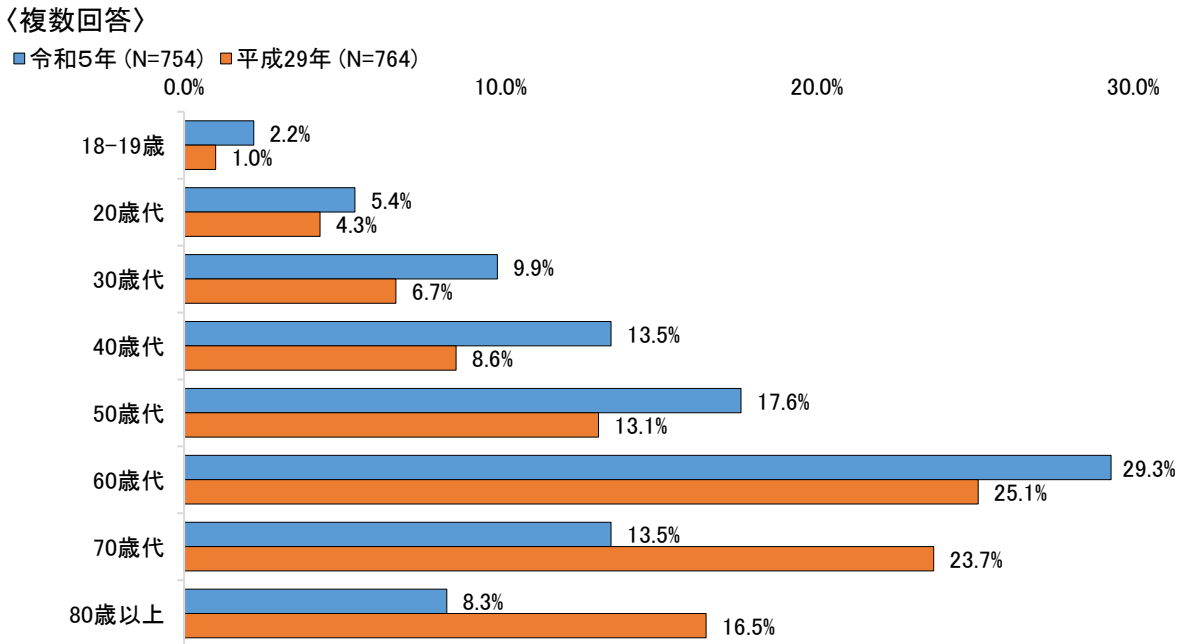
3. 調査対象者についての回答

○ あなたの戸籍上の性別は？（1つだけ○）

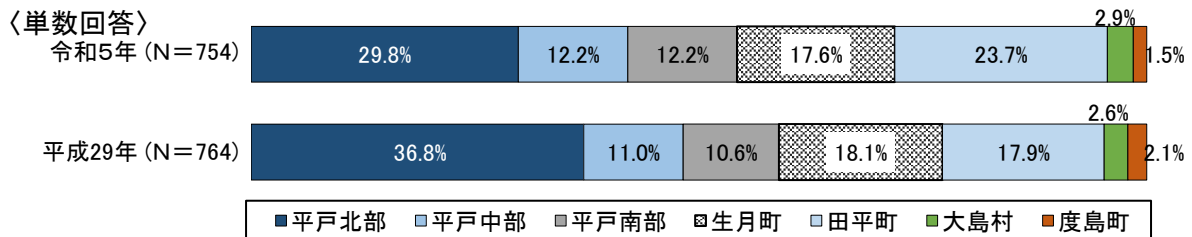


※アンケート結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。

○ あなたの年齢は、何歳ですか。（1つだけ○）



○ あなたが住んでいる地区はどちらですか。（1つだけ○）



福祉シンボルマーク



※この作品は、「福祉の『ふ』を原型に、助け合い（相互扶助）が咲かせる花」をデザインしたものです。

平成 18 年度に市内の福祉関係団体が参加して開催された「平戸市福祉健康まつり」の実行委員会である平戸市福祉健康まつり実行委員会が、福祉のまちづくりを進めていく様々な場面で活用できる福祉シンボルマークを公募し、多数の応募の中から選考したものです。

第 2 期平戸市地域福祉計画 中間見直し版

発行年月◎令和 6 年 3 月

発行◎長崎県 平戸市 福祉課 総務班

〒859-5192 長崎県平戸市岩の上町 1508 番地 3

TEL : 0950-22-9130 / FAX : 0950-22-4421